

参議院地方行政・内閣・人事・法務連合委員会会議録第一号

昭和二十九年五月二十七日(木曜日)午前十時五十六分開会

委員氏名

地方行政委員

- 内村 清次君
- 石村 幸作君
- 堀 末治君
- 小林 武治君
- 伊能 芳雄君
- 伊能 繁次郎君
- 木村 守江君
- 長谷山行毅君
- 高村 軍次君
- 館 哲二君
- 秋山 長造君
- 若木 勝蔵君
- 松澤 兼人君
- 笹森 順造君
- 加瀬 完君

内閣委員

- 小酒井義男君
- 植竹 春彦君
- 長島 銀蔵君
- 竹下 豊次君
- 石原幹市郎君
- 西郷吉之助君
- 白波瀬米吉君
- 井野 碩哉君
- 高瀬莊太郎君
- 矢嶋 三義君
- 岡田 宗司君
- 山下 義信君
- 八木 幸吉君
- 木村福八郎君
- 三浦 義男君

人事委員

- 松浦 清一君
- 宮田 重文君
- 千葉 信君
- 北村 一男君
- 松岡 平市君
- 後藤 文夫君
- 溝口 三郎君
- 山川 良一君
- 湯山 勇君
- 紅露 みつ君

法務委員

- 那 祐一君
- 上原 正吉君
- 宮城タマヨ君
- 亀田 得治君
- 青木 一男君
- 大谷 賛雄君
- 小野 義夫君
- 楠見 義男君
- 中山 福蔵君
- 三橋八次郎君
- 小林 亦治君
- 棚橋 小虎君
- 一松 定吉君
- 羽仁 五郎君
- 木村篤太郎君

出席者は左の通り。
地方行政委員

- 内村 清次君
- 石村 幸作君
- 堀 末治君
- 小林 武治君

委員

内閣委員

- 伊能 芳雄君
- 伊能 繁次郎君
- 木村 守江君
- 長谷山行毅君
- 館 哲二君
- 島村 軍次君
- 秋山 長造君
- 松澤 兼人君
- 笹森 順造君
- 加瀬 完君
- 小酒井義男君
- 植竹 春彦君
- 長島 銀蔵君
- 竹下 豊次君
- 石原幹市郎君
- 西郷吉之助君
- 白波瀬米吉君
- 岡田 宗司君
- 矢嶋 三義君
- 山下 義信君
- 八木 幸吉君
- 木村福八郎君
- 三浦 義男君
- 松浦 清一君
- 千葉 信君
- 北村 一男君
- 松岡 平市君
- 湯山 勇君
- 那 祐一君

人事委員

- 上原 正吉君
- 亀田 得治君
- 青木 一男君
- 大谷 賛雄君
- 楠見 義男君
- 中山 福蔵君
- 三橋八次郎君
- 棚橋 小虎君
- 一松 定吉君
- 羽仁 五郎君
- 木村篤太郎君

法務委員

- 那 祐一君

理事

- 上原 正吉君
- 亀田 得治君
- 青木 一男君
- 大谷 賛雄君
- 楠見 義男君
- 中山 福蔵君
- 三橋八次郎君
- 棚橋 小虎君
- 一松 定吉君
- 羽仁 五郎君

委員

- 小坂善太郎君
- 入江誠一郎君
- 斎藤 昇君
- 柴田 達夫君
- 後藤 博君
- 福永孝一郎君
- 伊藤 清君
- 杉田正三郎君
- 藤田 友作君
- 川島 孝彦君
- 熊林御堂定君
- 西村 高見君
- 堀 真道君

國務大臣

- 國務大臣 小坂善太郎君
- 人事官 入江誠一郎君
- 國家地方警察本部部長 斎藤 昇君
- 國家地方警察本部總務部長 柴田 達夫君
- 自治庁財政部長 後藤 博君

政府委員

- 人事官 福永孝一郎君
- 國家地方警察本部部長 伊藤 清君
- 國家地方警察本部總務部長 杉田正三郎君
- 自治庁財政部長 藤田 友作君

事務局側

- 常任委員 川島 孝彦君
- 常任委員 熊林御堂定君
- 常任委員 西村 高見君
- 常任委員 堀 真道君
- 常任委員 藤田 友作君
- 常任委員 杉田正三郎君
- 常任委員 伊藤 清君
- 常任委員 福永孝一郎君
- 常任委員 柴田 達夫君
- 常任委員 斎藤 昇君
- 常任委員 入江誠一郎君
- 常任委員 小坂善太郎君

法制局側

法制局長 奥野 健一君
本日の会議に付した事件
○警察法案(内閣提出、衆議院送付)
○警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔地方行政委員長内村清次君委員長席に着く〕
○委員長(内村清次君) 只今より地方行政・内閣・人事・法務各委員会の連合委員会を開会いたします。前例によりまして、私が本連合委員会の委員長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。
議題は警察法及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案についてであります。なお、午前中は主として人事委員会の開催もありません。関係で、人事院のかたゝから御質問をお願いたします。なお、政府側の出席者は國務大臣小坂君から國務院関係者は全部出席いたしておりますが、なお法務大臣加藤五郎君、人事院總裁、浅井清君、法制局長官佐藤達夫君に委員長の方で出席を要求いたしました。以上でございます。

○亀田得治君 議事進行について……。
只今委員長から御説明になつた本日の連合委員会の議題になる法案は、私ども法務委員会としては、これは特に関心を持つておる実は法案なんです。これは私どもの委員長を通じても

十分な連合審査の時間を与えてもらいたいというところは特に早くこれは決定をして申上げてあつたはずでございませう。ところが本日ここで開きたいしますると、各種の委員会との合同の連合審査、こういうことになつておるのであります。これは私ども委員長の方にすでに通告しておきます時間だけから見ても、甚だ以てこれは何といふに足らないのです。それが僅か或る程度足りないというよりな程度なら、何とか質疑のやり方も変えることによつて適当に省略もできますが、余りにもこの時間がかけ離れておる。そういう状態がありますので、その辺のことを一休委員長としてはどのようにお考えになつておるか。私どもとしては法務委員会が最初三日というふうな意見が委員会の内部では随分出ていたわけですが、まあいろいろな状況から考えて、三日を費すというふうなことは、これは常識的にとてでもきかないでしょうが、今日だけでこれを打切つてしまふ。それでは余りにも足らない、こう考えるのですが、その辺の点をもう少し明確にされて、一つ質疑に入つてもらいたいと思ひます。私ども心づもりもございませうから。

承わつてはおりました。併し勿論この法案につきましても、各關係の委員会におきましてもその重要性を認められまして、又関連性も認められましてのお申込みである以上は、地方行政委員会といたしまして、慣例もありませんことでありませうからして、それを尊重をいたしまして、是非希望をかなえてやろうというところで、私どもは理事會におきましても最大の努力をいたしたわけでございます。何を申しましたも会期の点もございまして、同時に各会派の事情もございまして、結局は一日ということになつたと存じます。この点につきましては、申込みを受けました各今日の委員のおかたへも、或いはその点に對しまして御不満の点もあらうかと存じますが、そういうふうな客観情勢をどうか一つお察し頂きまして、今日の日取りを以てしまつて終了いたしますように、各委員のおかたへ、又御協力を特別にお願いを申上げておきたい次第でございます。それから更に合同審査を設けることができるかという御質問もございましたが、今のところは理事會にも勿論その希望は又後刻語つてはみまされども、今のところ委員長といたしましては、その見直しは非常に困難であるということだけはここに申上げておきたいと存じております。

○松澤兼人君 只今連合審査は一日に限つて委員長、理事打合せで済めたとはいふお話でありましたが、私の了解では一日はきめまされたけれども、時間をはみ出したりするようなことは別途又協議するといふふうな決定であつたように思ふのです。その点は如何でございませうか。

○委員長(内村清次君) この点につきましては、まあ私の存じておりますところでは、大体一日ということだけは私は確認をいたして、そして日取りの点につきましても、理事會におきましての御発言通りに二十七日ということでは、委員長としてはその他の取扱は委員長御一任のために今日まで取り計らつて来たと思つておりますが、松澤委員もそのときには理事會には確かにおられたこととございませうからして、まあ併し今の松澤委員の御発言を聞きますると、まだほかに日取りは一日だけでなくて、そのほかの日取りも又できさうだといふような、未決定であるといふようなこととございませう。これは又ここには当時おられた理事會の理事のかたもいらつしやいますから、この点は明確にして頂きたいと思ひます。

○松澤兼人君 一日二十七日連合審査をやることはきめられた。それは確かです、私もいきましたから。併しそのときに委員長もどこの委員会、法務でありましたか、どこの委員会は三日も要求しているのだ、或いはどこの一日だといふようなお話がありました。その点については自由党の堀委員から各他の委員長にもお願ひする。それから委員長としては他の委員長もお話合ひで、一日の中に納まるかどうか、はみ出すかどうかといふことを折衝するといふ含みを残して二十七日の連合審査を決定した。私はこういうふうには解いたしませんが、それであるならば委員長がほかの委員長に御相談なすつた結果どうなつたか。或いは堀委員が他の三委員長にもお話ししてできるだけ一日の中に納まるようにお願ひするとおつしやつたが、他の委員長にお話になつた結果をこの際承わりたい。

○堀末治君 この連合委員会の開催については大体理事會で御相談いたしましたのでありますが、最初私はこういう会期の差迫つたことでもありませんから、誠に他の委員会委員各位に對しては甚だ相済みませんことではあるけれども、是非半日で一つ片付けて頂けまいか、これを最初私が提案したのであります。実は参考人を呼ばなければならぬ都合もありませんし、それで甚だ恐縮だけれども、午前中に参考人を済まして頂きまして、午後やつて頂いて、できるだけ時間を勉強して頂きますれば、或いはそのぐらひでお済ませ願ひするのではないかと申したので、私は私お願ひしたのであります。ところが委員長からはなかく、法務委員会の方が三日などといふような申込みがあるのだから、とてもそういうことは言つても通らない、せめて一日何とかやつてもらわなければ困る、こういうこととございまして、参考人は翌日午前といふことで一つお話をきめて頂きまして、どうかそれならばそういうことに、あなたがたも是非他の委員の了解を得るよう努力をして欲しい、こういうお約束であつたのであります。それで私は我が党の那法務委員長にはそのことも伝えましたし、なお又他の委員、委員長自身には私言いませぬ、法務委員会は開かれておりませぬので、ついお断りできませんでしたが、それ、私のこの関係の理事會を通じてそのことをお願ひをしておいたと私存じております。大体そういうので私は御了解ができておると、かように存じております。

委員長といたしましては、前申しましたように、決してこの一日というものに対して満足してやつておるといふようなことではございません。どうか一つこういうような重要法案に對しましては、悪例とならないようないかにあが決定されることを私は希望いたします。まあ隣におられるような次第でございますが、何と申しましたもやはり皆様からの御協力が必要と思つておりますから、特に申込まれました委員長は勿論でございますが、各委員のかたがたの御努力によりまして、御協力によりまして、今日一日で済まされたいように、委員長としては特別にお願いを申し上げます。

○松澤登人君 折角他の委員会の方も来ていらつしやることですから、手続の問題で長く時間を使うのも私は心苦しいわけですね。併し私は最後に御質問申上げました委員長自身が他の委員長とお話になるということも、堀さんか他の委員長とお話になるということも、我々としてしまつては、その問題をまあ期待して一日だけやつてみるということに御同意申上げたと聞いておりますが、御両者のお話でも十分その含みに對する解決を尋ねていないと思つております。併し私は他の委員のかたが熱心に出席されておりますから、これ以上申しませんけれども、果して今日の審議の状況を見まして、これで四委員会の合同審査が適当に終了したかどうか、経過に鑑みましても、適当の機会に地方行政の委員長理事打合せにおいて、これで十分打切つていかどうかというのを一度又あとと協議して頂きまして、改めてもういいということであればそれで結構であります。この

ことだけを地方行政委員長にお願いをして私はもうこれ以上発言いたしません。

○委員長(内村清次君) その点につきましては、十分委員長として心得ておきます。

○千葉信君 議事進行について……只今本日の連合委員会開会についての地方行政委員会における理事会で日程をおきめになつた経緯について、必ずしも私も私然とはできない条件があつたということも、併し今承りまして、私も本日の連合を開会をして頂くことを申入れました人事委員会の立場といたしましては、この際委員長にはつきりとお答弁を承つておかなければならぬことが出て参りましたので、私も私としてはどうも従来慣例等から見ましても、先ず第一には内閣と法務とそれから人事委員会との四つの連合委員会が一日で片付けられようとお考えになられたことに対して、私も私としては承服できないものを感じるわけでございます。更に今回のこの法律案を拝見いたしましたも、少くとも私も人事委員会の立場から見ましても、例えは身分の保障の問題等にいたしましても、或いは給与の決定の条件、それから現行給与との関連と将来に向つての保障がどうなるかという点に於いては頗る不明確であるし、更に加ふるに団体交渉権、若しくは団結権を持つことのできない職員であるという立場からも、私も私としては当委員会でも相当克明に問題を掘下げなければならぬと思つております。従つて私も私の立場から言ひましても、少くとも人事委員会としては、人事委員会の連合に一日を割いてもらう必

要があるかと考えて連合の申入を決定したわけでございます。ところがどういふふうな三者との連合ということでありまふし、而も今松澤君の発言を聞いておられます、必ずしも今日一日で連合を打切つて、あとは地方行政委員会だけでこの法案を審議するんだという、そういうのはつきりしたお話しはないやうでございます。従つて若し本日の連合委員会において特に重要な質疑等が残れば、これは今日以後においてこの問題の取扱について考慮されるべきであるし、又私も私としては、先ほど承つておりますと、今日最初人事委員会のほうの質疑に入るということでありまふし、その人事委員会の質疑も、委員長のお話では午前中ということとで、午前中ということになりますと、あと四十三分しかございません。尤も恐らく午前中といつても十二時までといふふうな厳格におきめになつておるはずはないと思ひますが、併し仮にそれが或る程度時間を延長されても、三者の連合であるという点から言ひますと、私も私としては十分に質疑を、少くとも相当省略しても、最小限度質問しなければならぬ条件を考えますと、この程度では私も私としては法案の審議上承服しかねる時間になると思ひます。こういう条件があるわけですから、この際私も質問に入ります前に明確にしておいてもらいたいことは、他の委員会の委員の諸君もそうでありまふし、私も私の場合には、若し今日人事委員会の委員の質疑が残るやうでありました場合には、委員長として、改めて地方行政委員会の理事會において、残余の質問につい

てどう扱つかうかということについて、この点地方行政委員長としてはつきりした処置をとつて頂く必要があると思ひます。私も私としては先ほど承りまふし、地方行政委員長との打合せの経過についていろいろお話しがございましたが、私も先ほど非公式に人事委員長からお話のありました日程のきめ方等については承服しかれる点がございまして、この点についても人事委員長とそれから地方行政委員長との間で十分な打合せを遂げて、私も私の質問が少くとも最小限度は行い得るやうに、本日の御質問の中からお話しがございまして、理事會でもなかつたやうでありますから、この点について委員長から明確に一つお考えを承つておきたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 第一の点につきましても、確かに人事委員会と地方行政委員会が合同する、いわゆる二つの連合委員会において申込の順序に従つて、或いは又その順序は別にしたとしても、とにかく一委員会との連合をやるといふことは、これは私たちが考へておりました。確かにそうすべきである。といつてこの法案が来たものが丁度十五日に來ました関係で、そのときにはたたくさんの法案を持つておりましたことと、ございませぬけれども、一応は計画はいたしておりましたけれども、問題はこの警察法の問題に入りましてからの会期との間の日程が非常に短かつたもので、そこでどういふやうな形の連合委員会になつたわけでございます。この点は私からこの事情をどうか一つ承つて頂きたいということが第一でございますが、それか

らその内容の点につきましても、確かに人事委員会とは連合するところの重要性があるといふことは理事會におきましても全員が認めておられました。そこで今日午前中に特に今日の連合委員会の各委員のかたへに御了解を求めまして、私が発言を最初やりましたことも、人事委員会が丁度午後からの開催ということと、先ず第一に人事委員会の委員のかたへにお願いしたい。その点で他の委員会の委員のかたへは了解して頂きたいといふやうなことで進めておるわけでございます。勿論只今の御発言の点で大分予定の時間も過ぎて参りまして、あと残り少なくなつておりますが、この点も各委員のかたへに御了解を得まして、十二時を少し過ぎるまでに是非一つこれで終るやうに御協力をお願いしたい、委員長として、まあお且つこれは内容の点につきましても、やはり時間をとるやうなこともございませぬからして、残りました場合には、あなたの御希望の通り、地方行政委員会の理事會でその残つた残余の取扱につきましても、委員長といたしましては御相談しますから、どうかそつういふやうなことで一つ質疑を始めて頂きたい。こう思ひます。

○羽仁五郎君 議事進行について。法務委員会から連合をお願いしました趣旨がどうも貫徹しなかつたのではなかつたかと思つて、その点委員長に伺ひたいのですが、法務委員会が最初三日に互つて法務委員会と地方行政委員会との連合委員会をお願いしたのは、主として改進黨の一松さんの希望によるものでした。今日まだお見えになつていな

らその内容の点につきましても、確かに人事委員会とは連合するところの重要性があるといふことは理事會におきましても全員が認めておられました。そこで今日午前中に特に今日の連合委員会の各委員のかたへに御了解を求めまして、私が発言を最初やりましたことも、人事委員会が丁度午後からの開催ということと、先ず第一に人事委員会の委員のかたへにお願いしたい。その点で他の委員会の委員のかたへは了解して頂きたいといふやうなことで進めておるわけでございます。勿論只今の御発言の点で大分予定の時間も過ぎて参りまして、あと残り少なくなつておりますが、この点も各委員のかたへに御了解を得まして、十二時を少し過ぎるまでに是非一つこれで終るやうに御協力をお願いしたい、委員長として、まあお且つこれは内容の点につきましても、やはり時間をとるやうなこともございませぬからして、残りました場合には、あなたの御希望の通り、地方行政委員会の理事會でその残つた残余の取扱につきましても、委員長といたしましては御相談しますから、どうかそつういふやうなことで一つ質疑を始めて頂きたい。こう思ひます。

いので申上げるのですが、地方行政と

けお尋ね申上げたかと思ひます。

宣誓ということも、この三条による宣誓

をした場合に、この三条による宣誓

容は一般の他の公務員とは違ひます

法務委員会と三日連合委員会をしなけ

「この法律により警察の職務を行う

ある。同時に給与も又宣誓を行わなけ

をしなかつた場合にどうなるか、こ

れけれども、宣誓の持つ意味というも

ればならないというように委員長を通

すべての職員は、日本国憲法及び法律

うために宣誓するという事は重要な要

たい。

ます。

じてお願いしましたのに、実際の今日

の職務を遂行する旨の宣誓の宣誓を行

件になつておる。でこの警察の職員の

員法、地方公務員法、それらの適用

れが私にはわかりません。(「その通

の状況では四委員会の連合委員会の合

を擁護し、不偏不党且つ公平中正にそ

中にはこの法律の非常にあつてい

は、国家公務員は国家公務員法に基

ることは、わかつて頂いてゐるん

同でずから四分の一の日です、三日が

うものとする」という規定がございま

つては国家公務員、地方公務員として

つて特別の宣誓をするわけではござ

ようか。

四分の日になるという事は、客観

にこの場合に於ける宣誓は国家公務

にこの警察官としての、つまり警察職

の宣誓をいたすのであります。その一

〇政府委員(柴田達夫君) 先ほど来長

え、三日が四分の一の日になるとい

員法第九十七条における国家公務員

員としての宣誓、それから一方にお

〇湯山勇君 どういうよりなことをお

答えにならうとしておられるのか、そ

ことが実際可能であるかどうかとい

の地方公務員法第三十一条にお

〇湯山勇君 それではこの法律の第三

条というものは要らないことになるの

でも、この警察法で規定いたしてあり

ことをお考え願ひたい。それから第二

は、この法律に於ける宣誓は、この

〇湯山勇君 おつしやること

〇湯山勇君 それではこの法律の中

〇湯山勇君 おつしやること

どうか政府の態度について注意を

〇国務大臣(小坂善太郎君) これは只

今お述べになりましたように、国家

〇湯山勇君 それではこの法律の第三

〇湯山勇君 それではこの法律の中

て頂きたいと思ひますが、法務委員

ますのは、人権擁護の点なんです。

〇湯山勇君 それではこの法律の中

〇湯山勇君 それではこの法律の中

〇湯山勇君 それではこの法律の中

に、これは政府に向つて委員長から

〇政府委員(斎藤昇君) 只今のお尋ね

〇湯山勇君 それではこの法律の中

〇湯山勇君 それではこの法律の中

〇湯山勇君 それではこの法律の中

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山勇君 私それでは簡単に要点だ

〇湯山

務員であるけれども、その仕事の内容と申しますか、職責の内容から見まして、一般国家公務員、地方公務員としての宣誓の内容は、それ／＼人事院規則なり条例で、今お話し上げになりましたようなことがきまつているわけでございますが、その人事院規則や条例で宣誓の内容をおきめる際に、警察官が特に不偏不党、公平中正に職務を行うという旨のことをも加えて、普通の職員以上に警察職員として宣誓の内容としてそれだけ余計なことを、それだけ附加して宣誓をしてもらわなければならないと、その宣誓の内容に加えるべき事項を規定いたしましたのが第三条でございます。従いまして、第三条は、これによつて警察官に宣誓の義務を課したものでございませぬ。宣誓の内容を特にここに注意いたして、これだけ加えろということとを規定をいたしたのであります。見出しにも「職務の宣誓の内容」とございませぬ。宣誓の義務をこれによつて課したものでございませぬ。

○湯山勇君　そういふことになりましたと、事柄はさう／＼むずかしいことになるわけでございます。人事院規則というものを定める権限は人事院だけにしかございませぬが、そういうことを御承知の上で、こういうふうな御規定になつたかどうか。或いは又地方公務員の条例というものは、地方議会以外には変える権限を持っておりませぬ。そういうことを考慮して、そういうこともおわかりになつて、こういうことを、内容までこの法律で規定されたのだとすれば、その法的根拠はど

こにお求めになるか、お示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田達夫君)　これはこの法律で人事院規則の内容を変えるとか、条例の内容をこの法律で変えるとかいふ意味を毛頭持つものではございませぬので、更に詳しく申し上げます。警察職員である国家公務員は一般職の国家公務員でございます。人事院規則によりましてすべて行動いたしておるのでございます。それは他の一般職の国家公務員と同様でございます。地方公務員につきましても、やはり一般職の地方公務員といたしまして、条例の定めるところにすべて規律いたしまして職務をいたしているわけでございます。従いまして、人事院規則の定めるところにすべて従つてゐるのが現状でございます。従いまして、人事院規則によりまして、この法律の趣旨をお受けになりました。警察官には警察官向きの宣誓を、先ほどお読み上げになりましたやうな文言を、更におきめ頂くということになるだけでございます。この法律で人事院規則を変更するやうな趣旨を持つものではございませぬ。

○亀田得治君　ちよつと関連して、これは私も疑問を持つていた点なんです。時間が制約されておりますので、丁度問題が出てくる時に一点だけ確かめておきたいと思ひます。只今の御答弁であります、人事院規則をこの法律で変えるつもりはない、こつとつしやるのであります。先ほど湯山委員が、現在きまつてゐる人事院規則の宣誓の内容を読み上げられましたあれと、この法律で今問題に

も明らかに違つて来ている。あなたはそれは人事院規則を変えるつもりはないと、こつとつしやるかも知れませんが、現実に言葉だけの上から言つたつて交つてゐるじやないですか。これは重大な変更です。これをどう御覧になるか。

それから内容的な解釈になれば、もつと私は申上げたことがある。例えば警察官らしく宣誓の内容をきめたいという立場から「不偏不党」を入れた、こつとつしやるわけでは、併し人事院規則の場合には例えは主権在民と、この考え方が強く最初に出されてゐる。あなたのほうは恐らく追及されれば、それは憲法に従うということが書いてあるのだから、この中に含まれるのだと、こつとつしやるわけでは、併し人事院規則を言へば、何ももう宣誓も何も要らない。憲法に従うのはこれはもう当たり前です。皆わかつてゐることだ。ところが権力を握つてゐる人は、やせもするこの権力を濫用する場合がある。そこで主権在民と、こつとつしやるのが一般の公務員よりもむしろ警察官にとつてこそ、この条文というものは入れておかなければならぬものでしよう。人事院規則をきめられたときには、恐らくそういうことが考えられて、これはきめられてゐるものだと思う。それをあなたも、こつとつしやるに文字の上から言つても変更してゐるでしょう。内容的にこれを批判しても、明らかにそこにこの区別があるという

ことは誰でも考えられる。これでもあなたは、今湯山君の質問に対して、この法律によつて人事院規則できめてゐることを変えるつもりはないのだと、この答弁がそのまま通ずると思ひますか、はつきりこの点を答えてもらひたい。

○政府委員(柴田達夫君)　私の申上げた御説明の意味は、この法律で人事院規則が変更されるという意味ではないということをお話ししたのでございませぬ。これは当然のことを申し上げてゐる。人事院におかれましては、人事院規則をおきめになります際に、人事院として宣誓の文句をおきめるわけでございます。この法律の趣旨を、人事院のほうで当然法律に規定するにございませぬ。警察官は一般職の国家公務員なり地方公務員でもあり、なお且つ警察法のほうから言ひますと、第三条のほうに特にならぬ宣誓をすべきものであるという規定をいひますので、それをおきめになります。そういうものをお作り頂ければいいわけでございます。今お話がございましたやうな主権在民の精神も入れ、なお且つ第三条にございませぬ。不偏不党、公平中正に職務を遂行しなければならぬという内容のものを人事院規則でお作り下さればそれでよろしいわけでございます。決して別のことではないと思ひます。

○湯山勇君　もう少し今の点はおわかりにならないようですから御説明申し上げますが、今回の国家公務員法の改正の中には、国家公務員法及びその他の法律という条項が加わつたわけですが、若しこれが加わつた場合には警察法によつて人事院規則に若干の変更を加へることが認められる。こつとつしやる

○千葉信君　只今の御答弁を承つておきますと、今問題になつております人事院規則の制定の問題に触れられまして、警察官の場合にはこの法案による条件を考慮して人事院規則を人事院が制定すればよろしい、こつとつしやる御答弁でございますが、国家公務員法の第十六条によりまして、人事院としては

○湯山勇君　もう少し今の点はおわかりにならないようですから御説明申し上げますが、今回の国家公務員法の改正の中には、国家公務員法及びその他の法律という条項が加わつたわけですが、若しこれが加わつた場合には警察法によつて人事院規則に若干の変更を加へることが認められる。こつとつしやる

○政府委員(柴田達夫君)　国家公務員法の十六條のお話でございます。この法律の趣旨を、警察官は一般職の国家公務員なり地方公務員でもあり、なお且つ警察法のほうから言ひますと、第三条のほうに特にならぬ宣誓をすべきものであるという規定をいひますので、それをおきめになります。そういうものをお作り頂ければいいわけでございます。今お話がございましたやうな主権在民の精神も入れ、なお且つ第三条にございませぬ。不偏不党、公平中正に職務を遂行しなければならぬという内容のものを人事院規則でお作り下さればそれでよろしいわけでございます。決して別のことではないと思ひます。

言つておりますが、そういうような関係は必要ありませんか。

○湯山勇君 ございません。もうはつきりしておりますから。

○委員長(内村清次君) ございませんね。ただ了解というよりなことに對するところの明確なことは必要ございませんね。

○湯山勇君 それはできないはずで、今までそういう問題は関連してこの問題と等々、他の教育公務員の問題のとき等々、十分論議されまして、人事院側の見解というのは明瞭でございますから、それでこういうまあ質問もできるわけでございますか……。

○委員長(内村清次君) わかりました。それで委員長としては、一つ政府のほうでも只今のところ方針を統一して頂きたい。それから質疑を進行して頂きたいと思つて、そのほうは保留されますのでね。

○湯山勇君 只今の点を保留いたしました、今度は仮にまあ今の点が明確になつたとして、宣誓の内容についてお尋ねしたいと思つて、この中に日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にと、こういう意味のことがございますが、これは非常に今の段階において警察職員各位にとつての大きい問題だと思つてお尋ねいたします。現在大臣も御承知の通りに日本国憲法の特に九条につきましては、戦争放棄の条項につきましては、その解釈が即その党の性格といふほどまち／＼でございます。これは昨日の本会議におきまして秘密保護法の討論におきまして、あの秘密保護法が憲法違反であるかどうか、そういう

問題について亀田或いは一松各議員からこの点についてはいろいろな場合の御指摘がありました通りです。で警察官が若し日本国憲法を擁護するという立場で、而も不偏不党ということになれば、一体あの戦争放棄の条項についてはどういふ解釈をとるのが不偏不党の解釈か、これを大臣から一つ明確にして頂きたいと思つて。

○國務大臣(小坂善太郎君) 不偏不党といふのは要するに「何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、一非常に中正にやつて行く、而も自分の感情を混さないで、或る者を憎しみ、或る者を特に偏愛する」といふような意味をなしてやること、こういう意味でございます。まして、第九條の解釈といふような場合はこの際問題に特にすることはないのではないかと私は考えます。

○湯山勇君 抽象的にはそういうことが言えると思つてお聞きしたい。例え自由党の中にもまあいろいろな御議論があるようですが、即ち総理の御答弁は戦力になれば憲法違反だと言つておられる。ところが昨日一松氏の討論におきましては、戦力にならうが何だろが、とにかく困難紛争解決の手段として用いなければ、これは戦力であるが何だろが憲法違反ではない、こゝう言つておられるし、或いは社会党のほうの立場では、それはとにかく一切憲法違反だと、こゝういふふうな解釈をとつておられる。そうなりますと、抽象的に不偏不党といふことはあり得ても憲法を守つて行く、具体的に日本国憲法を守るといふ立場に立つてどの憲法が不偏不党の憲法かといふことがわからなければできないことなんです。これは大臣も教育二法案における憲法の言

葉等の解釈について、総理並びに閣議の答弁からもよくおわかりのことと思つて。そういたしますと、一体憲法をどういふように解釈することが不偏不党か、この警察官が守つて行かなければならない、憲法とは一体どなか、解釈が三つも四つもあつて、それがいづれも同じように正しく取上げられていふ場合においては、そういう点はこゝういふ国会の審議で明確にする必要があると思つておられるので、具体的に大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 法律の解釈、或いは大きく言へば憲法の解釈といふものにつきましては、一定の解釈が存在はするのであります。勿論そこに異論のある場合もあるものであります。異論がある場合どうなるかと申しますれば、最終的には最高裁の決定がこれに基準を与えるということにならうと存じております。

○湯山勇君 私が聞きましておられるのは、そういう学問的な問題とか訴訟上の問題とやなくて、警察職員各位がこれを守つて行かなくやならないといふ憲法はどれかといふことをお聞きしたいので、こゝういふことをお聞きするのには、最近頻々として起つておりますあの公安調査庁初め各官署において例えは郵便局を直接訪れる、或いはポストに投函しておられる人についてこれを尾行して、その内容、宛先等を確かめる、或いは第三者を通じてこゝういふことをやつておられる、まあこゝういふた事態、こゝういふた行動は、これは大臣はそゝういふ命令を下したことはないとおつしやいますし、國警長官もそゝういふ命令をしたといふことはないとおつしやつておりますけれども、ともかくも事

実においてそういうことがある。そういたしますと、例えは社会党のような憲法解釈をしておられるものはこれは警察官の憲法擁護という概念とは違つていふという判断をしておられるかも知れない。或いは逆に自由党のような解釈をしておられるのが憲法擁護に反しておるといふ解釈をしていられるかも知れない。そういうことがまち／＼になつたのでは職務の遂行といふことはできないと思つておられる。そういう意味から警察職員に対してはどういふふうな憲法の解釈が正しいのだ、不偏不党の解釈である、公正中正な解釈であるといふやうにそれでは御指導になつておるか、この点を伺いたたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 憲法のそういう点におきましては解釈ならば、極めてはつきりしてあります。私はもう人権の擁護といふことに徹底すべきものである。法律を擁護する立場、憲法を擁護する立場、すべて人権の擁護から始まるのではないと思つておられます。こゝういふ趣旨において指導してあります。

○湯山勇君 人権擁護の立場はよくわかりました。それでは戦争放棄の条項についてはどうお考えでございますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 日本が平和国家として世界の平和を愛する諸國と相携えて民主主義を守る、こゝういふ立場で日本国憲法を解釈いたしてあります。

○湯山勇君 だん／＼抽象的になつて行くようですが、現在問題になつておられる点は大臣も御承知の通りです。でこの戦争放棄の条項の解釈が党の性格を決定するといふような今の段階におきまして、一体警察職員が不偏不党と

いふことを守つて行こうとすれば、一体どういふ解釈を支持すればよろしいか、それを伺いたたいと思つて。

○政府委員(斎藤昇君) 警察官が不偏不党、公正な立場を守ると申しますのは、その職務の遂行に當つてでございます。従つて如何なる党であらうと、その職務の遂行については中正でなければならぬ、こゝういふことでございます。従つて、只今憲法解釈についていふ／＼御意見がございましたが、戦争放棄に關する憲法解釈、この解釈によつて、この種の解釈をしていられる人に対しては、この種の解釈をしていられる人にはどう、こゝういふたようなことがあつてはならないのであります。又警察官が職務を執行いたします場合には、それ／＼法律によつて行つて行つてございまして、こゝういふ学説を信じているものに対してはこゝういふような取扱ひをするといふやうなことは、これはあつては相ならないと思つておられます。

○湯山勇君 それでは只今の御答弁によれば、今日のように学説としてではなくて、實際政治面において憲法の解釈、そしてその実行の仕方といふものが分れておられるような場合にはどれにも荷担しないという態度をとらせる、こゝういふ意味でございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) さういふでございませう。

○湯山勇君 それでは今の点よくわかりました。次にお尋ねしたいのは、この宣誓とそれから例えは上司の命令といふようなものとはどちらが優先いたしますか。

○政府委員(斎藤昇君) 勿論宣誓でございまして、この宣誓の趣旨に反する上司の命令はこれは聞く必要はございません。

○湯山勇君 それではすでに問題になりました高知県或いは神奈川県、群馬県、島根県、長野県、或いは最近では北海道においても同様の事例が起つておるようでございますが、信書の秘密を侵した警官がある。命令ではないにしてもそういう事実はお認めになつておられるようですが、その場合に命令した者があれば、勿論これは宣誓違反であるし、又命令を受けなくてもそういう行為をした者、信書の秘密を侵そうとした者、或いは侵した者はこれはその警察職員個人がすでに警察職員として宣誓違反をやつておる、こういうことになると思うのですが、そういう場合にはどういふ措置が従来とられておりますか、伺いたいと思つておる。

○政府委員(斎藤昇君) 只今挙げられましたいろいろの事例につきましては、事実上相違している点中にはあるのでございますが、これらの一々の点は申上げませんが、信書の秘密を侵したということがあつたといはしますならば、これは当然に法律の制裁も受けます。又人事管理上の懲戒その他の処分も当然受けるのが至当でございます。

○湯山勇君 そつちでございます。今日まで起つた中で、信書の秘密を侵したというよりな事例についてはどういふ措置がとられておるわけでございますか。

○政府委員(斎藤昇君) 明らかに信書の秘密を侵したという報告を受けてはおりません。ただ信書の秘密を侵すよりな何と云いますか、例を申しますと、

と、アカハタの配付先を聞いたというように言われておりますが、事実は、この頃アカハタは局から郵便物として配達されているか、全体若しやならぬのくらい部数が来ていた場合がございまして、警務官といつた場合におきましても、警察官といつた場合には、さういふ信書の秘密を侵す虞れのあるような疑いを受ける、そつちの言動は慎むべきだとかさういふ懲戒に訓戒をいたしておるのでございます。

○湯山勇君 恐らくさういふ問題は法務委員の各位からな詳細な御質問があると思つたので、時間もないうつてでございますから、もう一つだけお尋ねしたいと思つておる。国家公安委員会の委員も又同じようにさういふ宣誓をすることになるわけでございますか。

○政府委員(斎藤昇君) この法律の第十条によつてさういふわけでございます。○湯山勇君 国家公務員の宣誓からは国家公安委員は除外されておると思つておる。つまり国家公務員法の適用を受けないと思つておる。さういふことは、さういふわけで国家公安委員はこの宣誓をすることになりますか。

○政府委員(斎藤昇君) 国家公安委員は特別職でございますから、一般職のいわゆる国家公務員法の適用は受けません。併しながらその職務の実態に即しまして、国家公務員法を適用したほうがよろしいと思つておる。第十條で適用したておるのであります。国家公安委員はやはり一般職の公務員と同じように、この宣誓をいたすのが職務の内容からして適當であると、かように考えたゆゑでございます。

○湯山勇君 そつちでございますと、国家公安委員の宣誓内容とは先ほどの御答弁とも関連するわけですが、若し人事院規則によつての宣誓をすることすれば、内容が違つて来るとさういふことになりませんか。

○政府委員(斎藤昇君) 特別職の公務員は総理府令によつて宣誓の内容をきめることに相成つておるから、従つて必ずしも一般職の警察官が行います宣誓の内容と、特別職の公安委員が行います宣誓の内容とは一致する必要はないと思つておる。

○湯山勇君 それでは更にお尋ねしたいのは、第三条による「この法律により警察の職務を行うすべての職員」と、この「すべての職員」の中に公安委員は入るか入らないか、これを明確にして頂きたいと思つておる。と申しますのは、特別職といふのも職員であることには違ひないわけですが、これは公務員法等によつて定められました通りに、職員を特別職とさうでない一般職とに分けておるわけですから、特別職も又職員である。さういふことは「すべての職員」といふ中には、特別職も当然含まれる。さうするとすべての「警察の職務を行うすべての職員」といふ中には、当然国家公安委員も入ると思つておる。この点は如何でございますか。

○政府委員(斎藤昇君) ここに書いてございます「すべての職員」と申しますのは、法文はちよつと余り上手な作り方ではございせんが、服務の宣誓を行うすべての職員と、かように解釈をいたしております。

○湯山勇君 それではこの文章が間違つておると、さういふことになるわけでございますか。

○政府委員(斎藤昇君) 間違つておるとは思いません。表題は「服務の宣誓の内容」としてその宣誓の内容にはさういふことを書かなければならぬ、宣誓をやる義務のあるものは何であるか、先ほどお尋ねのように、これは国家公務員法、或いは地方公務員法、或いはその他の法律でございまして、従つて国家公安委員には第十條で宣誓をすることによりおられますから、その意味でここに公安委員も入る、かように考へております。

○湯山勇君 私は法律のことは余り詳しくはございせんけれども、法律の建前から申しまして、この三条は総則なんです。この法律の第一章の総則の中の第三条で、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は」と、これが一つの主要な主語ですね、その者は次のような宣誓をしなくちゃならないといふのだから、当然解釈としては公安委員だろつちが何だろつちが、すべて特別職も一般職も含めて「すべての職員」の概念に入るはずなんです。それを今のような御解釈をなさるとすれば、これはどうも日本語の建前を根底から変えて行かなくちゃならない、さういふことになりまふので、さういふ解釈は一体どういふところから出て来るか、純粹に解釈して頂きたい。

○政府委員(斎藤昇君) 第三条は先ほどから申しておりますように、宣誓の義務を課しておる条文ではございせん。宣誓の内容、それにはさういふ旨とでございまして、宣誓義務を課するのは別の法律又は別の条文でやるわけ

でございます。その点を御了解願いたいと思つておる。つまりこの「すべての職員」の中に、第三条に規定した「すべての職員」の中に国家公安委員は入らないという御答弁だつたので、それではおかしいじやないか、「すべての職員」といふのは、職員という概念は特別職も一般職も入るのだから、「すべての職員」といふ中には公安委員も、すべての警察職員、皆入るわけじやないかという御質問をしておるわけですから、この宣誓の何と云いますか、性格とかさういふものでなくて、この第三条における「すべての職員」といふものの中には当然公安委員は入るのではありませんかというように對しての御答弁をお願いいたします。

○政府委員(斎藤昇君) この中には公安委員も入ります。入りますが、これはこの条文によつて当然入るのではありません。宣誓の義務は……公安委員は他の条項によつて宣誓の義務を課しておりますから、従つてこの中には当然入ります。そのように申上げたのであります。

○湯山勇君 非常にわからなくなつて参つたのですが、これは一体第三条といふものは幽霊のようなものになつてしまつた。なお先ほどのと併せて今のような点も御検討願いたいと思つておる。

○湯山勇君 ちよつと御答弁がそれでおると思つておる。つまりこの「すべての職員」の中に、第三条に規定した「すべての職員」の中に国家公安委員は入らないという御答弁だつたので、それではおかしいじやないか、「すべての職員」といふのは、職員という概念は特別職も一般職も入るのだから、「すべての職員」といふ中には公安委員も、すべての警察職員、皆入るわけじやないかという御質問をしておるわけですから、この宣誓の何と云いますか、性格とかさういふものでなくて、この第三条における「すべての職員」といふものの中には当然公安委員は入るのではありませんかというように對しての御答弁をお願いいたします。

○湯山勇君 非常にわからなくなつて参つたのですが、これは一体第三条といふものは幽霊のようなものになつてしまつた。なお先ほどのと併せて今のような点も御検討願いたいと思つておる。

○湯山勇君 非常にわからなくなつて参つたのですが、これは一体第三条といふものは幽霊のようなものになつてしまつた。なお先ほどのと併せて今のような点も御検討願いたいと思つておる。

○湯山勇君 非常にわからなくなつて参つたのですが、これは一体第三条といふものは幽霊のようなものになつてしまつた。なお先ほどのと併せて今のような点も御検討願いたいと思つておる。

○湯山勇君 非常にわからなくなつて参つたのですが、これは一体第三条といふものは幽霊のようなものになつてしまつた。なお先ほどのと併せて今のような点も御検討願いたいと思つておる。

いりようのお話ですが、国家公安委員の上司とは一体どういふのが上司になるわけでございますか。国家公務員法第九十八条第一項……

○政府委員(斎藤昇君) 第九十八条第一項を適用いたしておりますのは「職員は、その職務を遂行するについで、法令に従い、」この点が特に必要であると考えて進用をいたしたのであります。「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とござい

ますが、これは上司がございませぬから、この点御了承願いたいと思ひます。

○湯山勇君 それじや特にここへ九十八条第一項というのを挙げたのは意味がないわけでございますね。「法令に従い、」というの、もうすべてきまっております。

○政府委員(斎藤昇君) 大体一般職の公務員に適用されてるので、この公安委員に適用したほうがよろしいと思ふものを全部進用いたしましたので、これを除く必要はない、かように考えております。

○湯山勇君 上司の命令に従いという規定を上司のないものに適用する、殊にここへは全部を網羅したのじやなくて、何条何項とちやんと抽出してあるのですから、抽出するときにさういふ必要のないものは省くものなんだ、それをあえて挙げておつて、而もそんなものはなくてもいい、あつたところで差支えないのだというところは如何にも納得しがたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) これは第一項全部を進用する必要がないのはございませぬ。先ほど申しましたこの前段が進用に相成る。後段は上司がないか

ら進用の際に進用ができないというところでありまして、法令に当然に従う、或いは上司のある場合には上司の命令に忠実に従うというの、これは当然のあれでございますが、当然のことを法律に書いたものであります。その当然のことを公安委員にも進用するということは差支えないと思ひます。

○湯山勇君 法令の定むるところによつて法令に従うというふうなことは言わなくてもわかつて居る。それでもそれを書くから、ついでに上司がなくても上司の命令に従うということもつけておく、一体こんな法律でいいのかどうか。私は時間がありませんので、今の問題にいたしましても、それから第三条の職務の宣誓だけにいたしましたも、これだけ問題がございませぬ。なおそれについては先ほど委員長から保留されましたように、御答弁願わなければならぬことが残つておりますが、時間も参りますから、ここで一応私の質問を打ち切ります。

○千葉信君 私は他の一般的な問題についても御質問上げることがたくさんありますが、今湯山委員が質問いたしました第十條の関連でも、やはり實さなければならぬと思つておりましたので、先ず最初この点からお尋ねを申上げます。

只今の御答弁を聞いておきますと、国家公安委員に対する服務条件等を決定しました第十條をみますと、国家公務員法の第九十六條第一項を初めとして、国家公務員法を進用するという条件がその服務に關して相当広汎にこの法律に出て参つておりますが、私どもこの法律を見まして、この服務の問題

について考えられますことは、一体国家公安委員の服務の關係について、どうして従来の官吏服務紀律によつてそのままこれを適用しても差支えないのを、第九十六條第一項、或いは第九十七條、第九十八條第一項、これは只今問題になつた条項であります。そのほか第九十九條、第一百條第一項及び第二項、第三條第一項及び第三項、その他これらことごとくを検討して見ましても、従来の官吏服務紀律をそのまま援用することによつて、何らここに新しくこの法律の条文に特に抽出しなければならぬかつた理由の発見に若しむのであります。その中では一番問題になりますことは、只今の公務員法第九十八條第一項であるうと思ふのであります。一体この場合に只今問題になりましたように、国家公務員法によりまして、「職員は、その職務を遂行するについで、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」一体国家公安委員の上司というの、誰であるのか、今までの政府の答弁を聞いてお

りますと、例えば衆議院における連合委員会の答弁において、五月六日石山委員の質問に対して「こう答えて居る。『委員会は御承知のように五人で、奇数委員会でございませぬ。そこで委員長は表決権を持つておられますが、委員自身は表決権を持たない、ただ採決権を行使するといふことになつて居るわけでありませぬ。』これは小坂國務大臣の答弁であります。『従つて國務大臣である委員長の意思といふものは、国家公安委員を拘束するといふようなことにはならない。委員自身がその判断と責任において警察業務を管理運営する。』こう答弁しておる。そうする

と、この法律の建前は、この答弁を以てすれば、国家公安委員はその五人の構成する委員会の中で警察業務の管理運営に當つては何人の拘束も受けずに独自の判断において委員会がこれを決定する、こういうことにならざるわけです。そういう建前であるとするならば、国家公務員法の九十八條を援用して、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。大臣の御答弁とこの条文を援用したところの中には明らかに食い違ひが出ておられますが、先ず上司は誰であるか。それからこの上司があつて、上司の命令を受けるといふことになつて、一体公安委員の委員がその機能をこの法律の所期する通りに發揮できるとお考えになるかどうか、この点を承わりたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国家公安委員の各自におかれては独自の判断において独自の責任で警察業務を管理運営するわけでありませぬ。これは今お説上げになりました速記録の通りであります。そこでそれじや誰が監督するかということになりませぬが、これは私困民であるう、国会であるうと思ひます。そこで上司といふものはないわけです。そこで先ほどは、これは先ほど同委員長が答へました通りでございます。九十八條の第一項といふものは先ほどの御答弁にもありませぬ。後段についてはちよつとおかしいという気がするのであります。併し九十八條をそのまま書いて前段だけ適用して行くのもおかしいので、九十八條の第一項、こういうことになつて居るかと思つておられます。

○千葉信君 そういたしますと、政府の提案した御意向の中にも、この九十

八條の第一項の全文をこの際この法律の中にそのまま記述するということについては、これはその御提案の趣旨なり、只今の御答弁から言ひましても、第一項後段にかかわる部分についてはこの法律から除外すべきであるといふことになりませぬが、そう了解して差支えございませんか。

○政府委員(斎藤昇君) 第一項前段を進用すると書けば或いはそれでもいいかもわかりませぬが、そういう書き方はできません。法律といたしましては、これは進用でございませぬから、上司がなし、職務上の命令を受けるといふものには進用のしようがありません。進用のできるところだけを進用するわけでございますから、これで適當であると考えております。

○千葉信君 問題はこの法律の援用だけということにとどまらぬのです。それは国家公安委員会が果して政府の提案理由の説明にありますように、政治的中立性を保つ合議機関たる現在の性格を一貫して堅持し、そうして飽くまでも国家公安委員会は中正な判断に立たなければならぬと規定されておる。そういうことに法律が提案されておりますし、最も国会でも論議の対象になり、そして又委員諸君の懸念するところは、國務大臣が国家公安委員長になつて構成される、この国家公安委員会が果して中正な判断に基き運営が行われるかといふことです。それから政治的中立性を保つ機関になるかどうかといふこと、こういう点が最も問題になる点でございませぬ。従つてそういう点が問題になつて居るときに、國務大臣を充てることが問題になつて

いるときに、更にその委員諸君の服務

に對して明らかにあなたがたが要らな
いと言つて、後段の法律を援用する
場合のやり方が、こうなつてゐるから
これを援用したといふことだけでは済
まない問題だと思ひます。つまりこの
場合どういふ法律ができれば、この国
家公安委員に對しては何らかの上司が
あるといふ前提に立つて解釈をされる
ことになるんです。法律がそんなでた
らぬ規定をするとはできないこと
は當り前です。従つてそのなれば上司
がないものに対して上司の命令に従わ
なければならぬといふ法律は、
これは法律として立法すべきでない
のです。一体どういふことになりませ
んと、只今申上げましたように公安委員
会の機能そのものについて、それから
又運営について少くとも疑念を持たれ
てゐる法律案の中で、殊更にこうい
う上司があるかのごとき、只今の御答弁
によりますと、上司はないといふので
すから、上司があるかのごとき法律を
ここに援用するといふことはまづい
じやないのですか、その点はどうで
すか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 法律を準
用します場合に、そのどの部分とい
うのは書かないことになつてゐるよう
であります。内容のないものにつきま
しては、當然その法律の適用はない、
その部分はないのであります。従つて
この九十八条第一項の場合、公安委員
に上司はないのでございまして、上
司のないものについては適用はない、
こういふふうに考へておる次第であ
ります。

○千葉信君 只今の問題になつてお
りますのは、国家公安委員に對する服
務の關係でこの法律が問題になつてお
るのです。他の警察の職員とか或いは
その他の場合を含んでゐる場合ならば
いざ知らず、国家公安委員に對するそ
の服務の關係でこの第十條が規定され
ようとしておるのです。そういうこと
になると、この規定はこの委員諸君に
關係のない問題でありますから、従
つて公安委員だけを對象としてゐる第
十條の場合に必要ないじやありません
か。

○政府委員(斎藤昇君) 準用される第
九十八條第一項が上司のある場合の規
定だけであるならば、これに準用はい
たしません。九十八條第一項は上司の
ある場合、ない場合を含めて書いてあ
ります。上司のある場合には上司の職務
上の命令に従ふとあるわけでありませ
んから、これを準用でなくて、条文をこ
の中に全部書くといふ場合であります
れば、後段を削つて書くわけでありま
すが、準用といふ法律形式を用いまし
たから、従つて前段、後段といふ準用
の仕方ができませんから、かようにな
つたわけでありませぬ。重ねて申上げま
すが、九十八條第一項が上司のある場
合に全部限つておるならば、これに準
用はいたさなかつたのでございませぬ。

○千葉信君 只今の答弁から言いまし
ても、少くとも国家公安委員の場合に
は上司がない。そして第十條はその上
司の命令に服従しなければならぬとい
ふ条文ですから、而もこれは国家公
安委員に限る場合の上司ですから、こ
れは第十條の国家公務員法第九十八條
第一項の後段については、これはこの表
現は少くともこの法律案は妥当なもの
でないといふことがはつきりいたしま
したから、私は次の質問に入ります。

「委員長退席、人事委員長松浦清一
君着席」
それから最初に戻つて御質問申上げ
ますが、国家公安委員はその委員長
に國務大臣を充てるといふことに第六
條に規定されておりますが、政府はこ
の法律案の提案に當つて治安責任の明
確化を期したと言われておるのであり
ますが、まあ私はその点では了承いた
しますけれども、併し同時にその提案
理由の説明の中には政治的中立性を保
つ合議機關たる現在の性格を一貫して
堅持した。そしてその公安委員会は
中正な判断に基いて警察の管理運営を
行ふといふことを期待してゐると言つ
てゐるのであります。現在の議院内
閣制に基く日本の場合において、議院
内閣制は當然の結論として政党政治で
あり、そしてその政党内閣の下にお
けるその大臣が果して政治的中立性
を保つことが可能だと考へたその理由
はどこに根拠なり積りなりを持たれて
いるか、その点を承わりたいと思ひま
す。

○國務大臣(小坂善太郎君) 御承知の
ごとく現在の憲法六十五條には「行政
権は、内閣に屬する。」とある。六十
六條は、内閣は連帶して国会に對して
責任を負ふといふことで、その國民に
對する責任、行政の責任、立法府に
對する責任を明らかにしておるわけ
であります。治安の責任といふものもや
はり行政の一部でございまして、これ
はやはり憲法上からみましても、国会
に對して責任を負ふべき立場にあると
思ふのであります。併しこの治安の責
任をどういふふうにして極めて明確に
いたしますことは必要でございませぬ
が、半面そこに警察の中立性といふ

ものが損われる虞れなしとしない。そ
こでこれを如何に調和すると言いま
すか、如何にこれを按配するかといふ
ことで、公安委員会の活用といふこと
を強く前面に打出してやつておるわけ
でございませぬ。御承知のごとくこの公
安委員といふものは奇数になつてお
るので、その際に表決権を行使いた
しますのは委員でございませぬか
ら、可否同数といふことは重大問題の
ときにはあり得ない、事実上あり得な
い。病氣であるとか、或いはそうした
ような事故があつた場合はどうする
といふこともありませぬと思ひませ
ぬが、そういう際には委員の職責にお
いてその意思の表明をなすことは十分
あり得ると考へます。委員長は國務大
臣を以て充てることになつておるま
して、現在の議院内閣制の下におきま
しては、恐らく政党内閣に属するであ
らうと思ひます。併しその委員会の委員長
の地位といふものは、これは表決権を
持たず、採決権のみを持つておるので
ありませぬ、その公安委員会の意思を
表明するといふ場合に委員長の意見が
表決権に現われるといふことではない
のであります。そこで政府の治安に對
するところの考へ方といふものを常時
公安委員に國務大臣たる委員長が出席
いたしまして、その間に種々隔意なき
話し合いをなすといふことによつて、
い意味で内閣の考へ方、治安に對す
るところの考へ方、公安委員の中正な
考へ方、不偏不党の考へ方といふもの
が、そこに意思の十分なる疎通を
得るであらう、こういうふう
に考へておる次第でございませぬ。

○千葉信君 憲法に基く国会に對する
行政部門の責任という立場から、こ

ここに國務大臣を充てるといふことを政
府としては考へられておるのでありま
すが、成るほど行政府としては憲法に
基いて国会に對して行政全般に對して
責任を持たなければならぬといふことは
明らかであります。併し従来の政戦後
における日本の民主化を図るといふ立
場から言ひますと、ひとしく行政部門
に屬すべき、これは例へば司法、立法
といふ分類の中でどこへ入れるかとい
ふことになれば、当然これは行政部門
の中に屬さなければならぬといふ考
えで行政府に屬しておるものの中
に、おつしやるように例へば警察の業
務、或いは例へば教育に關する行政の
問題、或いは人事行政に關する問題と
いふふうには、これらも行政部門の一環
として、その体系の中では国会に對し
て、若しくは國民に對して政府が責任
をとるといふ建前になつておるま
して、ここで問題になりますことは、今
申上げたこの三つの部門等について
は、単に他の行政部門における場合と
同様の考へを以てこれに當つては、日
本の民主化を期待できないといふ条件
があるはずでございませぬ。例へば一例
を申上げますと、人事行政等の場合
において、會つての政党内閣に基く
官吏行政におきましては、官吏個々
人の職官性を誘發し、非常に弊害を
伴つた官僚制度を築き上げてしまつ
た。一方では政党内閣担当を交替す
ることにより、それらの官吏に對する身分
の保障等が絶えず不安定な状態に置か
れて来た。そして同じその官吏自体
の中にも、いろいろな条件の中で非常
に不公平、不利益な取扱ひを受けるもの
が出たり、場合によつては特に有利な条
件で取扱われるものが出た。つまり政

ものが損われる虞れなしとしない。そ
こでこれを如何に調和すると言いま
すか、如何にこれを按配するかといふ
ことで、公安委員会の活用といふこと
を強く前面に打出してやつておるわけ
でございませぬ。御承知のごとくこの公
安委員といふものは奇数になつてお
るので、その際に表決権を行使いた
しますのは委員でございませぬか
ら、可否同数といふことは重大問題の
ときにはあり得ない、事実上あり得な
い。病氣であるとか、或いはそうした
ような事故があつた場合はどうする
といふこともありませぬと思ひませ
ぬが、そういう際には委員の職責にお
いてその意思の表明をなすことは十分
あり得ると考へます。委員長は國務大
臣を以て充てることになつておるま
して、現在の議院内閣制の下におきま
しては、恐らく政党内閣に属するであ
らうと思ひます。併しその委員会の委員長
の地位といふものは、これは表決権を
持たず、採決権のみを持つておるので
ありませぬ、その公安委員会の意思を
表明するといふ場合に委員長の意見が
表決権に現われるといふことではない
のであります。そこで政府の治安に對
するところの考へ方といふものを常時
公安委員に國務大臣たる委員長が出席
いたしまして、その間に種々隔意なき
話し合いをなすといふことによつて、
い意味で内閣の考へ方、治安に對す
るところの考へ方、公安委員の中正な
考へ方、不偏不党の考へ方といふもの
が、そこに意思の十分なる疎通を
得るであらう、こういうふう
に考へておる次第でございませぬ。

○千葉信君 憲法に基く国会に對する
行政部門の責任という立場から、こ

党の意思によつて動かされる。政党内閣であるが故に官吏の身分は不安定且つ不利益、不公平に扱われるという状態のために、そのために敗戦後における日本の国内にこの官吏制度の改革という立場から、行政部門の中に所属するけれども、併しその中で独立した機関としての人事院の制度が設けられ、公務員制度が設けられたことはこれは大臣も御承知の通りなんです。同様に教育の問題につきましても、これは教育行政の所屬は成るほどこれは内閣に所属するにいたしまして、教育の内閣等については一党一派に偏すべきではないという教育基本法の建前に立つて、教育部門の問題が今日まで考えられて来ております。同時に問題は警察行政の場合にも、警察業務の場合にも同様の条件があることは、これは大臣も御承知の通りであります。つまりこの三つの場合におきましては、他の農林行政とか、或いは通産行政とか、水産行政というような形で考えられていない行政部門と同様に扱われるべきではないし、同様に扱われるべきではないし、同様に扱われるべきではないし、民主化にとつては弊害と、それから將來に向つての不安を持たざるを得ない。こういう立場からこれはたとえどこの問題についても、どの内閣にしても、なければならぬことは当然のことだと思ふのです。

合において当然考慮しなければならなかった、例えば他の人事行政の場合、或いは教育行政の場合と同様にこの問題についても中立的な判断を所期し、或いは政治的中立性を確保するという行き方ではなかつたならば、これは政党内閣、その内閣が交替することによる問題をめぐつて警察行政のあり方について必ず将来好ましくならざる条件が絶えず惹起して来ると考えなければならぬと思ふのです。そういう意味では国家公安委員会も行政部門の一部門であるという考え方で国会に對する責任云々という、そういう答弁だけでは片付ける問題ではないはずで、従つてこゝろ以上述べたような観点からすれば、國務大臣が国家公安委員会の委員長であるという事は、これは少くとも公正な警察行政を行うというためには好ましくならざる条件だと考えなければならぬと思ふのですが、大臣としては今申上げた、例えば行政部門の中におけるその三つの行政の問題について大臣はどうお考えになつておられるか、この点を伺つておきたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 仰せのごとく治安の責任を非常に明確化しようと思ふと考へますれば、誠に政党政治からする弊害が出て来るという事は考へられるのでありますが、私も治安の責任を極端に明確にしようと思ふれば、これは公安委員会というものを置かないでやるといふ方法が最も私は責任の明確化になると思つております。併しそれではなりませんので、公安委員会というものを設置いたしました、特にこれに運営管理の強力なる権限を与えておきまするわけでございます。

而も委員というものは任期が五カ年間これは全く保障をされております。任期が保障され、それ自体良識を持つた見識のある人でありなつて参ります、これが運営管理の中心となつて参ります。際に、仮に機車を時の政府が押さうとしたとしても、これに服従することはこれに当然であらうと思ふます。そこにいよいよやるチエック・アンド・バランスの原則が働いておられるのでございませう。お示しになりましたように、教育の場合の教育委員会というものは十五條の二の規定もございまして、國家的な機関として処理する事務につきましまして、主務大臣の指揮監督を受けることになつております。併し警察の場合はむしろそれよりもつと指揮監督を受ける度合いが少くなるのでございまして、そうして公安委員長が國務大臣として公安委員会に出席して意見を述べ、いろいろ話し合ひをするのでございまして、その意思が直ちに警察行政に取入れられるという担保は一つもないのでございませう。やはり何となく政府と話をすると、考へを話すという程度のものもございまして、指揮監督の権限はございませぬ。先ほど問題になりましたように公安委員会には上司はないのでございませぬ。私も是非常にその点は保障をされておると考へております。かれこれ披露いたしまして、結局民主的保障、それから能率化、治安の責任と申しますか、まあほどほどの調和点と申しますか、種々御批判はあろうかと思ひますが、私は現在において言ひ得る最も妥當な調和点ではなからうかと考へて、この法案を御審議を頂いておられます次第でございませう。

○千葉信君 意見の相違という恰好に、次の問題に入りませんが、次にお尋ねしたいことは、都道府県の公安委員会は、警視總監であるとか或いは道府県警察本部長以下巡査、これはどういふ名前に今後なりますか、現在ではどう言われておられるの巡査に至るまで一切の任免権を持つておられます。ただ任命権者に対して懲戒罷免の勧告をすることができただけになつておられますが、こゝろよりやり方で人事権を持たずしてその業務の全般についてこれを管理するといふことが一体期待できると政府のほうではお考えになつておられますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 懲戒罷免の勧告といふものは人事権とは言へないと思ひますが、併し例え警察本部長なり警視正なりといふものが地方に出で参りまして、これは本部から任命せられて行く、それが都道府県公安委員会におきまして、あの男は不適格であるから罷免したらよからうといふ勧告をなされた際には、これはとも部下の掌握、指揮命令するなどという事はできないことだと思ふのでございませぬ。そういう点で私はいわゆる人事権といふものの範疇に属さなくともやり得るのではないかと考へておりますが、ただ衆議院におきまして、この点において先に御審議を頂きまして改正案が出ております。私も途中から引續ぎましたものでございませぬが、この改正案は相当尊敬すべきものであらうと存じております。

○千葉信君 次にお尋ねしたいことは、公安委員会に広く人材を求めるといふ立場から資格条件等を大幅に緩和して、警察と検察の前歴あるものに限つたという提案理由が、その制限を限つたという最初の原案でございませぬが、衆議院の修正でこの二つの条件が原因もなく五カ年限りと制限しましたのは、制限の趣旨が骨抜きになつたと認められる点があると思ふのでございませぬが、この点についてはどうですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 本来この公安委員といふものは一般の市中における良識と言ひますが、そうした専門的なものは持たないけれども、一般から常識上当然に信頼を受ける意見を持つておられるといふような人たを以て構成することを主旨と考へておられます。特に専門的な知識を必要とされぬかたを必要としないのではなからうかといふふうに考へておられますが主旨でございませぬ。まあ立法府の御修正には行政府はこれに従わざるを得ないのでございませぬ。

○千葉信君 同じ国家公務員という場合にありまして、警察庁の職員は法律に基く行政機関職員定員法で定められておられますのに、警視正以上の地方警察官の定員は政令で定める、五十七條であります。これは一体どうしてこゝろいふふうに行政機関職員定員法で定めるといふ形をとれなかつたのか、この点を伺ひたい。

○政府委員(斎藤昇君) 都道府県警察職員であります警視正以上は国家公務員でございませぬが、併し国の行政職員でございませぬから、定員法には入れなかつたのでございませぬ。

○千葉信君 国の行政職員ではないから、行政機関職員定員法にこれを入れなかつた、こゝろいふ御答弁です。

から、更にその次の問題に入つて御質問申上げますが、国の行政機関の中にあるものでないものを国家公務員と定め、そして更にその次の条件としては、これらのものの階級別定員は総理府令で定める、どうなつております。職務の級の定数は一般職の給与法によりまして、人事院がその職務の級の定数を定めることになつており、同時にその定数を改訂する権限もこれ又人事院が持つ、そしてその実施についても人事院規則でその法律の第八条で定めることになつております。そうすると御承知の通りに国家公務員は一般職の職員と一般職以外の職員は全部特別職で、特別職以外の職員は全部一般職職員、こういうことになつております。そしてその一般職の職員の場合には国家公務員法で一切律せられるというのが国家公務員法の建前でございます。そうなりますと、国家公務員法ではつきりときめられてこの条件、それから国家公務員法に基づく一般職の職員の給与法に基いて決定されているこれらの一般職に対する職務の級の定数等について総理府令で定めることができるというのはいくつかからその法的根拠が出てくるのか。この点をお伺いいたします。

○政府委員(斎藤昇君) これは国家公務員法ではございますが、併し都道府県の機関の職員でございますので、従いまして先ほども申しますように行政機関の定員を定めます定員法には、これは国の行政機関の職員ではございませんから当然入らないわけでございます。併しながら国家公務員であり、国が当然に給与負担する、そういうふうな関係から、その定員はどうかでございませぬ。

かできなければなりませんので、それを政令で定員を定め、又階級別定員、これを総理府令で定める、さうなつております。

○千葉信君 どうも御答弁が不明確ですが、御承知のように国家公務員法の決定するところによりまして、国家公務員の職務はこれを一般職と特別職に分ける。一般職は特別職に属する職員以外の国家公務員の一切の職を包含する、いいですか、その特別職というのは第二条によつて、第二項第一号から第十八号まで明定されている。これ以外の職員は一切これは一般職の職員でございませぬ。いいですか、その一般職の職員については、給与の問題については一般職の給与法で定められるというところもこれ又つきり定められております。そしてその一般職の給与法で定められる一般職の職員に対する職務の級等は給与法の第八条によつて人事院がこれを定めるというところは、これ又つきりしておる。そうするとあなたがたの今提案されているこの法律案は、国家公務員法の第二条に違反するし、一般職の給与法の第八条に違反する。それからですよ、この条件は国家公務員法の第二条にこのようにはつきり定められておる。今申上げたような特別職と一般職以外に対しては、政府は一般職又は特別職以外の勤務者を置いて、その勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならないと、国家公務員法の第二条ではつきりしておるんじゃないですか。それをあなたがたは、これ以外に一般職の職員があるという法律案を提案している。公務員法違反じゃないですか。

○政府委員(斎藤昇君) 最後の御質問は、第五十六条に書いてあります「階級別定員」というのは、その国家公務員法でいう、いわゆる級別定数と誤解していらつしやるんじゃないかと思ひます。俸給の級別、これは全部国家公務員法においてやるのであります。ここに書いてあります「階級別定員」と申しますのは、警視正であるとか、警視長であるとか、そういう階級を指しておるのであります。これは国家公務員法に何ら違反するものではないと思ひます。

○千葉信君 実際にその職務の級の定数と階級別とどういふふうに通ずるか、その点もつと明確にお答え願ひたい。

○政府委員(斎藤昇君) この何級何号というのとはこれは全然別でございます。ここに階級と書いてありますのは警察官の階級なんでありまして、第六十一条に警察官の階級と書いてございまして、これは例をばこの階級にございまして、警視正或いは警視長といふものは人事院で言う何級のものとあるかといふのは、これは人事院で定めることになる。現在例をば警視正は第十一級から第十二級まで、警視長は第十三級又は第十四級、こういうふうな定められております。

○千葉信君 お尋ねいたしますが、その今御答弁になりました警視長若しくは警視正で何級には何人、何級には何人という形で設けられておるのか、これが一般職職員の給与法における級別定数といふことで同じじやありませんか。どこが違ひのですか。

○政府委員(斎藤昇君) 最後の御質問は、第五十六条に書いてあります「階級別定員」というのは、その国家公務員法でいう、いわゆる級別定数と誤解していらつしやるんじゃないかと思ひます。俸給の級別、これは全部国家公務員法においてやるのであります。ここに書いてあります「階級別定員」と申しますのは、警視正であるとか、警視長であるとか、そういう階級を指しておるのであります。これは国家公務員法に何ら違反するものではないと思ひます。

○千葉信君 どうも御答弁が不明確ですが、御承知のように国家公務員法の決定するところによりまして、国家公務員の職務はこれを一般職と特別職に分ける。一般職は特別職に属する職員以外の国家公務員の一切の職を包含する、いいですか、その特別職というのは第二条によつて、第二項第一号から第十八号まで明定されている。これ以外の職員は一切これは一般職の職員でございませぬ。いいですか、その一般職の職員については、給与の問題については一般職の給与法で定められるというところもこれ又つきり定められております。そしてその一般職の給与法で定められる一般職の職員に対する職務の級等は給与法の第八条によつて人事院がこれを定めるというところは、これ又つきりしておる。そうするとあなたがたの今提案されているこの法律案は、国家公務員法の第二条に違反するし、一般職の給与法の第八条に違反する。それからですよ、この条件は国家公務員法の第二条にこのようにはつきり定められておる。今申上げたような特別職と一般職以外に対しては、政府は一般職又は特別職以外の勤務者を置いて、その勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならないと、国家公務員法の第二条ではつきりしておるんじゃないですか。それをあなたがたは、これ以外に一般職の職員があるという法律案を提案している。公務員法違反じゃないですか。

○千葉信君 お尋ねいたしますが、その今御答弁になりました警視長若しくは警視正で何級には何人、何級には何人という形で設けられておるのか、これが一般職職員の給与法における級別定数といふことで同じじやありませんか。どこが違ひのですか。

○政府委員(斎藤昇君) それは第何級何級、これは人事院でおきめになつておるので。国家公務員法に従つておるわけです。

○千葉信君 だからですね、だからさういふものをこの法律で以て総理府で定めるといふ行き方は国家公務員法とそれから給与法の違反になるじやありませんか。この点をお伺いいたしたくない。定員を行政機関職員定員法で定めたいです、政令で定められて、このやり方も間違ひだが、更にその定員をどういふ職務の級に分れるか、あなたの場合には階級別とどう呼んでおられます。階級別定員といふのはその一般職の職員である警視正以上の職員に対してどの階級には何人、どの階級には何人というように定員を定めることじやありませんか。そのきめることが一体どの法律、どの根拠に基いてさういふ取扱いをしたかといふことであります。

○政府委員(斎藤昇君) たゞしく申しておりますように、これは国家公務員法で申しております。これは階級別定員といふことではございませぬ。職務の級をこれでおきめておるのでございませぬので、従つて人事院で定められる職務の級に応じた級号といふものは人事院は別におきめになるわけですよ。何ら抵触するものではないかと考へております。

○千葉信君 そうしますと、こう了解して差支えございませんね。いいですか。まあこの法律通りだといふことになりまして、定員は定員法によらずに政令で定める。いいですか。そうしてそのきめた定員の級別の定数、職務の級と呼び、級別の定数と呼ばれておられますその職務の級の定数は、これは一般職の給与法の第八条で人事院で

○政府委員(斎藤昇君) それは第何級何級、これは人事院でおきめになつておるので。国家公務員法に従つておるわけです。

○政府委員(斎藤昇君) さういふことではございませぬ。

○千葉信君 そういたしますと、この階級別定数といふものは何のための定数ですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは御承知のように警察は巡査或いは警部補、警視といふような階級もございまして、その階級によつて行つて行つて。警視正以上です、警視正以上と呼ぶ者あり警視正以上には警視正、警視長、或いは警視監、警視総監、こういう階級があるわけですよ。これは警察の職務を遂行する上に必要な階級でありまして、国家公務員法で言われる級別といふのは全然別個のものであります。

○千葉信君 全然内容を知らないで答弁をするから話がわからないのです。取りつく島もない。

○委員長代理(松浦清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長代理(松浦清一君) 速記をつけて下さい。

午後一時七分休憩

午後二時二十七分閉会
○委員長(内村清次君) 休憩前に引続きまして、地方行政委員会、人事・内閣・法務の連合委員会を開会いたします。質疑を続行いたします。

○一松定吉君 私は二つの点について議事進行を図ることにおいて私の意見を述べたいのでありますが、第一、こ

の警察法という法案は、我々の基本的
人権に重大なる影響のある法案である
ことは、私が喋々論ずるまでもござい
ません。従つて、これの審議というも
のはよほど丁寧に、後日法制化された
後において成るだけ穴のないように、
そうしてでき得べき限り完全な法律に
仕上げなければならぬと私は考へて
おりますから、私も法務委員会の立
場から合同審査をお願いいたしましたの
であります。その法務委員会の一般
の希望といたしましては、少くとも三
日間合同審査をして頂きたいという申
入をいたしましたのでありますが、それ
は会期も切迫してあることであるから
そうはできないという意味において、
一日だけ合同審査をしようという御決
定になつたということをお承つておつ
たのであります。そこで私も、地
方行政委員会と我々法務委員会だけ
一日の合同審査であるならば、まあま
あこれは我慢しなければならぬまいと考
えておりましたところが、本日承る
ところによると、これに加ふるに内閣
並びに人事、これだけの四つの合同審
査というところに一日を充てたというこ
とであります。それは十分なる
審査ができません。ただ形式だけを合
同審査にかりて、内容の検討とかいふも
のはどうでもよしいのだ、国会の期間
も切迫しておるから、不完全ながらどう
でもいいものを法案としてこれを可決
確定するといふお考えであります。な
らば、我何てか言わんやであります。
それでなくて、本当に基本的人権に重
大なる影響のある重要法案であるが故
に、十分にこれを検討して万遺漏なき
を期したいということであれば、この
重要法案の審議に四つの委員会がた

一日、而も本日のごときはもうよほど
休憩時間も長く、これから又やつても
なか／＼質問は済みません。私のほう
では、亀田君なり羽仁君なりは一人で
五時間ほしければ徹底的の審議はで
きないと思つて主張しておるのでありま
す。こういふときに、この地方行政委
員会の理事会で、ただ一日だけこれを
合同委員会にしようといふならば、地
方行政委員会の諸君は今私が批判して
おりますように、不完全なる審議であ
つて、不完全なる警察法といふものを
制定しても、それで我々の任務の終
れりとお考えになつておるのかどう
か、これらの点についてあえて私は批
判はいたしません。こういふようにな
ることを尤もだといふように若し御同感
でありますならば、その点について
更に理事会を開いてこれら一つ再検討
して頂きたい。少くとも二日間はお互
え頂かなければ、十分とは言えませ
んけれども、不完全ながらの審議は私
できると思ふ。その点について一つ理
事会において更に御検討を賜りたい
ということについての議事進行が一
つ。

いま一つは、参議院規則の第三十六
条によつて連合委員会というものを開
くことができるのであるが、この連合
委員会はずまり審査及び調査のため必
要のあることによつて開くのでありま
す。然らば、審査及び調査のために開
いて開いた結果、この点についてはか
くのごとく欠陥があるのだ、この点に
ついてはこういふことがあるのだか
ら、これは一つ連合委員会において
我々委員は修正案を出したいというよ
うなことができるのかできんのか、今

聞きますと、それは即ち議運におい
て、そういうことはできないのだ、委
員会はただ審査と調査のため必要があ
るときに開くだけであつて、決定権は
ないのだという慣例があるといふこと
であります。その慣例は我が院の
協賛によつてこれを覆すことはでき
ようと思つてあります。その点では
点について一つ議運のほうに諮つて
みて、それをできるということであ
れば、三人寄れば文珠の知恵でありま
すから、地方行政委員会だけで修正す
る以外に、衆智を集めて、この点はか
らに修正することがいいとあれば、そ
のいいほうに従つて修正案を出すこ
とができるというように、前の議運のそ
ういふ慣習を破つてやるということが
必要ではないかと思ひます。この
点について委員長の御意見を承わつ
て、然る後に私は議事を進めたいと思
ひます。

○委員長(内村清次君) 只今一松君か
らこの合同審査に對する、まあ私から
考えますと期間の点に對しまして御
不満の意が表明せられております。こ
の問題につきましては、実は合同審査
をやります午前中のこの委員会におき
まして、亀田君及び千葉君からも同様
な御不満の御意見が開陳されました。
そこで私は委員長といたしまして、こ
の御不満の意に對しまして御答弁を申
上げておつたわけでございませぬが、一
松委員は御出席でございませぬから、
今一つ繰返して申上げますと、只今お
説の通りでございまして、誠にこの警
察法の法案は重要法案でございませ
ん。これはただに政府だけが重要法案と申
しておるばかりでなくして、これは国
民全体のために相当これは重大な影響

を及ぼすところの重要法案と私も
考へておるのでございませぬ。この審議
に對しましては、やはり相当な慎重審
議をせなくてはならぬといふこと
は、私のこれは考へ方でございませ
ぬ。併し何分にも衆議院のほうから参りま
した日にちが、今月の十五日にこれが
参つております。そこで地方行政委員
会といたしましては、多くの法案を、
而もこれは相当重要な地方公共団体に
對してあります。この法案のために
拘えておりました。この法案のために
遂に予備審査ができておりませぬ。同
時に又、十五日開付されましたけれ
ども、又重要法案のためにこの審議が
きておりませぬ。だからして、丁度こ
の審議にかかります前日の理事会上
におきまして、この問題につきましては
十分とその間におきまして相談した
わけでありませぬ。その節に、実は会派
の間にも相當な話し合ひがございましたが、
何分にもこの法案と、審議に取りか
りました時期と、決定されております
ところのこの国会の会期の問題で、その
日数が非常に短いのでございまして、
この間で各会派の意見というものは非
常な対立がなされておりました。併し
私はやはりこの重要法案を検討する上
については、かねて申込がございました
ところの人事及び法務、それから内
閣、この合同審査は尊重せなくちやな
らない、どこまでもこの合同審査はや
つて、そうして慣例はやはり尊重して
厳守せなくちやならないといふ私は
意見も相当理事会上には強く出されて
おります。で、只今一松委員が言われま
したように、せめてこの会期の短い期間
でも二日だけは是非ともこの連合審査
をやつてもらいたいといふ意見も申し

ました。これはもと／＼申しましたな
らば、午前中の意見にもありましたよ
うに、やはり慣例といたしましては、
一つの委員会とそれからその受くるこ
ころの委員会が、二つの委員会が合同
して審査をするというのが大體建前
でございませぬけれども、会期その他
のことも、今まで前例もありましたこ
とでございませぬが、ただ期間の点に對
しましては、一松委員が言われる通り
に私は強く主張いたしました。併しな
ら、やはり会派の事情もございませ
ぬ。結局一日といふことになつたわけ
でございませぬが、それにつきま
しては、委員長といたしましては、これは
各委員会の委員長が協力して頂きた
して、そしてその委員長は責任を持
つて委員のかた／＼に、その一日であ
るというこの合同審査を有効に、そう
して協力してもらつてやる条件として
頂くといふことを私は条件といたして、
そうして今日まで来たわけでもござい
ませぬ。午前中におきまして、各委員
からも御不満の意がございまして、私
も決してこれは快く存じてはおりませ
ん。やはり私といたしましては、不
満でございませぬけれども、諸般の事情
のためにさういふことになつたので
ございませぬからして、この点もどう
か一つ一松委員も御了解できますなら
ば御了解して頂きます。御協力を願
ひたいといふと、委員長としては考
へる次第でございませぬ。

んでおりますから、法制局長から答弁をさせることにいたします。

○一松定吉君 その答弁を承る前に、時間があるようですからちよつと申上げたいと思ひます。今委員長の御釈明で、一日に短縮した御趣旨はよくわかります。又会期も切迫しておるから、これをその会期中に上げたいというお考えのあることも私は了といたします。併しながら重要法案であり、審議が未熟である、けれどもこれは会期のためにやむを得ないから、未熟であつて十分に尽さないけれども、不完全のままにこれを議決して法制化しようという考えはこれは私はいけないと思ふ。だから、若し会期が足りなければ、今もうすでこの会期は二回も延長しておる。なお三回も延長するということが、法律上できないしやない、できる。とにかく立派な警察法を作ろう、そして困民が安心して、その警察法に規定されたことによつて自分らは不安のないようにしようというやうなことのために、会期を一日か二日延長したからといつて何ら不都合はないわけです。それを延長しないで、この僅かの短い間に不完全ながらこれを議決して、そして却つてあとで悔を残すというやうなやり方は、これは国会議員としてやるべきものでないといふことを確信しております。（「その通り」と呼ぶ者あり）でございますから、私もこれを審議終了に終らせ、そして政府の面目を蹂躪しようという考えではない。立派な法律を作つて困民の安心するよりに一つやろうではないか、それをやるについては少くとも我々法務委員会と地方行政委員会との合同審査を三日間やる必要が

あるが、三日間と言いたい、それは無理だと言へば二日間、それも無理だつたら一日でも仕方がない。然るにその一日の間に人事委員のほうと内閣委員を持つて来て、とにかくやることのできないやうにしてこの法案を審議せしめるということは、これは国会議員としての本當の完全なる責務の遂行ではありません。だからさういふやうなことに一つ一つ地方行政委員の委員諸君並びに理事のかたは、成るほど一松の言うことが正しいのだということとでは更に御考慮願ひたい。成るほど我々の言うことが間違ひだということでは、こゝろが正しきことは手党の人がこれを押切つたがために成立したといふことであつても、我々はその責任を負わなければならない。それでは私も自分らの職責を全うしたといふことにはなりませんから、私かくのごとき苦言を呈して、一つ少くとも我々法務委員会と地方行政委員会との合同審査は一日、そして他のほうのい

わゆる内閣や人事のほうは一日といふくらいにすれば、我々はその間に今委員長の御趣意のよりに我々も協力し、各委員長も互いに協力してこの法案の通過に努力する。かような考えを持つておるのでありますから、この点につきまして、更に一つ委員長から各地方行政委員の諸君にお諮り願つて、そして今ここで採決せよといふのではありますませんが、質疑の状態を御観察の上、成るほどこれではまだやつぱりたくさん審議すべきことがあるなどという御理解を得られましたならば、さうしてお諮り願ひたいといふことだけ

を私は議事進行として申上げておきます。

○委員長（内村清次君） 先ほど委員長といたしましても、一松委員の御発言の中にありましたことを一つ落しておりましたから、それも付加えて御答弁申上げますと、全く審議は慎重でなくてはならない、法案の性質からこれは私も同意でございます。同時にこの点につきましても、今日の合同審査会にも地方行政委員会の理事のかたも委員のかたも、一松委員の御意見も承わすからして、一松委員の御意見も承わつておられることと私は信じております。併しその判断につきましても、やはり委員のかたの御自由でございます。併し、ただ委員長に言われました言葉の中に、一日では足りない、二日間をせめてやつてもらふやうに理事会に諮つてくれんかといふお言葉でありますからして、この点は委員長といたしまして、最近の理事会がございまして、ときには必ずこれを提案をいたしておきますことをここに約束いたしておきます。

ことのできるやうに、修正の手続をとるとかどうにかいふことをなさるでしようかどうでしょうか。それをもう一つついでに承つておきたいのであります。それは我々がここで質問をしたら、政府は答弁はできなかった、行詰りといふことで我々がそのままにしてしまつて、地方行政委員会では不問に付するといふことであれば、疑問がそのまま残つて、結局不完全なる法案の成立といふことになるのですから、これは由々しき重大事です。だからさういふ点についても一つ明らかにしておいて頂きたいといふことをこの際お願いしておきます。

○委員長（内村清次君） その点につきましては、これは午前中の一松委員の御不在のときでしたが、湯山委員の質問に對しまして、政府のほうに意見の統一を委員長から求めております。これに對しましては、只今意見が統一したといふことで、それに対しての答弁を申出ております。これを一つ……それでは法制局長が来ましたが、そのあとにその答弁を保留してやらせることにいたします。

ばならない。それを現わすについては、若しこゝろいふ法案ではないと思へば、修正案を合同審査の委員会において出すことができるやうに私は思ふ。然るにこの三十六条の運用に當つて、議運において、合同審査の場合にはただ質問応答だけができる、調査等ができるのであつて、さういふやうな採決権とか、決議権とか、修正案というものは出すことはできないといふことが議運において定められておるといふことであるが、議運においてさういふことをきめられた慣習は、これを直すまではもう慣習として尊重しなければならぬが、そのきめられた慣習は間違つておるといふことであれば、更に議運はそれを反省をして、さうして今私が申上げますやうな連合委員会が審査の結果、これは不合理である、これは不都合である、これは修正しなければならぬといふときには、連合委員会でも修正案を出して、さうしてそれをいわたる審査の完全を期するといふことができるやうに思ふのであるが、さういふ慣習を尊重しなければならぬといふことがあるならば、その慣習を打破するために、いわゆる議院運営委員会において諮つて、悪い慣習を改めることができるやうに思ふ。私は考へておるが、法制局長の御意見は如何でありましようか。さういふこととでも連合委員会ではできない、これは議院運営委員会できまつた通りが立法の精神であるといへば私は何も申しません。併し三十六条の規定は、審査又は調査のため必要があるときに合同委員会を開くのであるから、その合同委員会を開く立法の精神から言へば、間違つておるとは修正意見を出す

○一松定吉君 有難う。それからもう一つ希望を述べておきますが、私聞くところによりますと、午前中各委員諸君からの質問に對しまして、政府で答弁のできなかつたやうなことがあつたといふことを聞きました。さういふやうなことに對しましては、我々が若しここで修正することができるとか、いふことであれば別であります。我々は修正も何もできないのだ、ただ地方行政委員会だけでやるのだといふことであれば、さういふ点について更に地方行政委員会のほうではこれを究明して、それらのことを我々の希望に調う

全なところを完全にしよう、そして立派な法案を作ろうというのが合同審査の目的でなければならぬ。それならば立法の精神からして、今あなたの言うように、そういうことをするほうがいいと思ひますが、但しそこに譲渡というものが慣例を作つておるから、その慣例に従わなければならぬというのであれば、その慣例を修正すればよろしい、こういうふうには考へるのです。もう一度一つ……。

○法制局長(奥野健一君) 御議論と思ひますが、やはり委託を受けたのは或る常任委員会でありまして、従いましてその議案について討論採決をするのは付託された常任委員会のみがなし得るので、連合委員会はそれまでの間に於ける質疑、その他のいろいろ調査ということに關してのみ連合するので、結局討論採決は付託された委員会のみであるというふうに、現在の規則の条文ではそう解釈するのが妥当ではないかと思ひますが、併しそれが不当であるということであれば、参議院規則なり、そういう規則を参議院においてこれを改めれば、如何しようともそのやり方があり得るかと思ひます。

○一松定吉君 もう意見の相違ですか……。

○委員長(内村清次君) それでは先ほどの湯山君の質問に對しまして、政府のほうで答弁の通告が来ております。

○政府委員(斎藤昇君) 先ほど湯山委員の御質問につきまして、即ち法案第三條の宣誓の内容、警察職員に對して特に宣誓の内容には、これの旨の服務の宣誓をしなければならぬ、こうあります事柄に關連をいたしまして、この宣誓は国家公務員法の規定に基き

まして、即ち国家公務員法九十七條の規定に基きまして、人事院規則の定めるところによる服務の宣誓であるとか、かように申上げたのでございませう。その場合に、然らばかような、法律第三條のような内容を持たせるような、そういう宣誓を人事院規則で別に書き得るかというお尋ねでありましたが、現在の国家公務員法そのまゝにおいてもさういふ取扱いができませんと、かように申上げたのでありますが、この点は法制局及び人事院とも全く意見が一致しておりますことを申上げます。

○湯山勇君 それは人事院が自発的に書く場合は別です。併しながら他から法によつて強制して書かせるということとは不可能である。そういう点まで御検討になられましたでしょうか。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今の人事院規則との關係についてお答え申し上げますが、九十七條は一般の公務員につきまして、宣誓につきましては人事院規則の定めるところによりまして連合するやうな規定でございませう。従つて国家公務員であります以上は、警察官でございまして、或いは一般の若でございまして、同様でございまして、警察官の職域の、任務の性質上一般の公務員と異なつた内容の宣誓をする必要があるという場合におきましては、やはり九十七條におきまして人事院規則を定めたいと思つております。

○湯山勇君 今の御答弁は私の質問の内容を繰返されたに過ぎない。つまり人事院が自主的な判断においてそういう宣誓の内容を作れば別ですけれども、他の法律によつてこれを變更させるとか、或いはこれを組入れさせるといふことは不可能ではないかというこ

とをお尋ねしておるわけです。

○政府委員(入江誠一郎君) 人事院といたしましては、法律が国会においてお定めになりました以上は、やはりこの法律の趣旨に従ひまして人事院規則を定めることが当然であると思ひます。

○千葉信君 只今の入江人事官の答弁は、これは国家公務員法に關して、この法律によるすべての権限を委任せられ、そうして又実施の責に任じておられる人事官の答弁としては了承できない。それは教育公務員法特例案が国会に出ましたが、このときに、現在の国家公務員法に基く政治活動の制限に關する人事院規則を以てしてはこれをそのまま適用できないという条件が出て參つたことは、人事官も御承知の通りであります。例えば地方公務員としての教職員諸君が国家公務員としての政治活動の制限の場合に、国の庁舎を使用することができないというやうな点におきまして、これは地方公務員にそれをそのまま適用できないという、例によつてこれを直ちに施行できないという条件があるために、そこで人事院規則を何らかの改変をしなければならぬという条件の下に、政府の提案は、國家公務員法の第十六條に基く人事院の人事院規則制定に關する幅を變更……法律によりまして、この法律に基かずにはできないという条件が第十六條並びに第二十一條にあるために、そのために当該法律案におきましてはこの法律及びその他の法律を改めようとしたことは周知の事実でございませう。その事実から言ひまして、この十六條を修正することなしに、若しくは改正する

ことなしにはこの法律以外の法律によつて人事院規則を制定する権限は人事院に与えられておらない、この点は明白な法律の解釈でございませう。而も同第十六條によりまして、「人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、」となつて、そして又「手續を定める」となつておる。同じく第二十一條におきましては「人事院は、この法律に基く権限で人事院規則の定めるものについてはこれを他の機關をして行わしめることができる。」と、人事院規則の制定するその範圍について明確なんです。それを例へば国家公務員法第十六條等において教育公務員特例法に關するその修正が、同時に又現在国家公務員法の一部改正案の中にもその問題は十六條の改正案として出ておりますが、これも又改正は見通しも付かない。従つて現行におきましては、これは人事院規則を制定する権限についてはおのづから制約があるのに、只今の人事官の答弁ではそれが可能だという答弁であります。これはどの如何なる法律の根拠に基いて只今のような御答弁をされておるか、再答弁をお願いいたします。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今のお話のごとく、十六條はこの國家公務員法の執行につきまして人事院規則を定めることになつておるわけでありませう。この十六條の規定はいわゆる法律の執行、いわゆる執行命令と申します。この十六條の規定は人事院規則を定めることと規定してあるわけでありませう。ところが人事院規則は御承知のごとく法律の執行のために作りますことと、法律が委任することによりま

して國家公務員法の執行の立場と別の見地から人事院規則を定めることがあり得るわけでありまして、私が先ほどお答え申上げましたのは、この九十七條の法案自体が公務員の服務の宣誓につきまして、人事院規則の定める内容によつてやることを予想してあるわけでありませう。従つて十六條の執行命令と申しまするか、警察法第三條の執行として人事院規則を定めるわけではございませぬ。九十七條の委任という言葉が適當かどうかは別として、九十七條の根拠において宣誓について定めたいと思ひます。

○湯山勇君 只今の人事官の御説明通り行けば、警察法でこういう条文を作つたからといって人事院規則を拘束する何ものもないわけですから。従つて先ほどの御答弁は違つて參ります。これはどういふことになつて参ります。これは困警長官に……。

○政府委員(斎藤昇君) 入江人事官は、この法案が通過をいたしますならば、法第三條の規定を尊重して國家公務員法九十七條の規定に基いて服務の宣誓の規定を人事院規則で定めたい、かように申しておられるのであります。別に答弁が違つておるとは考へませぬ。

○湯山勇君 それは人事官の個人的な御見解であつて、人事院としてそういうやうという人事院の自主的な観測、而も決して正式にきまつたものではなくして、人事官としての御見解を述べたに過ぎない。法的な何ものも持つていないわけですから。従つてここへこゝういふふうに第三條ができたからといつて入るか入らないかといふことは、只今こ

ことなしにはこの法律以外の法律によつて人事院規則を制定する権限は人事院に与えられておらない、この点は明白な法律の解釈でございませう。而も同第十六條によりまして、「人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、」となつて、そして又「手續を定める」となつておる。同じく第二十一條におきましては「人事院は、この法律に基く権限で人事院規則の定めるものについてはこれを他の機關をして行わしめることができる。」と、人事院規則の制定するその範圍について明確なんです。それを例へば国家公務員法第十六條等において教育公務員特例法に關するその修正が、同時に又現在国家公務員法の一部改正案の中にもその問題は十六條の改正案として出ておりますが、これも又改正は見通しも付かない。従つて現行におきましては、これは人事院規則を制定する権限についてはおのづから制約があるのに、只今の人事官の答弁ではそれが可能だという答弁であります。これはどの如何なる法律の根拠に基いて只今のような御答弁をされておるか、再答弁をお願いいたします。

の段階においては決定できないと思つておられるが、どうですか。

○政府委員(入江誠一郎君) これは申上げるまでもなく、法律は最も権威のある国会においてお定めになるものでございまして、第三條の執行という形式がございましていたしまして、人事院といつたしましては当然国会並びに法律の趣旨を尊重いたしまして、人事院規則を定めたいと思つておられます。

○湯山勇君 ですから今言われた通りです。それは今の御解釈をされることにも私は若干問題があると思つておられます。ともかくもそれは人事院の自主的な判断においてなされること、法律の尊重云々といふことは、ただこの法律でございましては必ずやらなくちゃならないんだという拘束は受けない、こういうことになると思つておられますが、これは如何ですか。

○政府委員(入江誠一郎君) まあ多少内容は違ひますけれども、例えは定員法におきまして、この国家公務員法の執行という立場でございまして、定員法で特別待遇その他の問題をおきめになりまして、それを人事院規則に委任されるものもあるわけにございまして、そういう場合も、当然これは人事院といつたしましては、定員法を国会がおきめになりまして、その細目につきまして人事院規則を定員法の趣旨に従つて規定するにお定めになりまして、この場合は、これは勿論当然人事院もこれを尊重すべきものと思つておられますので、事態そのものは違ひますけれども、本件につきましても同様にお考えしております。

○湯山勇君 おつしやる通りです。尊重するといふこと、これは労働大臣がよく御承知の通り、仲裁裁定なり勸告なりは尊重するといふことを常々おつしやつて、而も必ず一度も完全に尊重されたことはない。今人事官の御答弁もその通りであるといふことは、やがて労働大臣の御感覚を以てしても別だといふことがよくおわかりだらうと思つておられます。従つて先ほどの閣議長の御答弁のうちに、ここへこうすれば必ずやういふふうになるという保証にはならないといふことを十分御了解願いたい。同時にこれと関係を持つて、今の閣議長が言つた通り、然らば人事官にお尋ねいたしたいのですが、現在特に警察職員に対する特別な宣誓の文句はございまして、全部一本でやつておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) この点は、たしか私の存じております限りにおきましては、現行の警察法につきましましてはこれを国家公安委員会の規則に委任されておられるように承知いたしております。まあこういふ行き方もあり得るかと思つておられますが、今回はそういう方式でございまして、法律が人事院規則を以てこれを規定するような趣旨を以て御制定になる次第であると思つておられますので、人事院規則によりまして、法律を尊重した規定を作りたいと思つておられます。

○湯山勇君 これは人事官もやはり現行警察法を御覧下さいと思つておられます。現行警察法の第三條に「この法律に従ふすべての職員は、職務の宣誓は、日本国憲法及び法律を……」の次の言葉が非常に重大で「擁護し支

持する義務に關する事項をその内容に含むべきものとする。」という規定がある。従つてこの内容の字句が若干修正されたからといつて、大して内容は変りがないわけでは、そうすれば人事官が言われたような立場から言へば、すでに現在の宣誓の内容は變つていない。今度できたものについては人事院で尊重する。このこと自体すでに矛盾である。而も先ほど閣議長の御説明にもあつたように、これが果してなされておられるかどうかという問題。公安委員会の宣誓といふものはこれは法的には何らの価値もないわけでは、つまり給与の要件にもならないといふことは、衆議院における委員会ではつきり提案理由の時に御説明になつておられます。柴田政府委員から、第三條のことにつきまして「第三條は、職務の宣誓の内容でございまして、それからつと省略いたしまして「国家公務員の場合には国家公務員法、今度は地方公務員が大多数になるわけにございまして、地方公務員につきましては地方公務員法によりまして、人事院規則或いは条例の定めるところによつて、それら宣誓をしないければならないという規定があるのでございまして、宣誓の義務は、それらの人事管理を律する法律によつてきまつておられます。これは本法の提案理由で述べられた説明です。そういたしまして、現行法において公安委員会へこの宣誓を委任しているといふこと自体が誤りであるし、又そういう宣誓は

無価値なものである。同時に今回のものについても先ほどの御答弁と現行法の実施状況とは非常に食い違つておられます。こういう問題について、これは相當重要な問題でございまして、大臣或いは長官、人事官、それらの御答弁を頂きたいと思つておられますが、こういうことを推して参りますと、これが職務の内容といふことを規定したものであるとするならば、現行の宣誓の内容に入れられていない。そうすると、現行警察法第三條は空文化してある。又今のように公安委員会で警察官としての宣誓をするといふことになれば、これは衆議院における説明と説明の趣旨が違つて来る。参議院で説明したものと、衆議院で提案のときに説明したものとが食い違つて来る。これは非常に重大な問題になつて来ると思つておられます。だから、いづれにしても、宣誓が一本でなされておられる、現在の法律通りになされておられるとすれば、現行法の実施状況に重大な問題が起つて来る。現在行われておられる状態を認めるとすれば、これは法的に非常に大きな問題が起り、且つ又両院における提案と説明とが食い違つて来る、こういう問題が起りますので、この点についてはもう少し明確にはつきりした御説明を頂きたいと思つておられます。

○政府委員(斎藤君) 御説明を申し上げます。衆議院のほうにおきまして柴田政府委員が説明をいたしておりましたのは、その通りでございまして、何らこれを變更いたす気持はございません。これに反するような御説明は申上げておられません。即ち、この法律におきましては、警察職員の行つた宣誓が国家

公務員法、或いは地方公務員法の規定に従つて宣誓をいたす、かようなこの根拠に立つて立案をいたしておるのでございまして。そこで、現在はどうなつておられるかといふことでは、現在においてはおきましては、これはやはり国家公務員は国家公務員法の宣誓の義務に従つておられるわけにございまして、而も、宣誓の内容等は警察法によつてやつておるのであります。現在の警察法第十五條の二の第四項に「警察官の宣誓、教育訓練、礼式及び服制について必要な事項は、国家公安委員会がこれを定める。」といふ書いてございまして。これはこの法案が昭和二十二年に制定せられましたときには、警察法の第三十六條の第二項にあつたのでございまして、当時国家公務員法に従つておられると、宣誓は人事院の規則に定めるところによつてやらなければならぬと思つておられます。警察法においては、国家公安委員会が定めると書いておられます。これに矛盾があるじやないかといふことが當時言われておつたのであります。で、我々當時といつたしましては、これはどちらか矛盾のないように、国家公務員法に従つてやればよい、この規定は何かしいといふことを申上げたのであります。これはGHQの当時非常に固い方針で警察官は別だ、これは一字一句も直しやいけぬ。こういうことでは、このまま国会を通過いたしましたのであります。さういふ沿革によりまして、警察官だけにつきましては、この宣誓の内容は国家公安委員会が定めるといふことになつておるのであります。今回警察法を全面的に改正いたします際、当時そういった事情がありましたに、當時そういった事情がありましたに、

般の規定に従うのが適当である、かように考えまして、柴田政府委員が御説明申上げましたように立案をいたしたのであります。ただ宣誓の内容につきましては、一般の公務員よりも更に加重した内容を持たせしめることが適当であるとかように考えて、第三条だけは直したのでございます。

○湯山勇君 今頃GHQを出されるといふのは、これは又何をかいわんやであります。

○政府委員(斎藤昇君) 当時のいきさつを申ししたのであります。

○湯山勇君 占領行政が解けてから何年になりますか。当時のいきさつと言われましても、当時その矛盾がわかつて、占領行政が解けて数年になり、その間これを放置して置いて、而もそういうことを今まで何ら修正するといふようなことをしないでいて、今こゝ質問している、あれこれ言つて、結局最後の矛盾を当時のいきさつがどうだと言つただけで弁解しようとなさつてもこれは納得できません。で、こういうことだと、ただこういう宣誓の形式が蹂躪されるだけじゃなくして、宣誓の内容実質さえも蹂躪される可能性がある。この段階で今の人事官がこう言つたとか、法制局がこう言つたとかおつしやいますけれども、これは長官自身この矛盾を認めておられるわけです。矛盾を認めておられるなら、これをあえてそういうふうには言われるところには私はこの法律の持つ恐ろしさが、何と言いますか、不安さがあるのであります。で、公安委員会がそれでは宣誓を受けるというときは、これは警察法の何条によつて規定されているのでございませうか。

○政府委員(斎藤昇君) 公安委員会は宣誓を受けるというところは全然申しておりません。その前に私どもがこの矛盾を感じておりましたので、これを改正の機会に是正をいたしたい、かように思つてあります。昨年の警察法案におきましても、そのおつもりで提案をいたしたのでありますけれども、国会の解散によつてこれが不成立に相成りました。本年になりましたのは恐縮でございますが、さような事情でございます。これは宣誓はやはり国家公務員法の規定によつていたすのでございませうが、ただ宣誓の内容、宣誓文というものを国家公安委員会できめる、これは警察法の第十五条の二に規定いたしているところでございます。

○湯山勇君 現行法による宣誓は、じやどういふふうになされていふのでございませうか。現在、先ほどは何か公安委員会のほうで……というお話がありましたので、現在は宣誓はなされていふか、どういふ形でどういふふうには宣誓がなされていふか、それを御説明願ひたい。

○政府委員(斎藤昇君) これは国家公安委員会がこれを定めると法律に書いてあると申上げました。宣誓のやり方は普通の公務員と同じように任命権者又はその指定する者の前におきまして、宣誓文を朗読するということによつて宣誓をいたすのであります。

○湯山勇君 それは法律には定めていないのでございませうか。そういう宣誓の規定というときは、

○政府委員(斎藤昇君) 宣誓の規定は、この宣誓文の内容を除きましては、人事院規則の定めるところに従つてやつております。

○湯山勇君 非常にわかりにくいことになつたわけですが、人事院規則によつて宣誓をするというところは現行法のことではございませう。現行法ではGHQ等の干渉があつてできなかったといふことを先ほど御答弁になつたわけですが、そういたしますと、宣誓の内容に關する、現行法には第三条によつて宣誓の内容に關する規定だけがあつて、宣誓をどうするといふ規定はない。人事院規則によつておつしやいますけれども、それは先ほど御答弁がありましたように、GHQの干渉によつてやつていない、こういうことだとすれば、一体第三条といふものは内容を規定しただけの法文に過ぎないといふことになるのではないか、現在においてはそのういふことになつていふのではないか、こういうことをお尋ね申上げたと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 現在というのは現行法ですか。

○湯山勇君 そうです。

○政府委員(斎藤昇君) 現行法におきましては、宣誓の内容にはこういうことを誓わしめなければならぬといふのが第三条であります。従ひまして国家公安委員会が定める宣誓書の内容にはそのことを入れておるのでございませう。で公安委員会の規定におきまして、警察官はその任命権者の面前において次の宣誓書に署名をしてからでなければ職務を行うことはできないと定め、宣誓書の内容が書いてあります。こういう形になつております。この宣誓をしなければ国家公務員法にいう、国家公務員法におきましてもあります

ように、俸給が受けられないとか、或いは職務を執行してはならない、俸給を受けられないといふことは書いてありませんが、これは国家公務員法の規定をさういふ運用をいたすのであります。

○湯山勇君 それでは更にお尋ねしたいんですが、俸給は別としても職務の執行はできない、この宣誓をしなければならぬ、而も公安委員会の定めるところによつて宣誓をしなければならぬ、こういうことであれば、結局現在の警察官の職務の執行なり、それから給与についてはこの公安委員会の定めるところと人事院の定められたもの、つまり国家公務員法と警察法とがごつちやになつていふ、現行法においては、そのうして特に国家公務員法についてはそのGHQの干渉によつて除外されたものが相当ある、その除外されたものだけが自動的に国家公務員法を適用していふと、こういうことですか。

○政府委員(斎藤昇君) できるだけ国家公務員法の規定に従つておるのであります。警察法上明らかに国家公務員法と違つた規定をされておられますところは、やむを得ずその規定を警察法に従つておるのであります。この点は只今申します第十五条の二の宣誓の規定が、現行の警察法の第十五条の宣誓の規定でございませう。

○湯山勇君 その場合に重ねてお尋ねいたしたいんですが、人事院はすでにこういう宣誓はこれは警察官も含めて国家公務員のしなくちやならぬといふことに現行法でなつていふ。これについては当然法律がこうなんだから、警察官の宣誓についても考慮して現在の宣誓の内容といふことをお考へになつたかどうか、人事院規則を、これは如何でしょうか。

○政府委員(入江誠一郎君) この宣誓は申上げるまでもなく、国家公務員といたしまして勤務に従事する前に非常に重要な一つの要素でございませう。で、やはりこの一般職公務員それぞれに職域に応じて特別の必要がある公務員につきましては、又特別な宣誓の方式をきめることも適当じやないかと思ひます。従つて従来のごとくこの一般職公務員の一つの特例といたしまして、警察官につきましては現行の警察法におきまして特別な形式をきめる。それを今回この現在御提案になつておられます法律が制定されました場合には、それを一般のほうに引戻すと申しますか、一般の公務員と同じように人事院規則でこれをきめるといふ一つの方向に引戻す、こういうことになるだらうと思ひます。その場合にやはり人事院といたしましては、宣誓の方式は先ほど申上げました通り公務員の職域に即応するように作ることが適当だと思ひますので、現在提案の第三条が成立いたしました場合におきましては、先ほど申上げましたごとく、三条に即応することく人事院規則をきめたいと思ひます。

○湯山勇君 これは今具體的な事例が示しておりますように、現行警察法だつてこの宣誓の内容、特に国家公務員の宣誓の内容について規定があるわけですが、そうしていわゆる警官と呼ばれる人以外に警察には本當に一般の国家公務員と同じ勤務の人もたくさんある。併し今度の法律にしても前のにしても、警察の職務を行うすべての職員と法律は両方とも示してある。そうすれば

このGHQ等の干渉のあつた経過は別
といたしまして、当然このやうでな
いものについては同じやうなことがな
されなくちやならないにもかかわら
ず、人事院が今日までやはりこれを改
正する義務を持たなかつた、こゝうい
ことも事実だと思ふのです。とすれば
今の人事官の御説明は一つの見解に過
ぎないのであつて、この法律ができれ
ば自動的に人事院における規則も改正
する、宣誓の内容もこの分については
特別に考慮するといふことの、今申し
ました自動的にならぬのだ、或いは
そうしなければならぬといふ義務す
け、こゝういふことにはならないとい
ふことになると思ふのですが、それでよろ
しゅうございませうか。

○政府委員(入江誠一郎君) 只今の御
質問はこの法律ができました、仮に
人事院がこの法律に即応しないやうな
人事院規則を作ることもあり得るじや
ないか。現在それがきまつたものと
言えないじやないかといふやうな意味の
御質問だと思ふのですが、これはこの人
事院といたしまして、人事院規則は
御存じのごとく人事院の一つの権限に
よりまして制定いたしましたのでござ
います、定員法の問題にいたしまし
ても、すべてこれを法案が成立いたし
ますまでは人事院規則を改正いたすわ
けには参りませんので、やはりこの法
案が成立いたしました上で、その法案
の内容に即応したやうに人事院規則を
制定して頂く、これは申上げるまでも
ございませぬ。従つて現在は勿論この
人事院規則を制定或いは改正いたして
おるわけではございませぬけれども、
先ほど来たたび／＼申上げます通り、国
会において法律を御制定になりました

以上は、人事院として当然それに基く
人事院規則の改正その他の処置を講じ
たいと思つておられますので、その点
は現在改正をいたしておらないとい
うことはこれはやむを得ない措置でござ
います。御了承願います。

○湯山勇君 大變長くなりますけれど
も、現在やつてないといふのは、この
法律が出される以前にそゝういふ準備を
しておくと意味ではないのです。
すでに現行法第三条によつてそゝうい
う同じやうな規定があるわけです。それ
に對して今日まで何らの措置がなされ
ていない。殊に今國警長官の御説明に
よれば、昨年すでに改正の意図をお持
ちになつて、そゝういふことも提案した
といふやうなお話でございませぬ。占領
行政が解けて数年になりますし、正規
の状態に歸せらるゝとしておられるし、そ
れから又いゆる警官といふのでなく
て、制服でない警察職員もたくさんあ
るといふやうなことも明らかでござい
ますし、若し人事院が法律に對してこ
ういふ國家公務員法以外の法律も常に
考慮の中に入れてやつておるとすれ
ば、今日までですにその措置がこの
法律が出る出ないにかかわらず検討さ
れ、なされていなければならぬ。と
ころが今日なおそれが放置されてお
るというところは、言ひ換えれば法律があ
るといふことが、つまり國家公務員法
以外のどの法律も人事院規則を變更さ
せる必須の条件ではないといふことを
お認めになつておることになるのでは
ないかといふことを申上げておるわけ
であります。

であります、これは十五條の二に、
警察官の宣誓につきましては國家公安
委員会がこれを定めるといふやうに法
律に規定がございませぬわけでありま
す。従つて現行法は、この宣誓の問題
を國家公安委員会の規則に委任する
といふことを明記してあるわけでは
ございませぬ。従つてこの法律がありま
す以上、これと異なる人事院規則をき
めるといふことは勿論法律の趣旨に違
うわけではございませぬから、人事院
としてむしろ現在何らの措置を講じて
おられないかと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) その点は
申上げるまでもなく、現在の警察法、
い／＼／現在行われております警察法

でありますが、これは十五條の二に、
警察官の宣誓につきましては國家公安
委員会がこれを定めるといふやうに法
律に規定がございませぬわけでありま
す。従つて現行法は、この宣誓の問題
を國家公安委員会の規則に委任する
といふことを明記してあるわけでは
ございませぬ。従つてこの法律がありま
す以上、これと異なる人事院規則をき
めるといふことは勿論法律の趣旨に違
うわけではございませぬから、人事院
としてむしろ現在何らの措置を講じて
おられないかと思ひます。

○湯山勇君 先ほど千葉委員のほうか
ら御指摘のありましたやうに、國家公
務員法以外のどの法律も人事院規則を
拘束する何ものも持つていない、そ
ういふことは、その点は今のやうな
御説明の通りよく了解できます。人
事院としてはそゝうしなければならぬ
といふやうにお考えになつておること
は、これは結構だと思ひます。了解で
きるのですけれども、先ほどの國警長
官のやうに、これができれば當然人事
院規則は變更なくちやならない、こ

いふことではないと思ふのですが、その
点だけにつきりして頂いて終りたいと
思ふのですが。

○政府委員(入江誠一郎君) これは先
ほど申上げた通り、何と申しま
すか、これは法律上の拘束という言葉
は別といたしまして、法律で一定のこ
とをおきめになりました場合に、当然
これをこの内容をきめます人事院規
則を法律が予想しております場合に
は、やはり人事院規則はそれに即応し
てきめるべきものでございませぬから、
この限りにおきまして法律が、今回の
第三条が成立いたしました場合に人事
院規則はそれと矛盾しないやうに作ら
れるといふことは、これはむしろ當然
のこととございませぬ、先ほどの國
警長官のお答えもそゝういふ趣旨じや
ないかと思つておられます。

○政府委員(齋藤昇君) 私の話しまし
たのも、入江人事官の述べられたと同
様の趣旨でございまして、この法律に
よつて人事院規則が拘束されるとい
ふほどに申上げたのはございませぬ
ん。その点は御了承願います。

○湯山勇君 それは先ほどの御説明
は、今朝からのことだから考えまして、こ
れでは規定できないのじやないかとい
うことが質問の要点であつたわけ
です。それに対していろいろ御協議にな
りまして、そゝうして法制局のほうでも
そゝうだし、人事院のほうでもそゝうだ
といふ御答弁がありましたので、それに
関連しての質問がこゝういふやうにな
つたわけなんです、それは結果においてそ
ういふやうになるだろ、なるという
ことならばそれは別ですけれども、併
しこの法律でこゝうきまれば當然そ
うなるのだ、そゝうしなければならぬのだ

といふやうな意味のことにはならない
のだといふことが御確認願えれば、私
はその点については質問は一応了解で
きたと思ふのです。なおこれにつきま
して、今度は人事院規則によるつま
り宣誓をするとなりませぬ、公安委員
が一体誰に向つて宣誓するか、しな
ければならないわけですね。そのしな
ければならない公安委員は一体誰に
宣誓をするか、或いは又地方の警察にお
きましては、地方警察の警視正以上は
國家公務員、これが任免権を持つ場
合に、その下の地方公務員である警察
官は一体どういふ宣誓をするか、國家
公務員である人の前で地方公務員がそ
の地方の条例による宣誓をする、こ
んなことになるのでございませぬ。こ
ういふやうな問題について、なお聞か
なければならぬ問題がたくさん残つて
おります。そゝういふことが果して地方
公務員が地方公務員法による条例の
宣誓を國家公務員の前でするといふ
ことが果して有効かどうか、こゝうい
ふ問題、この宣誓の問題については、今
度は実質的な問題がたくさんあるの
です。それもお聞きしたいと思つたの
ですけれども、形式的な問題で堂々廻
りをいたしまして遅くなりましたので、
そのことにつきましては、先ほどの一
松委員の御発言の御趣旨もあつたか
ら、委員長のほうで御配慮願ひたい
と思ひます。一応これで終ります。

○千葉信君 午後の冒頭にお尋ねした
いことは、これは申上げるまでもない
と思ふのですが、この法律案によつて
國家公務員と地方公務員とがそれ／＼
警察の仕事を担当することになるわけ
であります、ただ一点お尋ねしたい
ことは、警視正以上の國家公務員であ

るものは、これは申すまでもなく国家公務員法の適用を受ける、地方公務員であるそれ以外の職員は地方公務員法の適用を受ける、こういふことになるわけですね。

○政府委員(斎藤昇君) お説の通りであります。

○千葉信君 そういふことになりますと、お尋ね申上げたことは、この法律案の附則で不利益処分に関する経過規定として「この法律施行前に警察職員に對し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお従前の例による。」これは御承知の通り飽くまでも経過規定でございます。して、この法律の施行前に行われた処分に対する附則でございます。そこで問題は警察本部長、地方公務員に對して国家公務員が任免権を持つわけでございます。その他の条件等につきましても任命権者としていろいろな権限が与えられておるわけでございます。懲戒その他の処分については、当該公安委員会の勧告が行われることになっておりますが、それ以外は任命権者がこれを行つ建前でございませう。そこで問題となつて参りますことは、地方公務員法による不利益処分の申請若しくはその審査、それからその審査に基いて地方人事委員会或いは公平委員会等で審査の結果、その処分の取消を命じることができ、若しくはその不利益処分を解消するといふ措置をとることができ、これは地方公務員法に明らかに定められております。一方国家公務員の場合には国家公務員法に基く第九十二条の二項によりまして、審査の結果とるべき措置等

につきましましては、これは国家公務員法に明定されておるところでございます。そういったしますと、国家公務員である警察本部長の行つた措置に對して地方公務員である警察官がその不利益処分等の取扱について異議を申立て、そうして地方人事委員会或いは公平委員会がその措置が不当であるという審査の結果が出た場合に、地方公務員法の第八條に基いて当該委員会にその申出をする、当該委員会は第八條に基いて本部長官若しくは任命権者である国家公務員に對して第八條に基く措置をとらせなければならぬ。ところがこの場合に、一方は国家公務員法の適用を受け、一方は地方公務員法の適用を受けておる。この不利益処分に対する取扱ひにおいても、地方公務員と国家公務員との間には截然たる区別がある。そうすると、その公平委員会若しくは人事委員会から如何なる申出があつても、地方公務員法に制約を受けない国家公務員が何の法的根拠に基いてこの地方公務員法に拘束されることになるか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(斎藤昇君) 地方の人事委員会又は公平委員会から任命権者に對してかく／＼の処分をすべし、或いは取消すべしという決定がなされましておるときは、その任命権者が国家公務員でありましても、地方公務員法の規定に基きましてその処分に従わなければならないと、かように解釈いたしております。

○千葉信君 私はその点常識論を承わつておるのではなく、如何なる法的根拠に基くものかということ承わつて

○政府委員(斎藤昇君) 只今お挙げになりました規定の任命権者であります。これは国家公務員であらうと地方公務員であらうと差別はないのでありまして、任命権者と、これは国家公務員といへども都道府県の公共団体の機関でありまして、この任命権者が地方公務員でない場合にはこの拘束を受けないというようには言ふことができないのでありまして、この点は他に規定がない以上は、任命権者が何者でありましようとも、この法律に従わなければならないと、かように解釈いたします。

○千葉信君 一体地方公務員法なり国家公務員法をどのようにお考えになつておるか。私は今の御答弁を承わつておりますと、全然容弁されるかたの把握の仕方に疑念を持たざるを得ないのです。国家公務員法の場合も、それから地方公務員法の場合におきましておの／＼の身分が保障されるという条件をおの／＼の法律で持つておるわけでありませう。従いまして、その任命権者である国家公務員はその行なつた職務について国家公務員法によつて身分の保障を受けている。地方公務員は同様にその行なつた職務について不当な取扱ひを受けないという保障を受けるのが地方公務員法の建前です。従つて、そういう国家公務員が国家公務員法の保障の上に身分の保障を受けて仕事をしておるのに、何らの法的な拘束力もその法の建前からないのに、任命権者であるからといつて地方公務員法に基く措置について拘束されなければならないという理由は出て来ないのです。ですから、國警長官の言われるような

方法をとるためには、この地方公務員法と国家公務員法の関連について規定しなければいけないのです。その規定もせずに行ひ得るといふ見解をおとりにすることは、何らの法的な根拠なしに、ただ希望的な立場をあなたがたはとつておられるだけです。もつと明白に両法の關係を御答弁を願います。

○政府委員(斎藤昇君) 国家公務員は國家公務員法に従つて身分を保障され、地方公務員は地方公務員法で身分が保障されておりませう。御意見の通りでありまして、地方公務員の身分を保障するために設けられました地方公務員法というものは、それに關係いたしました限りは、国家公務員が任命権者であつたという場合にも、その地方公務員法の一連の關係の規定の拘束を受けることは、これは当然でありまして、さうでなければ地方公務員の身分が保障されないのであります。又その規定に従ふということによつて、国家公務員は何ら身分の保障を危くするわけではないのであります。

○千葉信君 どうもその点については、希望的な見解に終始しておられるだけで、どの角度から言ひましても、国家公務員である者が地方公務員法の制約を受けなければならない、特に具體的な問題が起つた場合、その不利益処分の取消し等についての要請に、国家公務員である者がその要請に對して不服がある場合、その場合には成るほどその条件等については例えば降職とか、懲戒とか、その他の不利益処分について公安委員会が勧告することがあつても、これは従来のいろ／＼な例か

ら見ましても、その勧告がそのまま今の政府の下では実施されて来なかつたというのが実情でございます。従つて又そういう形において、その勧告に従わないという条件も出て来るでしょうし、地方公務員に對する保障と国家公務員に對する保障はおの／＼から違ふし、法の適用も違ふといふことは、混乱が起る虞れがその点から出て来ると思つて、この点については、不利益処分に関してわざ／＼附則の第十七條で経過措置について規定しなければならなかつたといふ、ここにもその証拠がある。今おつしやるような方針ならば、何も殊更ここに附則の第十七條をわざ／＼不利益処分に関する経過規定などを入れて、今までの間にとられた、施行前にとられた不利益処分についてはこゝういふ経過的な措置を講ずるのだなどという附則を出す必要はないのです。この附則を出すに至つた理由も、今申上げた国家公務員と地方公務員とのその適用される法律の違いの中からこの附則が必要だということになつて出て来てる。

それから、発言中ですが、只今委員長のほうから御注意がありました。この御注意は、先ほど私も休憩前の委員会です承りました事項と少し違ふよりです。このまま質問を続けたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) ちよつと待つて下さい。まあ質疑は続けてよろしゅうございませうけれども、持時間の点は又メモを差上げませう。

○千葉信君 次にお尋ねしたいことは、衆議院の審議の中でもかなり論議をされたところでありませうが、政府のほうから出ております資料によりまし

ら見ましても、その勧告がそのまま今の政府の下では実施されて来なかつたというのが実情でございます。従つて又そういう形において、その勧告に従わないという条件も出て来るでしょうし、地方公務員に對する保障と国家公務員に對する保障はおの／＼から違ふし、法の適用も違ふといふことは、混乱が起る虞れがその点から出て来ると思つて、この点については、不利益処分に関してわざ／＼附則の第十七條で経過措置について規定しなければならなかつたといふ、ここにもその証拠がある。今おつしやるような方針ならば、何も殊更ここに附則の第十七條をわざ／＼不利益処分に関する経過規定などを入れて、今までの間にとられた、施行前にとられた不利益処分についてはこゝういふ経過的な措置を講ずるのだなどという附則を出す必要はないのです。この附則を出すに至つた理由も、今申上げた国家公務員と地方公務員とのその適用される法律の違いの中からこの附則が必要だということになつて出て来てる。

でも、自治体警察の警察官の平均給与は一万一千七百五十八円、それから兩警のほりの場合には九千五百八十五円、その差が二千七百七十三円、こゝろ御説明になつておられますが、実はこの地方公務員と国家公務員との給与の關係につきましては、御承知かも知れませんが、随分国会でもとかくの論議があつたところでございます。今回それれ自身分の切替えによつてこの法律案による給与の取扱ひ等についても附則で、例えば現行給与よりも下るといふ条件になつた場合には、その警察官に対して今の給与の水準に復するまで当分の間条例で定める手当を支給する、こゝろ措置がこの法律案ではとられることとなるのでありますが、そこで従来国会等で種々論議されました条件の中で、やはり地方公務員と国家公務員との給与差の問題があつた。ところが二十七年六月における国会の當時におきまして、吉田内閣の池田大蔵大臣は、現行の地方公務員とそれから国家公務員との給与差が生じた理由としては、地方における初任給の基準、或いは昇給の規定等が違つてゐるためにこゝろ給与差を生じて來てゐる、従つてこれに対しては予算措置その他を通じてできるだけ調整を図らなければならぬ、こゝろ御説明、この点については同様に自治庁の次長も国会において明らかにこの池田大蔵大臣が国会に対して行なつた説明と同様の答弁を行なつてゐる。ところが今回この点については、初めて政府側として齋藤長官が加賀田委員等の質問に答えて、こゝろ給与差が生じた理由としては、実際に警察官の場合に兩警と自治体警察の警察官の中にこの格差を生

じた理由としては、こゝろ理由ではない、つまりその主たる理由は例へば學歷、勤続年数等が違ふといふ条件でこゝろなつてゐるのだから、その差額が生じてゐるのだから、その以外の理由においてただ不当にその差額が出たといふ点は非常に少いから、だからこの附則に基いて条例で定める手当を支給するといふことにしても、そんなに二百七十三円とか、二千円とか、こゝろ高額の手当にはならない。これは五月六日における衆議院の委員会ではつきり答弁されてゐる。私はこの答弁は答弁として正しいと思つてゐる。今までの政府の答弁はこゝろ答弁をして、何らの正当な理由なくして、ただ地方における初任給の基準若しくは昇給の基準等の相違、こゝろものの中からこゝろ開きが生じて來てゐるのだから、だからこれは国家公務員並に置きなればならないといふのが従來の政府の方針であり、答弁であつた。その意味ではあなたの答弁は私どもの主張に近い付いた答弁、今までの政府の答弁とは食い違ひ、これはあなたはどういうお考えで、どこのどういふ打合せで答弁されたか知りませぬけれども、少くともあなたは政府を代表して今回は警察官の俸給の問題に対しては正鵠を得た答弁をしておられる。ところがこゝろ政府側のこの給与の問題については不統一な状態がこゝろはつきり出ましたけれども、私のお伺ひしたい点は、こゝろ点を明らかにしながらもなおお且つ今回のこの法案によつて身分を切替えられる警察官諸君の中において、やはりあなたもお認めになつておられるようにかなりな給与差がこゝろ

ます。そこで今回の法律案の附則におきましては、この給与差に対しては現給になるまで条例で定められたその差額が将来に向つて繼續して支給される場合ならば問題はありませぬ。ところが今までの政府の説明によりましても明らかによつて、この差額として支給された手当は引下げられた給与が今の給与額に引上げられて來るまでの措置だ、権の侵奪といふ事象が起るじやないか。既得権は現在の給与の額もさうであるし、同時に現在の昇給の基準等も既得権でなければならぬ、將來に向つてもさうでなければならぬ、新しい昇給の規程ができたときにはそれも又その職員の権利でなければならぬ。それからもう一つは一体今相当現在の物価の水準或いは消費物価等々の点からいひましても、今の公務員諸君の給与は昨年の三月を基準にして決定されておる。ところが昨年の三月から比べると一〇%以上の物価に開きがはつきり起つておる。今は二月頃からは横這状態にあります。併し現行給与の基準となつた昨年の三月と比べると一〇%以上、一〇・七%程度の開きがあるわけでありますから、これに対して給与の改訂の措置がどうしてもこれは不可避的な状態にあります。そこでその給与の改訂、水準の引上げが行われた場合には、これは現行給与に復したといふこととは違ふのです。これは別に措置をされなければならぬ。それでなければ給与の引上げにはならないと思つておるおつもりであるか、非常にごこの問題は職員自体においては大きな問題で

す。こゝろして職員の方から既得権なり若しくは給与の条件といふものは本人にとつては死命を制するものであります。従つてこゝろ問題、こゝろ生活の保障、給与の保障といふものがあつて初めて政府の考へておる通り、この法律案を提案した理由の通り治安責任の明確化、能率化、それはやつと保障されるのです。それがなければ士氣沮喪も起りまじやうし、その他いろいろ不利益な扱いに對する不公平が起ることは当然でございます。今お伺ひ申上げたその二点について、できれば大臣から一つこの際御答弁を承わりたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 第一点でございますが、現在兩警と自警の受けておられる給与差を算術的に平均いたしますと、二千七百七十三円になります。これはどういふことかといふお尋ねに對しまして、兩警長官が答へましたその通りであるとは私に考へるのであります。現在中央、地方の給与の差があるといふことは、併し、その答弁からはそのことを否定するといふことは、現在中央、地方の給与に差があるといふことを否定するといふことはその答弁から出て來ないのであります。この大きな差といふものがそのまま中央、地方の差であるといふことは断定しがたいので、そこには學歷或いは勤続年数といふような要素を加味されておるのであるから、一概に算術平均の教だけが差額となつて補償されなければならぬといふことではございませぬ、こゝろの答弁の趣旨でございます。政府といたしましては、これは政府のみでできることでは決してないと考へておられますけれども、全般の奉仕

者としての一は困におつて國民全体に奉仕する立場の國家公務員、それから地方の全体に奉仕する地方公務員、その間に給与の差等があるといふことは望ましい状態であるとは考へておらないのであります。これを何とか全体に調整をこゝろ考へ得たものにもつて行きたいといふ考へを持つておられます。併しこれは先にも申上げましたように、政府がひとりではよくするといふことはできないのであります。当然國會の御協力、或いは地方の自治体の執行部の協力、或いは地方議會の協力といふものを得てなされるものだと考へておられます。

それから第二点につきましては、今申上げましたようなことでさう多額の差も生じて來ないかと思つてございします。併し、全体的に経過措置におきまして補償をいたしながら、不利益を特に生じないようにその後の勤務状況等も勘案いたしまして、できるだけ公平、不満の起らんように措置をするといふ行政上の努力を期待してゐる次第でございます。

○委員長(内村清次君) 千葉君もまだ質疑の希望がございませぬが、実は持ち時間が経過いたしておりますから、質疑は保留しておいてもらいます。次に移らしてもらいます。

○千葉信吾 議事進行の発言になりましたが、私も午前中の委員会が終りましたあとで、委員長からお話を承りました。午後再会して二十分の持ち時間がある、こゝろお話を承りました。これは後ほど調査の結果五十分の誤りであるといふことが明確になりました。そこで私も湯山委員と話し合ひをして、こゝろその時間をお

関係のあるような御質問をされること
が適當ではないか、こういふふうには
は考えるのであります。間違つてい
るかどうかを伺つておきたいのであり
ます。

○委員長(内村清次君) 実はその問題
になりますると、木村君の又御意見も
伺いませんとわかりませんが、委員
長といたしましては、木村君の持時間
におきましての御発言はこれは自由
であるし、只今の財政の問題も別の何
と申しますか、一般予算に対する広汎な
経済政策の問題ではないようでありま
して、やはり警察法の今回の提案理由
にありまして、法案の中の重要な項目
についての御質疑と思つております
から、これは私委員長といたしまし
ては当然なことではなからうかと思つ
ておりますが、併しこれは木村君の御
意見も聞かなくちやわかりません。

○木村君(八郎君) 議事進行について只
今小林君から御意見がありました。こ
れは小林君の御発言とも思えないの
です。およそ財政に係る問題ない問題
はございません。内閣委員会においても
機構とか人員とか、そういうものと密
接な関係があるのです。これは財政と
切離して論ずることはできない。又財
政面から見るにしても、おの／＼その
立場において見方が変わるわけです。小
林さんは地方自治をおやりになつた御
専門家でありますから、我々よりもも
つといひ質問をなされるに違ひない
と思うのですが、小林さんから見れば
小林さんの御意見によつて私の発言を
束縛される理由はないと思つて、それ
は御批判は自由であつて、一時間と
いふ発言時間がございまして、それ

を私が守らん場合には幾らでもお買
なつてよろしいのであります。私
の発言についてのいろいろの御批判は
御自由にやつて下さつて結構なんで
あります。併しおよそこの予算に係る
ないものはございせん。内閣委員会
においても内閣委員会の立場から、又
内閣委員会における財政の見方の立場
からこの問題を取上げて一向私は差
支えないと思つてございまして、が、
委員長においてこの点はさうな私の
考えでございまして、質疑が續けら
れるようにお取運び願ひたいと思ひ
ます。

○小林武治君 よくわかりました。
○木村君(八郎君) そこで伺ひたい
のですが、只今国警長官から御説明
がございましたが、大体その御説明は
了承いたしました。そこで結局又
自治庁側の立場からの御説明、大蔵省
側の御説明も伺ひたいのですが、それ
はあと結構ですが、要するにこの数
字はあとではつきりさして頂くとし
して、八十三億乃至約九十億の節減が
地方中央を通じてできるということ
になつておりますが、この地方財政白
書で、自治庁から出された地方財
政の状況報告、これを見ますと、二
十九年度地方財政計画は警察制度改正
によつてこの市町村、道府県を通じて
百五億の歳出の増加になつておるの
です。従つてその八十三億乃至九十億
の節減と言われますけれども、この地方
財政のほうでは警察制度改正によつて
市町村のほうは二百十億歳出減少しま
すが、道府県のほうは三百十五億増
えるのじやないか、差引百五億の増加
なる。そうしますと、これは警察制度
による経費の節減、国のほうは節減す

るとして、それを地方のほうに大体数
字が余り違つておらないですね、それ
を転嫁しておる。こういうふうに見ら
れるのですが、この関係はどういう
ふうになつておるのでしょうか。

○国務大臣(小坂善太郎君) 木村さん
御承知のように今回の警察法の改正と
いふものは、元來警察事務といふもの
は、国家的性格のもので地方的性格の
ものがあるものであります。これを
現在地域的に國警と自治警といふ
に分けておられますのであります。こ
れを一つ國警的な、国家的な性格と地
方的な性格とを併せて府県自治体警察
といふものを續削りして持つて行く
關係で、國のほうの費用は少いが、地
方負担は自治警を持つていくことで
そのウェイトが大きくなる、こういう
ことだろふと思つておられます。なお地
方財政的な面からいたしまして、自治
庁のほうからお話をいたしたいと思ひ
ます。

○委員長(内村清次君) 自治庁關係の
後藤財政部長が出席いたしましたか
ら、答弁いたさせます。
○政府委員(後藤博君) 警察制度の改
正によりまして、財政計画では百五億
だけ増えることになつておられます。こ
の内訳を申し上げますと、國警から府
県に移つて、つまり國費から府費へ移
つて、つまり國費から府費へ移つて
来るものが八十九億ございまして、そ
れから市町村から府県へ移つて参りま
す。そのほか行
政整理の減が十二億でございます。そ
の増が六億一千万円、給与調整が十三
億九千万円、大体これを差引きました
ますと百五億になるのであります。先
この状態が続くわけでありまして、先

ほどお話のように、國費が減りまして
地方のほうの負担が増加する恰好にな
つて参りますが、それはやはり交付金
の計算の上で地方の財政需要の増とし
て、財政需要の増を立てておきます
ので、交付税で以て補填する、こういう
ことに相成るわけでありまして、
それからもう一つ経費の節減の数字
が國と自治庁の間で違ふといふこと
であります。國のほうの、大蔵省
のほうは八十三億確か見込みを立て
おつたようでありまして、我々のほう
は単価を細かく計算をいたしまして、八
十八億くらい経費が節約になるのでは
ないか、かような数字を弾いておりま
す。

○木村君(八郎君) 今数字のことを言
われましたが、それはまあおの／＼各省
における立場で良心的に計算された
と思つておられますが、併しそれはその
後大分時日がたつておるので、政
府としてはつきり大蔵省、自治
庁だなどと言われなくて、やはり予
明書にちやんとおやりなつておるの
から、今後これはまあ財政専門家とか
或いは経済学者などがこういう資料に
基いてやり、いろいろな財政を檢討す
る場合に非常な差が出て来るのであ
つて、そういうことはどういふわけ
で来るかこれはわからんのです。こ
ういふのは何もこれだけでなしに随分
たくさんあるのです。その他にもし
ば／＼あります。こういうことはもつと
ありませぬ。非常に非常な混乱が起
りかねない。それが大蔵省側として
責任にこれを積算したのじやないと思
う。大蔵省側としては大蔵省側の根拠
があるのです。自治庁のほうで資料を
出して頂きたい。それから大蔵省側の

ほうからも出して頂きたい。そういう
節減の額が二、三になつては困るので
あります。又こういうことを一応は
つきりさせるのが我々の仕事でもあ
るのです。ですからそれは私は八十三
億じやなければならんとか、九十億じ
やなければならんとか、そういうこと
を言つておるのじやないものであつて、
どつちかはつきりしてやらなければこ
の判定に困るわけでございます。今
それは資料として出して頂く、大蔵省
側ともよく相談をされて、さうして
統一した見解で資料を出して頂きた
い。

「委員長退席、内閣委員長小酒井義
男君着席」
今の百五億の地方財政側の負担増で
すね。これはどうも私は先ほどの御説明
ではよく納得できないのですが、要
するにこの警察制度の改正は中央、地方
を通じてこの経済をよめる、財政負担が
軽減される、さうして警察が能率を上げ
るということが運用面においての大き
な狙いであるのです。ところが國の
ほうに、まあ飯に九十億削減される
としても、地方が百億負担が増加す
るとなると、それは結局差引いて見
れば、全体としてやはり十億くらい負担
増になる、経費増加になる。それではこ
の不経済を排除するといふその精神に合
わぬ。府県警察一本にすることに
つて全体としての警察といふものが節
約できて、國民の負担が軽くなる、そ
れと同時にそれは能率化される、若し
そうならば、それはその面においては
非常に結構です。ただその場合、それ
が國家警察的になつて民主主義を破壊
するといふ面からは又これは別の問題
です。今の御説明では、この提案理

由の非常に重要な一つである経費の節減ということが十分に納得されないのです。もう少しこの警察法によつて、こういうふうな中央、地方を通じてこれだけネット経費が節減されるのだ、少い経費でそうして非常に能率的に警察事務が行われるようになるのだというところを、素人にわかるように説明して頂きたい。

○政府委員(斎藤昇君) 或いは詳細は自治庁から御説明があるかも知れませんが、なぜ経費が節約されるかという点を私のほうから一応申し上げます。

先ず第一に現在の制度におきましては、警察単位が非常にたくさんに分れておりまして、従いまして、人員の面においても或いは施設の面においても重複している面が相当あるのであります。例えば現在同じ町に国家地方警察の警察署と自治体警察の警察署と、一つの町に二つ警察署があるのが百八十ある。これらが府県に一本化されますと、百八十の警察署というものがこれだけ一つでダブらなくて済む。百八十だけ署が少くなる。そういったすると、その署を維持します維持費、修繕費等は勿論のこと、それを維持するために要する人員というものはこれだけ節減ができて来るのでございます。又大きな都市になりますと、警察署のほかに署の本部というものを設けております。府県の本部と都市の警察の本部と本部が二つ或いは三つある。これが一つの本部で足りるといふことになれば、又その本部に要する人件費、物件費というものが節約ができるのでございます。又他の施設にいたしましては、鑑識の施設でありますとか、或いは通信の施設でありますとかいろいろもの

も府県警察に一本化されますと、それらの施設は一つに統合できるということによつて経費が節減できるのであります。人員の点だけから申しまして、大体現在の機構が複雑になつていふという面から今度これが府県に単一化されるといふだけで、警察官と他の警察職員全体を合せて三万人、これが減員ができればと考へておるのであります。大体八十億前後の経費と申します。これは殆んど三万人に對する人件費を見ているのでございませぬ。他の庁舎或いは設備、施設といふものがどの程度少く済むかといふ点はちよつと只今計算が十分できません。ただ、実際はこれ以上に節約ができるものだと、かように考へておるのでございませぬ。

○木村禮八郎君 只今の御説明にも非常に問題があるのですが、これはあとで御質問するとして、私が伺つておるのは、結局これの警察法の制定の狙いですが、狙いが一つは運用面においての効率化、一つは中央地方を通じて全体としての警察費の軽減、こういうところにあるわけですね、そこで私は全体として今伺つておるので、それがどうも我々素人にわからないので、とにかく市町村、道府県を合せますと、ネット百五十億とにかく経費が増加する。只今も自治庁のお話ですと、この程度の増加が相当続く、大体この程度の増加が続くのだという、それでは負担軽減にならないじやないか、それでこの見合として交付税に於いて考へられるというけれども、交付税はそういう紐付きでは……私は警察費百五十億、こういう負担増が交付税で紐付きで出されるのじやないと思ひ

ます。そうすると、警察費の増によつてほかの経費が食われる。地方財政においてやはりこの地方自治の、例えば単独事業のほうで大きくなるか、単独事業の事業量が少くなるか、新規計画ができなくなるか、そういうほうに影響が来たり、又教育のほうに來る、その他の地方財政の自主的な運用の面にやはり悪い影響が出て来るのじやないかと思ひます。結局国全体として今度の改正によつて警察費というものはどれだけ削減されるのか、市町村、道府県、それから中央を通じて、それを伺つておるわけですね。

○政府委員(後藤博君) お答えいたします。二十八年度の財政計画で見えます警察費の総額は五百二十四億であります。これは端数は省略いたしました。そのうち困窮の負担しております、困で負担しておりますものが二百三十八億、それから地方団体が負担しておりますものが二百八十五億でございませぬ。これが二十九年度になりますと、困のほうで百五十三億に減つて参ります。それから地方団体が三百六十九億になつて参ります。これが平年度、つまり整理を完了いたしました平年度になつて参りますと、国費が百十二億になつて参ります。それから地方費は三百二十一億、合計いたしますと、四百三十四億になります。そういういたしますと、先ほど申しました五百二十四億から、端数がございませぬが、四百三十四億引きますと、大体八十八億九千万円、約九十億でございませぬが、かなりの節約に全体としてなるのであります。今度はその地方団体のうちで財政需要の変更がございませぬので、それは平年度にな

りますと、県が三百二十一億増えて参ります。それから市町村が二百八十六億減つて参ります。その差が三十五億純増になつて行く恰好になつて参ります。ただ困のほうで百二十四億だけ減つて参りますので、その分だけが困のほうからみて節約になります。地方は三十五億増えて参る恰好になるのであります。それで約八十九億の節約に相成るのであります。

それからもう一つのお話は、警察費を交付税でみました場合に、恐らく超過……十分に見切れないから、財政需要で見たものよりも多く支出する場合のお話だろつと思ひます。これは現在もありません。市町村の場合でもやはり警察費の財政需要を十分に見て行くか、他の単独事業を十分に見て行くかというところは、私もといたしましては、別に指示をいたしておりませぬ。市町村それ、の考へ方を中心に考へておりました、別にそれをオーバールして出しておりました、私もやがてまさしく言つておらんのであります。やはり同じことが府県の場合にも申し得られると思ひます。我々が積算いたしましたところの財政需要で足りないものを単位費用として出して行きたいと考へておられますが、なお且つ足りない場合は、やはり府県の一一般財源をもちのほうに振向けるというところは、これは自治体の現在の考へ方からいたしまして、やむを得ないと考へておるのであります。

○木村禮八郎君 大体今の御説明でわかりましたが、併し結論としては、やはり平年度化した場合でも、結局地方財政のほうに負担が殖えることになり

ますね、三十五億でも……そうすると、中央は節減されるが、地方財政のほうにその分は負担が転嫁される。それは具体的にさういふことになるでしょう、その金額の大小は一応又別といたしまして……

○政府委員(後藤博君) おつしやる通りでありますので、交付税の率を算定いたしました場合に、平年度現在の財政規模がどういふふうに変つて行くかという計算をいたしまして、その場合に殖える要素と減る要素とございませぬので、それを差引きいたしまして政府案としては二〇%といふものを出したのであります。その額が非常に不足であるといふので二二%に相成つておりました。これは大体平年度の計算をやりませぬ場合に、警察費の増減もやはり考へてその中に織込んでおりました。

○木村禮八郎君 それではもう少し具体的に伺ひますが、節約がどの程度に節約できるものでございませぬ。一応政府の今までの御説明では約九十億と言われおるのですが、今度は具体的に一つ、全体の問題でなく、五大市の問題に局限して伺ひたい。これはもうすでに御承知と思ひますが、五府県連絡事務局で出した資料によりますと、五大市に自治体警察を認めず、府県自治体警察一本とすることによつて年間最低二十五億以上の節約が可能である、と、さうしてその根拠をいろいろ示しているわけですね。ところが又我々が、五大都市の共同事務局から出された資料がございませぬが、それを見ますと、その資料によると、この五大市のほうで年間最低二十五億以上の節約ができるというの、これはとんでもない話です。一つ、具体的に論拠を挙げて、

そんなに実際は節約できるものじやない、ただ地方自治警察を府県警察一本にした場合、今までの設備なんかを重複している、そういう場合に自治警察を廃すれば、その片一方の自治警察のほりの施設なんかは全部不要になるというか、節約できる、そういう計算になつてゐるのです。また、具体的にいろいろ問題点があるのですが、又人員整理についても、そんなに人員整理が具体的にできるものではない。従つて、こういう五大市の例を見ても、

今まで国警と自治警がダブつておつたから、それによつて施設とかその他において非常に二重支出があつて不経済である、これを一つにすれば非常にこれが節約されるという、これは素人考へではちよつとそう思われる節もあり、又そういう面も具体的にあり得ると思ふのです。併し、一般に言われておるように、具体的にどの程度節約が可能かということになると、非常にやはり問題があると思ふのです。節約が可能であるかと言つておりま

すけれども、併しまあそういう不経済が排除され財政負担が軽減されるということを大きく取上げなければ、この民主的な自治警察を国家警察に、中央集権的なものに切替えて行く一つの有力なる名目がなくなるから、それを不当に大きく主張されておるのではないかと私は思ふ。そこで具体的に五大都市に自治警察を認めないで府県警察に一本化した場合、年間最低二十五億円の節約が可能である、こう言つておりますが、果して二十五億以上の節約が可能なのかどうか、これは一つのモデルケースとして、そしてこれを具体的に検討することによつて、全

体としての今度の町村警察を府県警察に一本化したときにどの程度に果して節約が可能であるかということの判定することができるとは、ないか、その資料の一つとして具体的にこの点を伺いたいわけなんです。

○政府委員(斎藤昇君) 五大市を全然別の単位にするか、或いは府県一本にするかによる経費の相違であります。が、私どもの計算といたしましては、約十九億五千万円、二十億円弱と、かように考へております。五大府県のほりから約二十五億節約できるといふ数字を出しておられますが、私どもの見当といたしましては二十億円弱、十九億五千万円ぐらいと、かように考へております。その基礎は、これを一本にいたしますことによりまして、御承知のように県の警察本部と市の警察本部というものが一つの本部で賄い得るわけでありまして、それらに伴つて重複してゐる職員というものが減員できるわけでありまして、又区域が二つになつておることにによりまして、必ずしもその警察の本部に勤務しておられませんかといつたしまして、例えば機動隊、或いは警邏その他一般の職員にいたしまして、単位が一つになることによりまして、それだけの人数を必要とせずして同程度の能率が上るといふ点から考へまして、大体五大市及び五大府県につきまして、これを一つにするかしないかで、警察官の数において約四百五十人、一般職員において約五百人、合計約九百五十人、その経費がおよそ十七億三千万円、これに伴ひましてその他の経費も減るわけでありするから、その経費は一人当り年額五万四千円と考へまして二億二千万円、合

計して十九億五千万円、これくらいが減少できると、かように考へております。

○木村禮八郎君 非常に詳細に承わつて参考になりましたが、その一本化することによつて、その市警本部定員はどのくらい減少できると考へるのであるか。只今の節約の基礎になつておる減員がどの程度に見込まれておるのか。

○政府委員(斎藤昇君) 本部の定員だけにしましては、只今資料を調べておられますが、これは五大市の市警の職員全体といたしまして、全体だけで約二万四千人、五大都市の市警の職員が約二万四千人、そのうち本部定員は只今調べておられますから後刻お答え申し上げます。

○木村禮八郎君 そうすると、本部定員、それから一般定員に分けてどのくらいの節約を行われておられますか。……それではわかりましたら、わかり次第そのパーセンテージはお知らせ願ひたいと思ひます。

次に進みたいと思ひます。どうも私素人でよくわからないのですが、只今の国警長官の御説明による節約額は大体五府県連絡事務局、五府県側で積算されたものとそんなに違わない、大体五億くらい差がありますけれども、この五大都市のほうで調べた節約額が著しく少いのです。大体今長官の言われた十七億三千万円に相当する節約額としては大体一億二千万円くらいではないか、そうすると、この間に非常な差があると思ふのです。私は素人でありまして本當のことを専門のかたに伺いたのですが、たま／＼二つの資料を受けたのです。五大府県側と五大市側との二つの資料を手にしまして、そ

の節約額について余り懸隔があり過ぎるのは、いずれが正しいのか、実は判定に苦しむわけなんです。それは僅かな差であるならば積算の基礎の多少の相違くらいでわかるのでありますけれども、五府県側としては二十五億、今の国警長官のお話では大体十九億五千万円、ところが五大市側の推計では大体全体で一億数千万という程度である、こういうのでは余りに差がひど過ぎ、勿論おの／＼その立場においてその主張を通すためにいろいろ合理的な資料を作成すると思ふのです。そういう点も私は勿論考慮に入れておるわけです。併しながら余りに差が開き過ぎておるのです。そこで私はこういう警察については私は素人なんです。わからないからこんな開きが出て来る、こんなに意見の相違が出て来るのは一体どういうところにあるのかというところを自分としてはその本當の事実を知りたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) 恐らく市側で出しました資料と府県側で出しました資料は、それ／＼見方に相違を来たしているのだらうと考へます。で私どももいたしましては、他の全体の三万人減少できる、そういう基礎から考へましてダブつてゐる人間がどれだけ減らせるか、又能率の増加によつてどの程度減らせるかというようなことを勘案をいたしまして考へたのであります。その原則を五大市を一つにするか或いは二つにするか、府県に一本化するかしないかということに當てはめて考へて見ますと、先ほど申しますように、人員においては約五千人程度減らせるであらう、かように考へておるものであります。現在五大市を含みます

る府県の本部の人員は……、市警本部の定員が約三千人、市警全体として約二万二千人、そのうちから本部の定員が八百九十九名減し得る、それから市警全体から見まして三千五百七十四人減らし得る、かように考へておるのであります。そこで市警本部は府県を一本化したした場合に、市警本部の人員約三千人、これはまるまる減らせるとは考へておりません。府県本部と一体になつて、現在の府県本部よりは増加をしなければならぬので、即ち府県本部には約二千二百人の警察官がおりますが、それに市警本部から約二千人を加へまして八百九十九人減員ができる、かように考へております。他の職員につきましては通信或いは機動隊、そういうものが一本になつて簡素化をいたします。能率も上げるといふ面から三万一千人のうち三千五百人は減らせる、かように考へておるわけでありまして、これが大体の基礎でございます。

○木村禮八郎君 あつてよろしいですが、今のお話は資料として出して頂きたいと思ふのです。それで私は素人なんですけれども、斎藤長官は御専門家でですからその点伺ひたいのですが、この五大市の場合、これは第一線要員を大体六割を含んでおる。従つて第一線の現業的要員が非常にたくさんあるの、これはそんなに實際問題として節約できない、こういう意見があるのです、五大市側に。従つて、この一般定員のほうでしたら二割くらいは節約できるかも知れないが、併しこの二割は節約が不可能であつて、一偏にしかければ節約が不可能であるというもので

あるの、いづれが正しいのか、実は判定に苦しむわけなんです。それは僅かな差であるならば積算の基礎の多少の相違くらいでわかるのでありますけれども、五府県側としては二十五億、今の国警長官のお話では大体十九億五千万円、ところが五大市側の推計では大体全体で一億数千万という程度である、こういうのでは余りに差がひど過ぎ、勿論おの／＼その立場においてその主張を通すためにいろいろ合理的な資料を作成すると思ふのです。そういう点も私は勿論考慮に入れておるわけです。併しながら余りに差が開き過ぎておるのです。そこで私はこういう警察については私は素人なんです。わからないからこんな開きが出て来る、こんなに意見の相違が出て来るのは一体どういうところにあるのかというところを自分としてはその本當の事実を知りたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) 恐らく市側で出しました資料と府県側で出しました資料は、それ／＼見方に相違を来たしているのだらうと考へます。で私どももいたしましては、他の全体の三万人減少できる、そういう基礎から考へましてダブつてゐる人間がどれだけ減らせるか、又能率の増加によつてどの程度減らせるかというようなことを勘案をいたしまして考へたのであります。その原則を五大市を一つにするか或いは二つにするか、府県に一本化するかしないかということに當てはめて考へて見ますと、先ほど申しますように、人員においては約五千人程度減らせるであらう、かように考へておるものであります。現在五大市を含みます

る府県の本部の人員は……、市警本部の定員が約三千人、市警全体として約二万二千人、そのうちから本部の定員が八百九十九名減し得る、それから市警全体から見まして三千五百七十四人減らし得る、かように考へておるのであります。そこで市警本部は府県を一本化した場合に、市警本部の人員約三千人、これはまるまる減らせるとは考へておりません。府県本部と一体になつて、現在の府県本部よりは増加をしなければならぬので、即ち府県本部には約二千二百人の警察官がおりますが、それに市警本部から約二千人を加へまして八百九十九人減員ができる、かように考へております。他の職員につきましては通信或いは機動隊、そういうものが一本になつて簡素化をいたします。能率も上げるといふ面から三万一千人のうち三千五百人は減らせる、かように考へておるわけでありまして、これが大体の基礎でございます。

○木村禮八郎君 あつてよろしいですが、今のお話は資料として出して頂きたいと思ふのです。それで私は素人なんですけれども、斎藤長官は御専門家でですからその点伺ひたいのですが、この五大市の場合、これは第一線要員を大体六割を含んでおる。従つて第一線の現業的要員が非常にたくさんあるの、これはそんなに實際問題として節約できない、こういう意見があるのです、五大市側に。従つて、この一般定員のほうでしたら二割くらいは節約できるかも知れないが、併しこの二割は節約が不可能であつて、一偏にしかければ節約が不可能であるというもので

あるの、いづれが正しいのか、実は判定に苦しむわけなんです。それは僅かな差であるならば積算の基礎の多少の相違くらいでわかるのでありますけれども、五府県側としては二十五億、今の国警長官のお話では大体十九億五千万円、ところが五大市側の推計では大体全体で一億数千万という程度である、こういうのでは余りに差がひど過ぎ、勿論おの／＼その立場においてその主張を通すためにいろいろ合理的な資料を作成すると思ふのです。そういう点も私は勿論考慮に入れておるわけです。併しながら余りに差が開き過ぎておるのです。そこで私はこういう警察については私は素人なんです。わからないからこんな開きが出て来る、こんなに意見の相違が出て来るのは一体どういうところにあるのかというところを自分としてはその本當の事実を知りたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) 恐らく市側で出しました資料と府県側で出しました資料は、それ／＼見方に相違を来たしているのだらうと考へます。で私どももいたしましては、他の全体の三万人減少できる、そういう基礎から考へましてダブつてゐる人間がどれだけ減らせるか、又能率の増加によつてどの程度減らせるかというようなことを勘案をいたしまして考へたのであります。その原則を五大市を一つにするか或いは二つにするか、府県に一本化するかしないかということに當てはめて考へて見ますと、先ほど申しますように、人員においては約五千人程度減らせるであらう、かように考へておるものであります。現在五大市を含みます

る府県の本部の人員は……、市警本部の定員が約三千人、市警全体として約二万二千人、そのうちから本部の定員が八百九十九名減し得る、それから市警全体から見まして三千五百七十四人減らし得る、かように考へておるのであります。そこで市警本部は府県を一本化した場合に、市警本部の人員約三千人、これはまるまる減らせるとは考へておりません。府県本部と一体になつて、現在の府県本部よりは増加をしなければならぬので、即ち府県本部には約二千二百人の警察官がおりますが、それに市警本部から約二千人を加へまして八百九十九人減員ができる、かように考へております。他の職員につきましては通信或いは機動隊、そういうものが一本になつて簡素化をいたします。能率も上げるといふ面から三万一千人のうち三千五百人は減らせる、かように考へておるわけでありまして、これが大体の基礎でございます。

○木村禮八郎君 あつてよろしいですが、今のお話は資料として出して頂きたいと思ふのです。それで私は素人なんですけれども、斎藤長官は御専門家でですからその点伺ひたいのですが、この五大市の場合、これは第一線要員を大体六割を含んでおる。従つて第一線の現業的要員が非常にたくさんあるの、これはそんなに實際問題として節約できない、こういう意見があるのです、五大市側に。従つて、この一般定員のほうでしたら二割くらいは節約できるかも知れないが、併しこの二割は節約が不可能であつて、一偏にしかければ節約が不可能であるというもので

あるの、いづれが正しいのか、実は判定に苦しむわけなんです。それは僅かな差であるならば積算の基礎の多少の相違くらいでわかるのでありますけれども、五府県側としては二十五億、今の国警長官のお話では大体十九億五千万円、ところが五大市側の推計では大体全体で一億数千万という程度である、こういうのでは余りに差がひど過ぎ、勿論おの／＼その立場においてその主張を通すためにいろいろ合理的な資料を作成すると思ふのです。そういう点も私は勿論考慮に入れておるわけです。併しながら余りに差が開き過ぎておるのです。そこで私はこういう警察については私は素人なんです。わからないからこんな開きが出て来る、こんなに意見の相違が出て来るのは一体どういうところにあるのかというところを自分としてはその本當の事実を知りたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) 恐らく市側で出しました資料と府県側で出しました資料は、それ／＼見方に相違を来たしているのだらうと考へます。で私どももいたしましては、他の全体の三万人減少できる、そういう基礎から考へましてダブつてゐる人間がどれだけ減らせるか、又能率の増加によつてどの程度減らせるかというようなことを勘案をいたしまして考へたのであります。その原則を五大市を一つにするか或いは二つにするか、府県に一本化するかしないかということに當てはめて考へて見ますと、先ほど申しますように、人員においては約五千人程度減らせるであらう、かように考へておるものであります。現在五大市を含みます

あるの、いづれが正しいのか、実は判定に苦しむわけなんです。それは僅かな差であるならば積算の基礎の多少の相違くらいでわかるのでありますけれども、五府県側としては二十五億、今の国警長官のお話では大体十九億五千万円、ところが五大市側の推計では大体全体で一億数千万という程度である、こういうのでは余りに差がひど過ぎ、勿論おの／＼その立場においてその主張を通すためにいろいろ合理的な資料を作成すると思ふのです。そういう点も私は勿論考慮に入れておるわけです。併しながら余りに差が開き過ぎておるのです。そこで私はこういう警察については私は素人なんです。わからないからこんな開きが出て来る、こんなに意見の相違が出て来るのは一体どういうところにあるのかというところを自分としてはその本當の事実を知りたいのです。

○政府委員(斎藤昇君) 恐らく市側で出しました資料と府県側で出しました資料は、それ／＼見方に相違を来たしているのだらうと考へます。で私どももいたしましては、他の全体の三万人減少できる、そういう基礎から考へましてダブつてゐる人間がどれだけ減らせるか、又能率の増加によつてどの程度減らせるかというようなことを勘案をいたしまして考へたのであります。その原則を五大市を一つにするか或いは二つにするか、府県に一本化するかしないかということに當てはめて考へて見ますと、先ほど申しますように、人員においては約五千人程度減らせるであらう、かように考へておるものであります。現在五大市を含みます

る府県の本部の人員は……、市警本部の定員が約三千人、市警全体として約二万二千人、そのうちから本部の定員が八百九十九名減し得る、それから市警全体から見まして三千五百七十四人減らし得る、かように考へておるのであります。そこで市警本部は府県を一本化した場合に、市警本部の人員約三千人、これはまるまる減らせるとは考へておりません。府県本部と一体になつて、現在の府県本部よりは増加をしなければならぬので、即ち府県本部には約二千二百人の警察官がおりますが、それに市警本部から約二千人を加へまして八百九十九人減員ができる、かように考へております。他の職員につきましては通信或いは機動隊、そういうものが一本になつて簡素化をいたします。能率も上げるといふ面から三万一千人のうち三千五百人は減らせる、かように考へておるわけでありまして、これが大体の基礎でございます。

○木村禮八郎君 あつてよろしいですが、今のお話は資料として出して頂きたいと思ふのです。それで私は素人なんですけれども、斎藤長官は御専門家でですからその点伺ひたいのですが、この五大市の場合、これは第一線要員を大体六割を含んでおる。従つて第一線の現業的要員が非常にたくさんあるの、これはそんなに實際問題として節約できない、こういう意見があるのです、五大市側に。従つて、この一般定員のほうでしたら二割くらいは節約できるかも知れないが、併しこの二割は節約が不可能であつて、一偏にしかければ節約が不可能であるというもので

あるの、いづれが正しいのか、実は判定に苦しむわけなんです。それは僅かな差であるならば積算の基礎の多少の相違くらいでわかるのでありますけれども、五府県側としては二十五億、今の国警長官のお話では大体十九億五千万円、ところが五大市側の推計では大体全体で一億数千万という程度である、こういうのでは余りに差がひど過ぎ、勿論おの／＼その立場においてその主張を通すためにいろいろ合理的な資料を作成すると思ふのです。そういう点も私は勿論考慮に入れておるわけです。併しながら余りに差が開き過ぎておるのです。そこで私はこういう警察については私は素人なんです。わからないからこんな開きが出て来る、こんなに意見の相違が出て来るのは一体どういうところにあるのかというところを自分としてはその本當の事実を知りたいのです。

はない。そうすれば、私はなぜそんな
に十七億三千万円も削減ができるかわ
からないのです。この五大市側で一億
二千万円というのは、本部を一つに
することによって節約可能額ではない
かと、こう言っているのです。これ
は余りにどうも聞き過ぎるわけでは
ない。どうも私はその点納得ができて
います。それからこの施設なんかにつ
きましても、やはり非常にこれは具体
的に述べてごさいますが、この重複施
設重複施設と言いますが、実際問題として
それは現有の施設が市警のほうも困警
のほうもフルに使われていて、非常に
不足している。そういう状態では、そ
れを合併によって整理できるものはむ
しろ非常に例外であつて、そんなに機
械的に頭で考えたとくに、重複する
からといってこれを削減できるものでは
ない。これは具体的に調べて見なければ
わからん話です。理窟でそう言つて
もわからないわけなんです。そこで具
体的に困警側ではこれについて、施設
の分散によつて相当不利、不便、非能
率の実例として、射撃場のごとき危険
率の高い施設を分散することによつて
危険を増すとか、その他鑑識の面、交
通面、通信面について具体的に挙げて
おります。これに対して又五大市側で
は、いち／＼具体的にその誤りを指摘
しておるのです。これは時間がござい
ませんから一つ／＼については私は質
疑にいたしません。これを比較して見
ると、私の素人として全然と見て余りに
聞き過ぎておるの、どちらを一体信
じていいのかわからない。五大市側の
これを見て、我々が見るとやはり相

当論拠もありません。相当論拠があると
思ふのです。従つて、節約々々と言
うけれども、それは過大に評価されて
いるのではないと思ふのです。そうい
う点を私は今度の警察法の制定が、警
察制度の改正によつて警察費を軽減と
いうか、全部ではありませんが、相当
大きなウエイトを以て考えられてい
る。そういう面から見ると、一般に主
張され、提案理由に言われておるよ
うには、そんなに実際には大きいのはな
いのではないかと。そうするとそういう
財政面から見ると、どれだけこの警察制
度の改正というものが効果があるもの
か、私は疑いなきを得ないのです。こ
の点について長官の御答弁を煩わした
いのです。

○政府委員(斎藤昇君) お示しのよう
に、具体的資料としてお手許にお廻
しをいたしたいと思います。私も
府県側が見ております見方に必ずしも
賛成するものではございません。例に
挙げられました研修施設は、或いは施
設としては二つくらいあるかも知れ
ません。それによつて人員の減とい
うものは私は見られないと、かように思
つております。私どもの考えました約
十九億五千万円というものの具体的
根拠を資料といたしまして御提出いた
します。

○木村禮八郎君 これを最後にいたし
ます。時間も参りましたので、最後
に伺いますが、今度の警察制度の改正
によつて、市警が国家公務員になつ
て、そして給与の面が従つて来ると思
うのです。そして現在御承知のように
市警のほうには困警よりも三乃至五号俸
くらい高いと言われているわけでは
ない。その給与の面はどういうふう

これは府県に吸収された場合、どうい
うふうにはなるのか。その調整は
どういうふうには具体的に措置されるの
か。そしてこの困警と自治警との給与
の差額というものは、財政措置として
これを補給する額が計上されているの
かどうか。その点を最後に伺いた
したいと思います。

これは府県に吸収された場合、どうい
うふうにはなるのか。その調整は
どういうふうには具体的に措置されるの
か。そしてこの困警と自治警との給与
の差額というものは、財政措置として
これを補給する額が計上されているの
かどうか。その点を最後に伺いた
したいと思います。

○政府委員(斎藤昇君) 御指摘のよう
に、現在の国家地方警察の警察官と市
町村の警察官との間には給与が相当開
いておりました。これの一人当りの平
均約二千円月額において開いておりま
す。それで、御承知のように困の給与
水準、府県の給与水準、市町村の給与
水準、それ／＼必ずしも一致はいたし
ておりません。市町村の給与水準のほ
うが大體高いということになつており
ます。関係から、かようなことになつて
いるのでございします。併しながら、市
町村の警察官と困警の警察官との給与
の開いておりましたのは、一種の給与
水準といえます。給与規程といいま
すか、というものに基いての若干の差
などによつて開いておる部分と、それ
から先ほど千葉委員からお話がありま
したように、大體市警のほうに勤務年
限も長いという者が困警に比べてま
だ平均多いためです。さうな意味
から当然に高く格付けされるべき人間
がいるという点もあるわけでありま
す。そこで今度これが府県の本一の警
察になりました場合に、府県の給与条
例の定めるところによりまして、その
水準によつて国家地方警察の警察官も
市町村から来る警察官も、新しく府県
の給与条例によつてそれ／＼格付けを
されるわけにございします。この格付け
をされまされる場合に、現在もらつてお

つた給与が府県で格付けされる場合に
減るといふ結果になりました場合に、
その差額は、これは俸給のほか別に
手当として府県の条例で定めて出す
と、こういうことをこの法律に譲つて
おるのでございします。その手当のい
ゆる給与の差額、これが約十四億円、
かように勘定いたしております。この
十四億という勘定は、先ほど申しまし
た大體一人平均の差額から来ておりま
すが、実際にはかようなにならないと
思いますが、全部見まして十四億と申
しましたのが、その後の計算で十五
億、先ほど後藤自治庁財政部長が答
えになりました。それは十四億とおし
やいまして、それは十五億であつた
という財政部長の御訂正でござい
ます。約十四、五億というものが、これ
は地方財政の財源、地方財政上から見
て財政需要額の中において計算をいた
しまして、自治庁のほうで交付税等
において財源調整が見られておるので
ございします。

委員長(小酒井義男君) 退席、
委員長(斎藤昇君) 私に申し上げます。
○木村禮八郎君 それは二十九年度の
交付税の中に織込まれておる点と、も
う一つ手当というお話があつたので
すが、この手当は非常に不安定なんじや
ないか。給与として手当は予算を組む
ようなときに、給与とは別に、又その
ときの予算の如何によつて左右される
ものではないか。どうか。ですから給与
という場合には、これはもう簡単に言
えないが、手当と言いますと、そのと
きの財政関係によつてこれはいろいろ
加減され得る可能性が出て来る。そう
なると、非常に不安定じゃないかとい
う感じがするのです。ただ手当とい

うのは……それでは例え中央の財政
事情如何によつて交付税の中に今度は
十五億計上する。併し又今度は再軍備
を二十九年度予算に現われておるよう
に再軍備をどん／＼やつて、そうして
耐乏生活を要求して、そうして民生費
を引下げて行く。そういうような形に
貸金ストロブなんかと関連して、そ
ういふ交付税を減らすという形に
おいて出て来ると、手当というものは
減らざるを得なくなつて来る。結局交
付税の計上額如何によると思ふので
す。それに左右されて来るのでし
ょう。そうするとこれは非常に不安定
のところは不安定になるのじゃないか。
それからこれは全体の交付税と関連し
て勿論考えられるのでありまして、
けれども、その手当に廻す枠というもの
はどうしても結局制限されて来る。そ
うすると本當の意味において今の自治
警とそれから府県に吸収された場合の
給与との差額というものが安定的に補
給されて行くというわけに行かないん
じやないか、やはりはつきり給与とし
てどうして差額を埋めるような措置を
構じ得なかつたか。その点どうも納得
行かないわけなんです。

○政府委員(斎藤昇君) 私が申し上げ
ました手当というものは給与の一種でござ
いまして、本條が府県の条例に従つて
府県の給与水準で格付けをされま
すから、どうしても差額は出て参ります。
これを本條とするわけに参りませ
んか、別の給与といたしまして法律で認め
た条例による給与であります。従いま
して、国から財源調整として考えま
す地方財政の需要額を算定いたします
場合には、これは本條と同様に考
えて計算をされるべきものであります。

名称は手当であります、公務員の給与であるには相違がないのであります、特に法律にも載つてあるのであります、法を軽んずるといふようなことは、万自治庁においてもされまいと、こういふように考へております。

○委員長(内村清次君) 木村君時間が来ましたから……

○木村八郎君 私はまだいろいろ質問がございますが、時間が来ましたから、最後に先ほど要求しました資料はあとで出して頂くことにいたしました、これで質問を終ります。

○矢嶋三義君 私は絞りました、現在防衛二法案並びに行政機関定員法を審議している内閣委員の立場から、内閣担当の大臣として、又吉田内閣の國務大臣としての小坂さんに質問いたしましたと思ひます。答弁が明確で親切であつたならば、我々の持時間内でもやめるつもりでありますから、明確に御答弁願ひたいと思ひます。

先ず承りたい点は、このたびのこの警察法によつて殆んど新たに生れるであろうと申してよいと思ふのであります、その警察は従来の警察と相当に操縦を異にして来ると思ひます。この警察と現在内閣委員会にかかつている自衛隊法案によつて生れるところの自衛隊との一致点並びに相違点について伺ひます。どういふふうに違ひか……。

○委員長(内村清次君) 斎藤國警長官。

○矢嶋三義君 いや、國務大臣、これは基本問題ですから、國警長官が出る幕ではない。聞く必要はないですと、やりなさい。

○委員長(内村清次君) 小坂國務大臣。

○國務大臣(小坂善太郎君) この警察は新しい警察法におきましては、府県単位の自治体警察法におきましては、府県単位の自治体警察法という考へ方を持つて作られておりますのがこの条章でございます。二条の警察の責務ということの範囲内において活動するものところ考へております。自衛隊というものは、そうした場合は違ふものであります、一般の警察の力の及ばない場合に自衛隊というものは出動し得る、こういうことになつております。

○矢嶋三義君 只今違ふ点だけを承つたのですが、一致点はどこにございせんか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 一致点はございせんが、非常に違ふ。本質的に違ふのでございせんので、違ふ点を申上げておるのであります。一致点と言われれば、強いて申上げますれば広域の治安、治安という形を確保する責任に任ずるといふ点が一致点と言へば言えるのであります。

○矢嶋三義君 一応それを承りました、強いて言へばでなくて、その治安維持、秩序の維持と、こういう立場では警察法の第二条と自衛隊法の第三条の後半は完全に私は一致しておると思ふのであります、大臣の所見は如何でありますか。

○國務大臣(小坂善太郎君) その作用において、常時その任に當るといふ点だと思ひます。

○矢嶋三義君 もう一回一つ、今のこれは不明確ですから、そのくらいのこと

は明確に答へてもらわないと時間が延びますよ。

○國務大臣(小坂善太郎君) どうも御質問の趣旨を取り違へて甚だ失礼いたしました、治安というところに任ずるといふことにおいては一致しておりますが、警察におきましては常時おしる治安の維持に任じておる。自衛隊といふものは一朝有事の際の治安であります。

○矢嶋三義君 次の質問を推し進める前に、ここでちよつとこれに関連して伺いたいのではあります、この今度の警察法の提案理由の一つの大きな目的は、國民の負担の軽減、これが一つの大きなやはり目的になつておると思ひます。大まかに言つて警察費が約五百億、それから自衛隊関係の防衛に要する予算が大まかに言つて千五百億、この二つを合算すると、その比率は二対三になつておるわけにございせん。で憲法九条で言うところの自衛権、その自衛権の内容が如何なるものであるかといふことは人によつていろいろと見解が違ふやうですが、私も本能的な自衛を意味するものであつて、いわばこの警察力によつての自衛を意味し、従つて憲法の前文にも世界諸國の公正と信義に云々と、こういうことが書かれておるわけですから、それがともかくも政府の数字が示す通りに、或いは非常事態におけるところの国内治安秩序の維持を目的とする自衛隊、更に純然たる警察、こういう二本建で行くことはそれ自身が、私は二対三の数字自身が我が國を守る公共の秩序維持という立場から違憲性を持つておるものである、こういうふうに私は考へるのであります。

○國務大臣(小坂善太郎君) 自衛隊の任務といたしましては、自衛隊の自衛隊法にもございせん、自衛隊に我が國の平和と独立を守り、國の安全を保つために直接間接の侵略に対して我が國を防衛することを任務とする、又必要に依つて公共の秩序の維持に當るといふのであります、直接及び間接の侵略といふことを予想いたします、その規模といふものが相当なものであらうといふことも考へなければなりません、そういうものに対応いたしまして費用といたしまして千五百億といふものは計上されておると私も心得ておるのであります。我が國の治安維持に任じ、國民の福祉を確保するといふ意味からいたしまして警察の費用といふものは、従来からの実績にも鑑みまして大体五百億程度と、これをできるだけ節約いたして参りました、この気持はございせんが、その程度は結局におきまして、その対象とされるものと考へておられます。千五百億と申しますと、予算全体から見まして一兆円の千五百億でございせん、ところが、この千五百億といふものは各閣において特に我が國が高いといふことは言えないといふふうに考へておられます。

○矢嶋三義君 あなたがたの考へはすでに軍備といふものを頭に入れて、再軍備しなければならぬといふ前提に立つて論を進められておるわけですから、これでは時間を費すのは勿体ないからここでこれは切ります、私はこの経費節約、國民負担の軽減を図るために自衛警を

停止するのだといふことを言う前に、千五百億の金を使つて自衛隊等を設けることによつて我が國のあなた自身が言うところの國防体制を固めようとするその政策は、國民に入れられるか入れられないかを先ずそれを國民に問うて、然るのちにやるべきものだといふ考へますが、これは意見になりますから、ここでとどめて、次に具体的に伺ひますが、警察法の第七十条緊急事態の特別の措置のときの布告を出す場合の「緊急事態に際して」といふこの緊急事態と、自衛隊法第七十八条の命令による治安出動の「緊急事態に際して」といふこの緊急事態は同じでありますか、違ひますか、その点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この警察法に申します緊急事態と自衛隊法にございせん、これは必ずしも同じとは言えないと思ひますが、先ほど申しましたように、本来のこの自衛隊の任務、警察の治安維持に關する任務といふものが異つておるのであります、その対象といふものにつきましても異つたものがあると思ひます。

○矢嶋三義君 緊急事態が内容が違ふとなつて、例えはどうかいふふうには違ひますか、ちよつと説明して下さい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 緊急事態と一口に申しましても、暴動、内乱、騷擾等或いは震災といふような天災が発生して、平素の警察の機構組織を以てしてはこれに対処し得ないやうな程度に國家の治安が擾亂したといふ程度の事態でございせん。自衛隊法で申します緊急事態といふのは、更にその規模が広汎であり、且つその質においても激

止するのだといふことを言う前に、千五百億の金を使つて自衛隊等を設けることによつて我が國のあなた自身が言うところの國防体制を固めようとするその政策は、國民に入れられるか入れられないかを先ずそれを國民に問うて、然るのちにやるべきものだといふ考へますが、これは意見になりますから、ここでとどめて、次に具体的に伺ひますが、警察法の第七十条緊急事態の特別の措置のときの布告を出す場合の「緊急事態に際して」といふこの緊急事態と、自衛隊法第七十八条の命令による治安出動の「緊急事態に際して」といふこの緊急事態は同じでありますか、違ひますか、その点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) この警察法に申します緊急事態と自衛隊法にございせん、これは必ずしも同じとは言えないと思ひますが、先ほど申しましたように、本来のこの自衛隊の任務、警察の治安維持に關する任務といふものが異つておるのであります、その対象といふものにつきましても異つたものがあると思ひます。

○矢嶋三義君 緊急事態が内容が違ふとなつて、例えはどうかいふふうには違ひますか、ちよつと説明して下さい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 緊急事態と一口に申しましても、暴動、内乱、騷擾等或いは震災といふような天災が発生して、平素の警察の機構組織を以てしてはこれに対処し得ないやうな程度に國家の治安が擾亂したといふ程度の事態でございせん。自衛隊法で申します緊急事態といふのは、更にその規模が広汎であり、且つその質においても激

止するのだといふことを言う前に、千五百億の金を使つて自衛隊等を設けることによつて我が國のあなた自身が言うところの國防体制を固めようとするその政策は、國民に入れられるか入れられないかを先ずそれを國民に問うて、然るのちにやるべきものだといふ考へますが、これは意見になりますから、ここでとどめて、次に具体的に伺ひますが、警察法の第七十条緊急事態の特別の措置のときの布告を出す場合の「緊急事態に際して」といふこの緊急事態と、自衛隊法第七十八条の命令による治安出動の「緊急事態に際して」といふこの緊急事態は同じでありますか、違ひますか、その点を伺ひたいと思ひます。

でございますが、従いまして、できる限り民主的に国民の声を聞いて運営するという建前をとるべきものと存じまして、この法案にも警察庁を管理するものが国家公安委員会であるということとを規定いたしております。ようなものでございますので、その管理者の責任におきまして、この場合は緊急事態の布告があつてよろしかろうということとを内閣総理大臣に勧告するということを定めておりますのでございます。自衛隊のほうではそうした常時的なものではないのでございまして、直接及び間接の侵略に対しまして国の治安を維持するに及ぼす防衛すると、この間にやほり両者の違いがあるのでございまして、その違いが緊急事態の布告の際にも現われて来ておる、こういうふうな理解いたしております。

○矢嶋三義君 どうもこれは私納得できないのです。間接侵略云々と言いますが、私は間接侵略とか直接侵略は今問題に除いておるのです。両者の緊急事態に際しての討論をしておるのです。而も先ほどあなたは同時に布告と治安出動がなされる場合もあり得ると、こういうことを答弁されたので、それに基いて私は質問を展開しているわけですが、只今のあなたのお答えを承りますと、警察は民主的に而も国民の声を聞いて云々とか、自衛隊はそのほうは余りやらんでもいいのだと、こういうふうな裏返せば聞かえるのです。もう一回一つ自信のある答弁を承ります。

○國務大臣(小坂善太郎君) そういう趣旨を申しておらんつもりでございますが、自衛隊の任務というものは我が国

の平和と独立を護り、国の安全を保つために直接及び間接の侵略に対しまして国土を防衛することを主たる任務とする、こういう任務から参ります相違である、こういうふうな申上げておるのでございます。

○矢嶋三義君 結局それが明快に答弁できないという事は、自衛隊と言えどもこれは頼破りした軍隊なんだと、再軍備なんだというのを意識しているから明確に答弁ができません。時間がかかるかと皆さんにお気の毒です。次に伺いたい点は、警察と、それから自衛隊法の九十六条にいう部内の秩序維持に専従する者、即ち現在で言う警務官、これに關しては詳しいことは政令で云々と、こういうふうな規定されておりますが、その關係は如何ようになつておるか、説明を求めます。

○政府委員(斎藤昇君) 警務官は専ら自衛隊の施設の内務とか、或いは自衛隊の構成員、或いは物件等に關する犯罪は主として警務官が扱うのであります。普通警察は勿論これらを排除するものではございません。このものにも当然職権行使ができるのでございまして、そこで例えば自衛隊の地域内に起つた犯罪は、先ず原則としては警務官においてやつてもらふ、自衛隊の施設外において自衛隊員に対して行われた犯罪はこれは両者がやるわけでありまして、これを警察官がこの事件を捜査いたします。場合によっては、警務官のほうに通告して、或いは共同に、或いは自衛隊のほうに引渡してそちらで取調べております。

○矢嶋三義君 二点に互つて伺います。一つは警務官が自衛隊員以外の一般国民にその職務執行を及ぼす場合があるかどうかということ、それからもう一つは、これからよくなるかも知れませんが、今までの保安隊、警備隊、これは相当事故を起しておる。言葉は適當でないかも知れませんが、或る程度失業されたアブレの者が人つて参つて、人命というものを余り大事に扱わないで自殺する人もかなりある。それから刃傷事件、これは相当ある。更に部隊の品物を盗んで質屋に置くという窃盗犯、こういうものもかなり、これは公になつた問題でも、練馬あたりでは米を何十俵も担いで持つて行つたというものがあつたわけですが、こういう現在の保安隊、警備隊の犯罪の激増の状況から内部のかたみ、だけでやられる場合に、私は真実のものに蓋をしよという恰好になり、自衛隊の正しい成長ということがその面から損なわれるのではないか、こういう面も懸念いたしております。これに対する御所見、以上二点を伺います。

○政府委員(斎藤昇君) 先ず自衛隊員が外部の人に対して犯罪を犯しました場合には、原則として普通の警察がこれを扱います。場合によりましては、身柄を警務官のほうに引渡して警務官が取調べたのちその報告を受けるといふ場合もありますが、原則といたしましては、普通警察が行うことを原則にするようにいたしたいと思つております。それから自衛隊員が職務上外部の人たちに何らかの危害を加えたというふうな場合は、これはその職務の範囲内であるか、外であるかというふうな点も關係を持ちますので、こういう場

合には大体主として警務官のほうの取調が主となると思えますが、この場合もできるだけ普通警官も一緒にやつて絶えず協力しながらも、いづれにいたしましても両者協力いたしました。一方の不満足の状態に於いて一方だけがやるといふことのないように伺いたい、このように考へて政令を両者協議の上できめたいと存じております。

○矢嶋三義君 次に伺います。民主的な自治体警察が廃止されて、国家警察的なものになるわけでありまして、ここで私は是非ともそれに關連して伺つておきたい点は、先般内閣委員会の人権擁護局長を招致してその所管事項について審議したときに、最近是非常に人権侵犯というものが激増して来た、そして比較的数が多くなりつつあるのは、職業的に言ふならば警官が多い、次に教職員だと、こういう説明が数字を以てなされました。で、国家警察になつた場合には、その傾向が更に強くなるのではないかと懸念されます。更に私がここで國警長官に是非とも申上げて伺いたい点は、それらの人権侵犯事件が起つた場合に、たとえ教職員に若干あつても、これは直ちに調査ができて、勧告をするなり、人権擁護局として立派に処理できる。ところが警察に起つた人権侵犯事件といふものは、警察官は職権を使つて本當のことを言わないので、非常に案件が多いが処理がたい、而もそれが数字的に現われて来る。教職員と警官と

いうものは随分違ふのだと、こういうことを人権擁護局長が言つておりましたが、今度自治体警察がなくなつて国家警察となつた場合には、更にその懸念は私は増大すると思ふのであり

ますが、これに対する今後の國警長官の決意を承つておきます。

○政府委員(斎藤昇君) 警察はその職責をいたしまして、国民の権利、自由を保護するというのが職責でございます。警察の職責の行使はすべて人権の尊重というものから出発しなければならぬのであります。只今仰せになりますような事柄がありますことは、私どももいたしましては極めて遺憾に存するのでございます。ただ人権擁護局等へ事件を訴へ出ると申しますか、申告をいたしまする件数は、警察におきましては相当多いことは認めております。我々もいたしましては、これを謙虚に幹部が調べて、場合によりましては檢察においてお調べを願ふこととしたしまして、事実の真相を的確に熱心に把握をいたし、その結果に徴しまして必要なる処分を嚴重にいたしたいと、かように考へておるのであります。ただ警察において取調べられませんでした結果、何と申しますか、必ずしも事実でないというふうな事柄を申告せられるという場合も絶無とははしがたいと存するのであります。我々のほうにいたしましては、さような予断を持たずに、むしろさういふ申告があれば必ず事実があるに違いないと、こういう予定の下に事実の調査に当らせるように指導しておるのであります。今後とも嚴重にその方針を堅持して行きたいと考へております。

○矢嶋三義君 次に定員關係について承ります。一緒に承りますから忘れないで答弁して頂きたい。その一つは私全く知識がないので参考に承るのであります。各人の人口と警官の

比率というものが大まかにどんなふうになつてゐるか、その点と、それからこのたびのこの定員法改正によつて三万一千名減員することになつてゐるわけでありまして、これは自治警備止に伴う機構の改革が主なる原因であるんだと思ひますが、このたびの定員減の一般方針から若干減員ができてゐるわけでありまして、この三万一千名というのはこの警察法改正それのみから出た数字ではないと思ひますが、その点はどうかということ、それから衆議院で警察法は修正されて参つてゐるわけですが、あの三万一千名というのには相違は来たさなきのうか、先ずそれだけ答弁してもらいた

○政府委員(斎藤昇君) 各国の警察官の定員と人口の比率でございますが、只今ここに資料を持合せておられますけれども、私の記憶によりますと、アメリカその他大団団によつて若干違ひますが、都市と田舎のほうを通じて、まあ六百六、七十というのから七百、そこを前後してゐる、かように記憶をいたしておきます。勿論この警察官というものをどういふものを警察官として勘定するかという点によりまして、この数字は若干動きますが、まあ常識的に警察官と称するものを入れますと、アメリカにおいては六百六十人くらいがアメリカ全体の平均であつたと考へておきます。

○矢嶋三義君 日本はどうです。
○政府委員(斎藤昇君) それで又日本、我が国におきましては現在警察官が十三万三千、警察官だけ十三万三千と云ふことではあります、大体この数字に似た数字でございます。昭和二十五年の国勢調査人口八千三百万に對して六百二十六人という数字になつておるのでございます。

その次に三万人の定員減の理由は機構を簡素化するということによつて考へ得られるのでございまして、我々もいたしましては、この機構の簡素化なくして定員を減少いたしますことは、どうしても事務の能率にそれだけ低減を来さず、従ひまして、定員の全体の事務能率、これを低減しないで行いますためには、この機構の簡素化がどうしても必要だと考へておるのでございます。

それから第三点、衆議院において修正せられたる点に關係をいたしましては、この三万人の減員は四カ年計画でございまして、一カ年間市を、五大市を府県から別の区域の警察として置くという点につきましては、この三万人は四カ年後でございまして、その点には影響は来たさなきと考へておきます。ただ一年経ちました後におきましても、五大市の市を統括するたために府県警察の中に市の警察というものを設けますことに相成つておられます。この關係から当初考へておりました三万人というものが二、三千人は減少せざるを得ないんじゃないか、かように考へておきます。

○矢嶋三義君 具体的に伺います。昭和二十九年年度一万人減員となつておられますが、これは多く影響して来るんじゃないかと思ひませんか。
○政府委員(斎藤昇君) 初年度一万人、次年度は七千五百人、かように考へておられますが、初年度の一万人は必ずしも多過ぎるとは考へておられません。そこで当初の一万人では場合によりますと、先ほど申しました二、三千人というものは初年度ちよつと困難になるかも知れませんが、この二、三千人が二年以降において延ばされることになる可能性があらうかと思ひます。

それから先ほど各閣を申されましたが、ちよつとここに資料が出て参りました。日本は警察官一人当り六百二十八人、アメリカが八百五十七人、イタリヤが五百六十三人、イギリスが六百九十七人、フランスの資料はちよつと持合せておりません。

○矢嶋三義君 それはあのデモ隊のときに必要な予備隊をたくさん蓄積してあるのです。最近のように吉田総理やら大臣の動くたびに物凄く警官を動員する、ああいうのを少し抑えたら、日本の警官の数は自治警備を廃止せんで私は減少する方法があると思ひますので、ついでに申上げておきます。

○矢嶋三義君 それはあのデモ隊のときに必要な予備隊をたくさん蓄積してあるのです。最近のように吉田総理やら大臣の動くたびに物凄く警官を動員する、ああいうのを少し抑えたら、日本の警官の数は自治警備を廃止せんで私は減少する方法があると思ひますので、ついでに申上げておきます。

○政府委員(斎藤昇君) 法律、条例で適用のできまする限り御趣旨に副い得ると考へておきます。
○矢嶋三義君 法律、条例に副い得るといふのはどういふことでございませうか。
○政府委員(斎藤昇君) 待命制度の中に、本人が願ひ出たならば、必ず全部待命にするというわけではありませんので、承認を得て待命を認めるわけでありまして、そこで法令等において承認し得る限り必ず御趣旨に副い得ると考へておるのでございます。

○矢嶋三義君 これで終わります。最後に小坂国務大臣にお尋ねいたしますので、お答え願ひしたいと思います。これで私終りいたしますが、それは能率の向上と国民負担の軽減の立場から、自治警備を廃止して再編成をする、こゝう言われるわけですが、又吉田内閣は教育の面においてはこれと酷似の機構であるところの地方教育委員会を育成するという立場で、地方教育委員会を野党の反対にかかわらず、国民の有識者の大部分が反対してゐるにもかかわらず設置したわけですが、ここには私は大きな矛盾があると思ひます。ただ矛盾のない点はどこかという、中央集権的である。自治体警察を一本にして、国務大臣を警察庁長官とする、この中央集権的な考へ方、それから教育の面においては、これを保守派の人々を掌握下に置いて、中央の文部大臣の意向というものを末端まで浸透させようという、この中央集権的な考へ方、更に警察並びに教育の政党支配という考へ方です。それは警察庁長官に国務大臣を持つて来たことが象徴的であり、更にこの地方教育委員会にしても多額の国費を要する。そしてむしろ教育は非能率になつて来るにもかかわらずこれを設けたことは、ここで教育の政党支配をやろう、更にそれを一歩進めて、このたびの教育二法案によつて、その画龍点睛をやつた。こゝういふ立場から、この警察法の提案理由にも、不偏不党且つ公平中正ということを一応認られておられますけれども、この自治警察あるいは地方教育委員会の設置、こゝういふものは形の上からは矛盾してゐるようではあります、その根拠を流れておるところの政治理念というものは中

○政府委員(斎藤昇君) 大体御所見の通り取計らいたいと思つておきます。例えは今度の減員は、待命制度を使つて減員をする場合が殆んど大部分と存じます。併し中には死亡をいたしましたり、或いは懲戒免官になつたりして、欠員となつたものを補充しないで、それを減員の数に充てるということもありませんから、この予定しております一万人とか三万人というものを全部待命によつて職を退いた、それによつてだけ整理するといふのではなくして、自然減耗、そゝういふものも含めて三万人の中に入れた、かように考へておるのであります。

中央集権であり、政党支配である、こう
いう一貫したものが流れていると私は
断定するものでございます。かくのご
とき法案に対しては、我が国の行政機
構を担当している内閣委員の一人とし
ては、断じて容認できないという意見
を持つておられることを私はここに
表明して、国務大臣小坂さんの所見を
承わつて質問を終わります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 主として
この警察法の改正の意図するところに
ついて申し上げますが、私どもは警察
の事務というものは国の性格を持つも
のもあり、地方的性格を持つものもあ
ると考えております。現在これを国
警、自治警という地域的な区分によ
つて分けております。この両者間に非
常に協力義務はありますけれども、非
緊密なものはないというふうな関係か
ら、どうしても設備、人事の重複を来
たして、これが非効率、非経済である
ということからいたしましたして、これ
を縦割りにいたしまして、府県自治警、
府県単位の自治警察を設ける、こうい
う趣旨であるわけでございます。国の
警察事務というものにつきましても、
これは府県に団体委任する、こういう
形をとつておりますけれども、やはり
或る程度の本来的な、国家的な性格か
らいたしまして、中央に適度の統制と
いうものを維持する必要がある、こ
う考えておりますのがこの法案の趣旨
でございます。従いまして経費の区分
におきましても、地方において負担し
て頂く面も多くなつておりますが、こ
れは財政計画等で先ほど申し上げまし
たような、交付税等によつて措置をいた
す、かような考えであります。決して
私どもは警察の中央集権化ということ

は考えておりませんので、警察事務本
来の中に、国家的性格を持つておるも
のがある。併しそれを非常に能率的に
やることといたしますと、中立性を侵す
ということになる、そこでその危険をな
くそうという意味におきまして、公安
委員会というものを強く表面に持出し
て、公安委員会の中央地方における中
正な、良識ある判断において警察を政
党化するということのない、本来的な
警察の中立性という点を強調いたしま
して、国民の人権を擁護し、まあ経費
負担も少くして、安んずるという言葉
もござりますが、その意味においての
安んずる警察を作る、こういうふうに考
えておるのでございます。

○補見義男君 法務委員の立場から若
干警察法案についてお伺いしたいので
あります。時間の制約もござりまする
し、なお重要な事項については、他の
法務委員のかたからも引続いて御
質問になると思ひますから、私は極く
概略的な点についてお伺いをしたいと
思ひます。

法務委員の立場としての、この警察
法案に關しての関心を持つておる場合
には、午前中に羽仁委員からお述べに
なりました通り、この事務が、人権擁
護の立場から極めて我々としては関心
を持たなければならぬということをお
述べになつたのであります。私は
そのことも勿論極めて大事な点であり
ますけれども、更にそれに加えて、秩
序の維持、この社会秩序の維持に關し
ては、一般社会の関心、或いは協力を
いうことが極めて重要である。即ち一
般社会の協力なきところ社会秩序の維
持なし、こういふような観点から、従
つて民主的警察ということが、新らし

い憲法の下においても、非常に大きな
意義を持つて参つたと思ふのでありま
す。私は従つて、その民主的警察とい
ふ観点から、若干の質問をいたした
と思ふのであります。質問をいたし
ます前に、二つだけお伺いをしておき
たいのであります。一つは、今般の衆議
院において、政府御提案になつた警察
法案が修正されました。政府は一体こ
の衆議院における修正をいかに修正と
考へになつておられますか、或いは悪い
修正とお考へになつておられますか、い
い修正とお考へ、或いは悪い修正とお考
へになつておられますか、そのいづれ
かについて、どういふ理由でこれがい
い、或いは悪いといふことを先ず以て
お伺いしたいのであります。それから
もう一つは、今もちよつと矢嶋委員か
らお触れになりましたが、警察事務の
性格の問題であります。私も曾つて
の警察国家時代においては、警察事務
は国の事務である、こういうふうな教
えられて参つて来たのであります。が、
只今の御説明では、国家的な要素もあ
り、又地方的な要素もある、こういう
ような御説明でございました。主とし
て警察は本来どちらの事務であるか、
これが若し地方的事務であるとする
ならば、その地方事務における国家性
の問題は指揮監督その他の警察事務の
統制といふことで一応はお考へになれ
ばいいのであるし、又本来これは国家
事務といふことであるならば又それに
相応した警察法の体制がでなければなら
ないと思ふのであります。質問に入
ります前に以上の二点について先ず以
てお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御指摘の
ように衆議院におきまして修正を受け

ましたのでござりますが、私は政府と
いたしまして修正に批判を加えます。こ
とはむしろ立場上避けるべきではない
かと思ひますが、議員として出てお
りまする気持ちから申し上げますと、非
常に御苦心の結果尊敬すべき御修正で
ある、特に公安委員会を民主的保障の
ために前面に押出すという観点からい
たしますと、その観点は非常に御苦心
のあつたことと敬意を表します。いず
れにいたしましては行政府といたしま
しては立法院の御修正に従うというこ
とは当然であると思ふわけでありま
す。

なご警察事務といふものの本質をど
う考へるかということでございます。こ
れは地方行政委員会のほうに資
料の御要求がござりまして提出いた
したものがござりますから、ここに説上
げてみます。警察の本質がございま
すが、「警察の権能は、本来国の統治
権に基く作用であるが、その性質は、
困と地方の両者の利害に關係をもつ
ものであり、この権能を国と地方公共団
体の間に如何に配分するかは、「国
の行政上の責任」と「地方自治の本
旨」を総合的に考へて法律により適切
に定められなければならないところで
ある。」こういうふうな警察の本質
といふものを理解いたしております。

なごこの警察法に申します警察事
務といふものにつきましても、「警察
法は、所謂形式上の意味における警察
の組織を定めるものであつて、即ち、
国が警察事務の性格を勘案し、国と地
方公共団体の間に於いて、如何なる組
織をしてこれを行わしめるかを定める
ものである。即ち、現行法において

は、市及び人口五千以上の市街の町村
に警察事務を行わしめ、爾余の区域に
おいては国が自ら警察事務を行つてき
たのであるが、新法案においては全面
的に広域自治団体たる都道府県に警察
事務を行わしめんとするものであつ
て、警察事務は都道府県の事務となる
のである。」こういうことでありま
す。

○補見義男君 今の点は私は極めて何
と申しますか、さりとてした気持で実
はお伺いしたのであります。それは政
府はいろいろ長い間御検討になつてこ
の法案を出したになつた。併し国会が
いろいろ慎重に審議した院においてい
い修正もできなかったらうと思ひ、又党
のいろいろな立場から悪い修正も或
はできたのじやないか、この法律を施行
する上においてこういう点は実は原案
は非常に政府としては能率的に或いは
効率的にやらうと思つて、この結果案
ができたと思つたが、それがこの修正
によつて困つたといふような点がある
あるだらうと思ふ。何らの意見もない
といふことは私はこれはおかしい、か
といつて今のお言葉のように、これは
今までの政府の通り言葉であります
が、法案が両院を通過した際において
はこれを政府としては尊重するといふ
ことをよく言われております。形式的
な答弁としては私はそれで結構だと思
うのですが、私どもも真剣にこの法案
には取組んで参つております。我々が
考へておつた点が足りない点もあるか
もわからないし、又政府のお考へにな
つておつたことが間違ひとは言えなく
ても、よりよい修正ができたという場
合もままあることではあります。従つて
率直に、形式的な御答弁ではなしに、

は、市及び人口五千以上の市街の町村
に警察事務を行わしめ、爾余の区域に
おいては国が自ら警察事務を行つてき
たのであるが、新法案においては全面
的に広域自治団体たる都道府県に警察
事務を行わしめんとするものであつ
て、警察事務は都道府県の事務となる
のである。」こういうことでありま
す。

は、市及び人口五千以上の市街の町村
に警察事務を行わしめ、爾余の区域に
おいては国が自ら警察事務を行つてき
たのであるが、新法案においては全面
的に広域自治団体たる都道府県に警察
事務を行わしめんとするものであつ
て、警察事務は都道府県の事務となる
のである。」こういうことでありま
す。

は今度の法案ではやめたのでございませぬ。そういういきさつを御了承願いたいと思ひます。

○補見義男君 その都道府県公安委員会についてどういふ介入と申しますか、役所側からの介入についてはどういふことか、それは木末公安委員会というものは、それは性格のものなのだ、だから本来介入することはこれはいけないのだという感じが私には根本の理由じやないかと、こう思ふのです。従つてその考え方は国家公安委員会においても私は同様にとらえなければならぬと思ふのでありますが、これは先ほど申し上げたように議論になるのと時間が立ちますから、ただどうもそれは平仄が合わないといふことだけを申して次の質問に入りたいと思ひます。

公安委員会に、先ほど小坂さんがお述べになつたように、衆議院の修正はこの公安委員会に自主性を持たせるといふような意味のことをお述べになりましたが、私もまだ原案では不十分でありますけれども、一歩よくなつたと思ひます。そこでこの公安委員会の委員の問題であります、委員の問題については、政務所属の問題について、国家公安委員会においても又都道府県公安委員会においても一つの制限を設けておられます。例えば三人以上なつてはいかんとか、或いは二人以上同一政党に属してはいかんとか、こういうふうなことを言つておられます。一先ほどから申しますように、警察といふものは不偏不党であるべきだといふ、そういう意味から政党内閣の下における大臣の任命といふものは私は実はいけないといふ意見を述べたのであり

ますが、公安委員会にも同様のことを私は実は申したいのでありますが、政党内に所属しない人を公安委員にする或いは現に今まで政党内に所属していた人は政党内に所属して、そして政党内に無関係の、それこそ文字通り不偏不党といふ形式を整へて、その人が公安委員の重責を担う、こういうことが警察を不偏不党ならしめるという根本精神から言つても尤もな考え方じやないかと思ふのですが、その点をなぜそういうふうにお考えにならなかつたのか、この点をお伺ひいたしたいので

○國務大臣(小坂善太郎君) 前に歸るのでございませぬが、府県において副知事を入れるといふようなことに對しての意見があつたといふことは、そういうことがある以上、選挙をやめたらいいじやないかといふわけでありませぬが、やはり国と県とはその点において若干違ふと考へておられますが、國務大臣はやはり選挙によつて出て來てお

りますので、やはり一応國民を代表しておる。府県の副知事といふと、事務官のような形でございます、ちよつとそこに知事の下にある、或いはそれよりも下にあるといふ点では似ておられますが、若干違ひがあるのじやなからうかと思つておられます。なお國の公安委員会といふものに対して、或いは府県の公安委員会といふものに対して、やはり県なり國なりの氣持が違ふといふ点もあろうと思つておられます。なお政務官が國家公務員になるという点でございますが、これは政務官なるが故にいかんといふことも甚だ憲法上の疑義その他のことも言われるのでございまして、やはり宣誓もいたし、本来

忠誠なるべき警察事務に携はるといふ氣持におきまして、党派的な根性といふものは警察事務を行うといふことの前には余ほど私拭せられて行くのではな

いかといふことを期待しておるのであります。また過半数を占めますことには好ましくないもので、人数の制限をいたしておきます次第でございます。ただこの日本の場合政務官であるといふことが非常に嚴格に突は行われ

ておられますのが実態かと存じます。先ず前の日にやめれば政務官でないといふような屁理窟を言われまして、結局そういう政務官はいかんと

は事務官以下だと思ふ。副知事を好ましくないといふならば、大臣はその意味においては私もつと好ましくないと思ふのですが、これは大臣がそういうことをおつしやいましたから私もついでに申上げておきます。

二番目の政務官だからいかんといふようなことはどうか、こういうふうなお話もありましたが、私は先ほど申し上げたのは、不偏不党といふことを看板にしておるのだから、少くとも政務官を離脱してもらふ、政務官であるならば、こういうことをとつたらいいじやないか。現にその政務官であつてもそれは宣誓もしておるのだからちよつとも差支えないのだ、又良い人がなるのだ、こういうことであるならば、その人が二人であらうと三人にならうと、それを制限するといふこの原案の規定はこれは又私は矛盾しておると思ふ。だからこれはやはり筋の通つた理窟に合つたことを言われたいと思ふのでありますが、恐らくこれも又議論に終るようで、時間を食ふばかりです

から、私はこの点は意見を申上げるだけにとどめておきます。そこで公安委員について國の場合においても又地方の場合においても、地方公共団体或いはその他の公的機関の常勤職員を兼ねてはいけません、こういうことになつておられます。どうも政府のお考え方は如何にも表面は公安委員会というものは、この警察法の運営の一番目玉になる中心の大事な制度であるといふようなことを表面はおつしやいますけれども、そうして又規定の上では、その警察官のようなのは國家公安委員会の事務局のように見えるよう書き振りでありますけれども、これは

公安委員会といふものの本心はそう重きを置いた考え方をとつておられないのじやないか、こういうふうにも思われる節があらうとあらうに思ふ。その一つの例としてこれは極めて些細な例でありますけれども、今申し上げたように常勤の兼職禁止の規定がございませぬ。これは國の公安委員会においても或いは地方の公安委員会においてもその委員のかたゝんは大事な警察を運営するのでありますから、これは常勤だと思ふのであります。常勤でなければ私はこの議論は申しませんが、常勤だと思ひます。常勤だとすれば國の、或いは地方公共団体の常勤の職員といふだけではないに、民間の機関であつても責任を負つておる知事は勿論のこと、常勤の職員と兼ねてはならない、こういうことをするのじやありません、この

つた考え方は如何でしようか。○國務大臣(小坂善太郎君) この委員につきましては仰せの通りに考へてお

りまして、やはり非常に重要な職務に携はるものであるから、他に非常に忙がしい責任のある仕事を持つてお

円滑を欠いておることは御承知の通りであります。その不始末を責めてそれに我々は做らうという意味は決してございませぬ。ただ我々も生きたなま身でありますから、連日こうしてやつておりますると、「何を言っているのかわからない」と呼ぶ者あり、いい質問もできません。「一謹職々々」と呼ぶ者あり、又政府のほうもお疲れだろうと思ひます。「はつきり言え」「疲れて声が出ないのだ」「やめろ」「発言中だ」と呼ぶ者あり、そこで私どもは、「はつきり聞えないよ」と呼ぶ者あり、こつちへ来て聞いて下さい。

そこで我々は決して無理を言うわけではありませぬ。「一通そうと思つたら滑らかにやろう」と呼ぶ者あり、本日適当な時間に本日の質疑はお取りやめ頂きまして、明日午前中に法務委員会における質疑を許して頂きたい。それで地方行政委員会としてはすでに御決定になつておる御予定がありまして、明日は参考人をお呼びになつておるようでありませぬ。その参考人をお呼びになつておる委員会においては、政府当局は御出席にならないことだと思ひます。お体がお空きになつておることだと思ひます。従つて政府委員のかたへは法務委員会にお見え頂きまして、法務委員として本日適当な時間にお取りやめ頂いた残りの部分を明日午前中に質疑をさして頂く、こういうふうなお取計らいになりますれば、地方行政委員会における御決定になつておる日程を阻害するわけでもなければ、却つてクリアな頭でもつてお互いに質疑応答ができて、少しでもこの法律をよくするという立場

において私は望ましいのではないかとと思ひます。自由党のかたへは何か誤解されて変な御発言もありませぬけれども、私も決して他意あつて申すのではありません。その点を御了承頂いて、委員長においては然るべく進行をお願いしたい、こういうことを申し上げるわけでありませぬ。

○委員長(内村清次君) 只今楠見君から議事進行に關しまして御発言がございましたが、全く今日の連合委員会を開催をいたしました地方行政委員会のほうといたしましては、又今日委員長職をとつておられます委員長といたしまして、深更誠に各委員のおかたがたが連日法案審議にお疲れの上に、更に又今日このよう長い時間、而も又この重要法案に對しまして、貴重な御体験に基く又御見識に基くところの御意見及び又質疑を展開頂きまして、実はその法案の審査をやつております委員といたしまして、又委員会といたしまして、誠に皆様かたの御意見、御質疑の内容の点に對しましては、十分この法案審議の上には有益な私

がたの御協力を願わなければ到底私委員長といたしまして誠に責任の重大を考へて、責任を本當に円滑に果されるだろうかと心配いたしておつたような次第でございまして、この点も十分お含み頂きまして、どうか一つ最後までできますならば一つ御協力の点をお願いしたいのでございませぬ。

又第二の点につきましては誠にこの合同委員会といたしましては或いは又地方行政委員会及び委員のかたへといたしまして、そのような取扱いができませんれば私たちがいたしません、決してこれには私は反対はいたさないところでございませぬが、たゞ問題はやはり法務委員会のほうで所管大臣をお呼びになりまして質疑応答を展開されまして、この法案に對して十分御審議頂くことは結構でございませぬ。これはもう法務委員会として誠に結構でございませぬけれども、できませんればやはり残された委員のかたへ、御質疑の状態その他を私たちがよく察知いたしまして、そうして主審委員会といたしまして、その責務が果されれば誠に結構である

と私たちが考へておるのでございませぬ、その点は又あとで地方行政委員会として、委員長といたしましては御希望が本當に法務委員会の今日残られた委員のかたへ、御希望といたしましてならば、そのような御意見を尊重申し上げまして、理事會におきまして成るだけ決定をするように委員長は努力する覚悟でございませぬ。

○楠見義男君 ちよつと速記をとめて下さい。
○委員長(内村清次君) 速記をとめて

午後八時二十八分速記中止

午後八時四十六分速記開始

○委員長(内村清次君) 速記をつけ

○一松定吉君 私は先ずこの本論に入ります前に、ちよつと政府にお尋ねしたいのは、この警察法は御承知の通り、昭和二十二年十二月十七日の公布であつて、而もそれから、丁度八回、修正々々、改正々々と来て八回これを手を変えて今日に至つたのが現行法です。これを全面的に改正しなければならぬのだという理由を一つ私に示して頂きたいのです。この前これが予備審査に當るときに、本會議で問題になつたときに、私はそのことを大體法務大臣に質問をした。ところが大體君の答弁では、どうも統一がとれないのだ。それから費用が要る、それから地方にボスが横行して面白くないのだ。それから五千人以上の都市でありながら経済が持たないからしておれはやめるといふのが統出しておるのだ、こ

ういふことを以て考へてみれば、私はこの際一本にしたほうがいいという考へで出したのだという、こ

ういふことを以て考へてみれば、私はこの際一本にしたほうがいいという考へで出したのだという、こ

だ、連絡を緊密にしてその間違つたところを是正するようにすればいいのだ。ボスが跋扈する、ボスが跋扈する所は何も市警に限らない、府県一本にして、せういふようなことは問題にならないじゃないか、せういふようなことを言うて、これはいわゆる元の國家警察で、昔の警保局長が警察権を一手に握つて、全國にベル一つ押しして号令したといふような状態の再現を図るようなものであるといふと、決してせうではないといふ答弁がありましたけれど、今のこの八回もすでに改正してこの警察法、いまいしく手を入れれば是正ができる。然るにそれをせんで、今度新たにこ

ういふことを以て考へてみれば、私はこの際一本にしたほうがいいという考へで出したのだという、こ

ういふことを以て考へてみれば、私はこの際一本にしたほうがいいという考へで出したのだという、こ

ういふことを以て考へてみれば、私はこの際一本にしたほうがいいという考へで出したのだという、こ

○國務大臣(小坂善太郎君) 從來お示しのようにしばしば警察法の改正は行なつておるのでございませぬが、主として法文の改正といふようなことであつたかと存じております。而も占領下でありました時日が多いのでございませぬ、大改正と言ひませぬか、やや実質

○國務大臣(小坂善太郎君) 從來お示しのようにしばしば警察法の改正は行なつておるのでございませぬが、主として法文の改正といふようなことであつたかと存じております。而も占領下でありました時日が多いのでございませぬ、大改正と言ひませぬか、やや実質

○國務大臣(小坂善太郎君) 從來お示しのようにしばしば警察法の改正は行なつておるのでございませぬが、主として法文の改正といふようなことであつたかと存じております。而も占領下でありました時日が多いのでございませぬ、大改正と言ひませぬか、やや実質

○國務大臣(小坂善太郎君) 從來お示しのようにしばしば警察法の改正は行なつておるのでございませぬが、主として法文の改正といふようなことであつたかと存じております。而も占領下でありました時日が多いのでございませぬ、大改正と言ひませぬか、やや実質

的な改正というものが二回ございませうが、只今大體前担当大臣の言葉として御紹介になりましたような欠点がございます。どうも警察単位というものが非常に多くなつております。又御警目警として、その双方の連絡を密にいたしまして、その運用の妙を發揮するといふことは必要でございませうけれども、二本建てにはつきり分れていられるというその制度自体から参りまする旨点と申しまするか、運用の妙味もおのずから限界があるといふやうなことで、この警察単位の分割から生ずる旨点がやはり費用の面、或いは能率の面、或いは責任の面において種々不完全な点があると存ぜられまゝるので今回の改正をいたしたい、こういうことでございませう。

○一松定吉君 そなたの御答弁は、制度のこれを是正する意味においてといふやうな御趣旨に承りましたが、すべての政治は国民のための政治なので、国民が納得の行くやうにして、そして政治をするのが正しい政治なので、これだけの大勢の都市の関係者が毎日大会を開いたり、費用を使つて東京に陳情に来たり、皆さんのところに訪問したりしておられることは、如何にこの市警の存置といふことが自分らの日常生活に必要であるかといふ、治安の維持に大切であるかといふことを痛感した結果こういふ行動に出たおる。それならば、政治の眞価を發揮するためには、そういうような点は考慮のうちにに入れて、そしてそれを是正すべきところは是正し、そして国民の意思に従ふやうにすることが本當のいい政治なのだ。それをただ制度を改革するために府県一本にしたほうがいいといふことは理論に捉はれて、本當の政治じやないかと私は考へておるのです。けれどもこの点は、まあ私はあなたと議論しても仕方がないから……。そういうやうなことで非常に都市の諸君は熱心にこれを存置することを希望して

おり、本日ここに傍聴しておられる人も、多く都市の存置に熱心な人々ばかりであるといふことを頭にお入れになり、私もそれを考へて先づこれから一つ質問を続けたいと思ひます。

先づ第一に私がこの法案の中で、今申しましたように中央集権的の警察法の改正ではないか、その旨が多分にあるといふ点に一つメスを進めてみたい。御承知のこの国家公安委員会に國務大臣を入れるといふことは、これは補見君も先刻質問のありましたやうに、私もはいわゆる中央集権のこれが一つの働きの形である、かように私は考へる。なぜかといふと、國務大臣といふものは御承知のように憲法の規定によると總理大臣が勝手にこれを任命し、勝手に罷免することができ、でありますから補見君は憐れなる職業上國務大臣と、こういうやうな言葉をお使いになつたが、その通りである。(笑聲) そういうやうな總理大臣の前行つては頭が上らない、總理大臣に何か忠言みたいなことを、諫言みたいなことをすると、お前根本辭めてしまへ、お前根本辭めてしまへ、こういうやうなことをすると、折角國家民衆のためによい政治をし、よい米俵のことについて話をし、よい厚生事業をやろうと思つた農林大臣や厚生大臣が、ただ一言の下に辭めさせられるといふやうな國務大臣の地位といふものは、実に薄氷を踏むやうな地位にある。その人が國家公安委員会の会長になるといふやうなことは、いわゆる總理大臣が君こやれ、あやれ、それらに反対なら辭めてしまへ、こやれ、こやれ、どうしても總理大臣の一言一句に

唯々諾々として応じなければならぬ、そういうやうな地位にある人をこの國家公安委員会のいわゆる会長にするといふことはよくないではないか、かように私は考へておるのであるが、この点は責任政治を明らかにするに於いては必要じやないかといふお答であつたのですが、それは間違ひありませんか、その点から一つ新たに論陣を進めてみたいのです。

○國務大臣(小坂善太郎君) 種々深い御経験に基くお話で傾聴するのでございませうが、私の考へたいたしましては國務大臣といふものはこれは非常に國民に対して責任のある地位であるといふ考へておられます。単に總理の一顧一笑を窺つておられるやうな立場ではないといふ考へておられます。又國會におきまして、常時監視を受けておられます國務大臣といふのはそれほど勝手のできんといふ点においては、良心的に務めておられます。これは、これほど常に國民から監視を受けておられる國民に対して責任を感じておられる立場はないと考へておられます。でございませうからして、或る特定個人の一顧一笑を仰いでいるといふことでは決して務まらんものと心得ておるのでございませう。ただ御質問の点で責任を明らかにするといふことでございませうが、これは先ほど他の委員のかたにお答を申し上げましたやうに、よい意味で國家に対する政府の考へ方、治安に關連した政府の意見といふやうなものを常に公安委員会の席において委員会の各位に意思を疏通させる、こやういふことがひいては國の治安に対する責任政治、政府の責任感を一層強からしむる、又國會に対しても、公安委員がやつておられることにつ

いて常に公安委員長たる國務大臣が國會の意見といふやうなものを公安委員会に反映して行くといふことが、これ又公安に關する政府の治安の責任を明らかにする、こやういふことにならうかと心得ておる次第でございませう。

○一松定吉君 そやうすると、今あなたのお話では何ですか、國家公安委員会の會議の模様を自分には常に知りた、そしてその會議の模様によつて國會にその國家公安委員会の會議の模様を反映せしめる、若しくは内閣にこれを反映せしむるために國務大臣が國家公安委員会の会長になる必要がある、こやういふお答ですか、もう一遍一つ。

○國務大臣(小坂善太郎君) そやういふ点もございませうし、内閣の考へ方を公安委員会に反映するといふ考へ方もございませう。その間の意思の疏通をよくせしめる、こやういふことでございませう。

○一松定吉君 そやうすると内閣の考へ方を國家公安委員会に反映せしむる必要上そやういふことをやるのだといふことは、それは私のいわゆる政府は國家公安委員会を意のままに動かすといふことになる、こやういふことに私は思ふのですが、それは如何ですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 内閣の考へ、治安に対する考へ方を反映すること、が意のままに公安委員会を動かすといふことにはならないと存じます。公安委員会の委員といふものは身分を保障され又それらの職見を持つた人たちでありませうから、内閣の考へ方はどうあろうともよい点があれば取入れ、この点はよくないと思へば取入れない。この点は独自の判断においてなされることと考へるのであります。

○國務大臣(小坂善太郎君) 種々存置運動もあることも承知いたしてございませうが、又廃止すべしという運動もございませうやうでございませう。で、中には自治警を持つておられる市町村におきましても、これは私どものほうに廃止してもらいたいといふことを言つて参る者もございませう、私も考へてみますと、やはりこやうした制度の改正といふことが問題になつておりました、反対、或いは賛成と入り交つて、又種々論議が行われております。

○一松定吉君 あなたは責任政治の建前から國務大臣を公安委員会に入れて、そうしてこれらの国家公安委員会のやつたことについて政府が責任をとらなければならぬというふうに先刻お答えになつたことを覚えておられますが、私どもはこの国家公安委員会の任命は国会の同意を得て總理大臣がこれを任免する、そうして總理大臣はその委員に対しては任免黜陟の権を持つておる、即ちそれが第九條第二項、三項、四項にそのことが明記されておる。即ち委員が心身の故障のために職務の執行のできないと認める場合又委員に職務上の義務違反があると認める場合、これは委員に適しないと認める場合、委員に非行があると認めたる場合、こういう場合には即ち西議院の同意を得てこれを罷免することができ、これが第二項、第三項には、内閣總理大臣は、西議院の同意を得て、左に掲げる事項があつた場合には委員を罷免することができる、即ち政党内閣に係ある人が三人以上委員になつた時分には、その一人をやめさせることができる。或いは總理大臣はその委員のうち二人がすでに所屬している政党内閣に所屬するに至つた時分には、その過ぎた員数の者を直ちに罷免することができる、或いは政党内閣に新たに二人以上の委員が所屬するに至つた場合においてはこれら者のうちの二人を超える員数を罷免することができるというふうに、總理大臣は自分の考えによつて、この委員は不適任だと思つた場合には、自分が内閣總理大臣の地位において西議院の同意を得てこれを罷免することができるといふのであるから、いわゆるその委員が不適任であるという場

合には、国会の同意を得てこれを罷免する。その罷免することによつて新たな總理の考へておるような立派な公安委員といふものが任命ができるということであらば、そういう意味の範囲内において總理大臣はこの任免黜陟の権を持つておることによつて責任を果すことができると思つておる。公安委員会といふものは全く總理大臣から離れてしまつて、總理大臣は指も染めることができないというふうなことであれば、それは總理大臣が自分がこれらの自分の指も染めることのできないような者のやつた行為について責任を負えないといふことはそれは当然だ、自分はこれは不適任だ、これはこの通りにやるような委員でなければいかにと思つておれば、これを国会の同意を得てそうして罷免できるから、自分がやはり責任を果すことができるということであるから、何も国家公安委員会の中にこの國務大臣を一人入れなければならぬといふようなことがそこに國民が疑念を持つので、あなたに言う通りに、ただ政府の考へておることを國家公安委員会に反映せしめたいとか或いは政府の考へておることを國家公安委員会の人にこれを話して尊重してもらいたいとか或いは國家公安委員会のやつておることについて自分はそのことを知つてこれを内閣に報告するといふようなことでは、わざ／＼この國家公安委員会という重要な責任を果すところに、その總理大臣の自由勝手に任免黜陟のできるような國務大臣を入れるといふことは、私はこれは公平を失するやり方だと、かように私は思つておる。御承知の

通りには國家公安委員会は政党内閣に所屬してはいかん、公平なる立場でないけれども、國家公安委員会は常に公平、至公平、一方に偏するといふようなことがあつてはならないといふことが規定されているにかかわらず、そのいゝゆる國家公安委員会の会長である國務大臣が、總理大臣から勝手に任免黜陟される人を会の中に入れておることは不正にして偏頗な処理を行わんとするといふことが保証できますか。そういうふうなことをよく考えますれば、私どもは國家公安委員会の中には國務大臣は入れないほうがよろしい、仮に入れたとしても補見君の言つたやうにそれは普通の委員として入れるのが、会長としてそれを入れることはよくないやないかといふことは私どもは本當に率直に思つてございまして、併しそれよりもまだやはり入れたほうがよいといふ場合に御意見があれば、その御意見を一つ承わらして頂きたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 成るほどお言葉のように總理大臣は国会の同意を得て公安委員を任命いたしておるのでございまして、ひとたび委員が任命されます以上は五年間は任期を持つ、身分を保障されております。而も再任をされるのも妨げられないのであります。お言葉のように成るほど免職の規定はございまして、職を失う場合の規定はございまして、これは委員が心身の故障のために職務が執行できないとか或いは職務上の法規違反があつた場合、或いは義務違反があつた場合、或いは非行があつた場合といふやうなことに限られて、その際の適用の条件は限られておるのでございませ

す。いわゆる委員としての行動、事務処理の方法、そういうものについての批判といふものは何ら受けないのであります。その限りにおいて身分は保障されておるのであります。又政党内閣に所屬しておらぬといふお話もございまして、政党内閣に所屬することは差支えないのでございまして、ただ過半数が同一政党内閣に属することはいいけない、こゝういふ規定をいたしておりましたのでございませ。そういうふうな委員といふものは独自の判断において身分を保障されて十分意見を述べ得る立場にございませ。その場合を考へますと、これは悪い場合を考へますと、非常に身分が保障され、いわゆる権力の座におつて何ら他の批判をどこからも受けることがないのでありますから、国会において常時批判を受けておられます者よりはどうしても世間の動き或いは考へといふものによつて感ずるところが少いといふことも、これは悪い面として言えるかと思つてございませ。そこで政府の、時の民意を代表しておられます政府の考へ方といふものを委員によく徹底せしめ又委員の考へておることを時の政府に伝えるといふことがよい意味においての公安委員の活動といふものを一層活発ならしめ、これを以て治安の万全を期するための責任を明確にするといふことと考へておりましたのでございませ。繰返すやうになりまするが、委員といふものは奇数構成でございまして、表決権は委員だけが持つておられます。國務大臣は表決権はないのでございませ。國務大臣は単なる委員になるといふやうなことでございませると却つてこの表決権といふものがこれは偏するといふことになる

と存じますので、こゝういふ規定のほうに責任を明確にし、而も民主的な運営ができるのでよからうと考へたのであります。

○一松定吉君 あなたはこの問答委員があなたに対する質問のときにも丁度犬養君が私に対して答へたと同じやうなことを答へられて、おかしなことを答へると思つたら、今又さういふことをおつしやる。國家公安委員会の委員は議決権がないけれども採決権がある。採決権は議決権の結果じやありませんか。さういふ子供だましみたいなことを言つちやいかん。四人おつて二人は東と西、二人は西と西の場合に、これを判断するのは委員長でしよう。そこで採決権といふものはこの俺は東がいいといふことを意思表示するものが二人、西がいいといふことを意思表示するものが二人あつたときにどちらがきめるかといふことは、そのいわゆる重大なる権力を持つておるの委員である。だからして議決権がないけれども裁決権だけ持つておるのだから云々といふことは、裁決権を持つていれば議決権以上の権力を持つておるのですから、その答弁は君成つちやいませんよ。それはやめにやいかん、そんな子供だましみたいなきことは。(笑聲)本當です。犬養君も丁度さういふことを私に答へた。さうでしよう。一人は東といひ、一人は西といひ、一人は東といひ、一人は西といひ、それをきめることは委員長のきめたことによつてそれが右となり左となつてきまるのだから、最も重い権力を持つておる。その権力を握つておる者がいわゆる國務大臣だから、さういふ議決権はあるけれども採決権がないのだから國家公安

委員会の会長は公平な立場におられるのだから、こういふことはこれは君、通らん議論だからそれはやめたまえ、それは……。「やめるかどうか」「やめるならやめると言いなさい」と呼ぶ者あり。それからこの委員はいわゆる「政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」という制限を受けておりますけれども、ところが国家公安委員会のいわゆる会長となる國務大臣は政治的、積極的な政治運動はできず、よ、政治家なんだから。今の吉田内閣の國務大臣であれば、木村君みたくに無所属を除けば皆自由党の黨員である。その人が、自由党の黨員として最も積極的な政治活動ができるわけだ。そうすると委員になつておるところの普通のものはこれらの政治的団体の役員となることもできなければ積極的に政治運動をすることもできんにかかわらず、その国家公安委員会の会長である國務大臣はこれではできるといふようなことは、これは不公平極まると思つて如何です。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私は委員は奇教構成であるから、奇教の場合、西と東と同数といふことはあり得ないと思つて、西が三人いれば東が二人といふことになるので、その場合の表決権といふものはない、こゝういふことを申上げておるわけでありまして、従つて辞めませんでございませう。(一人欠けたらどうする)と呼ぶ者あり)

○一松定吉君 二人二人で四人でやつて、委員長を加えて五人してやつた場合には会議が開けるのですから、開けないのならばあなたの言ひ通りでよろ

しい。開けるのであればそういう場合が想像できるのじやないですか、それはどうですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国家公安委員会の職務というものは非常に重要なものでございまして、この委員会が重要な採決をいたします場合には委員会に当然に出席すべきものと考へます。(「そういう規定はない」と呼ぶ者あり) 而もこれは委員長としての職責にも又良識にも関係することであると思つて、仮にどなたかが病氣であるといふときには、その意思は十分に聞いて採決の際に参考にするべきものであると心得ております。

○一松定吉君 あなたは十一條の条文を御覧になりましたか。ちよつと見よるじやないか、そこにあるのを、十一條には「国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。」三人以上といへば、三人を以て上だ、だから四人は三人以上だ。そうすると四人の委員と委員長である國務大臣と五人寄れば会議が開けるじやないか。そのときに重要な案件だからして皆の意見を聞かなければ云々といふようなことはこの十一條の法文を無視した議論だ。それはどうですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) これは、ですから私は良識の問題にもあるといふのであります。(一松定吉君「良識じやなくて法律論の根拠を聞いていられるのだ」と述べ) 公安委員会が議決をするという場合に、非常に委員長の意思によつて委員会の意思が左右される、即ち裁決権によつてその委員会の

方向がきまるといふことが非常に重要な場合と、単なる手続的なものについてこれではよろしいかといふような場合とあると思つております。そういうより重要な決定をいたします際にはおきましては、この国家公安委員会の委員の当然の職責上さうな御心配はないものといふ前提でこの十一條を讀んで見るわけでありませう。

○一松定吉君 どこにさういふ規定があるか、その規定を示しなさい。警察法を基にして議論してゐるのだから警察法のどこにさういふ規定があるか示しなさい。重大な問題ですよ、そんなあまいなことで……。

○國務大臣(小坂善太郎君) この十一條によりまして想定せられる場合について御議論申上げてゐるわけがございませう。

○一松定吉君 十一條は、「委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。」だから、三人以上と委員長とあればできるでせう。四人あつた時分には三人以上じやありませんか。委員が四人あれば、四人あつて、四人と委員長が寄つて相談をしたときに、それが二対二になる場合があり得るじやないか。そのときにこれをどちらにきめるかといふことは委員長がきめるのだから、その時分に、重要な法案だから欠席しておる人が出て来なければならんだとか、あらかじめ話し合ひをしなければならぬのだとか、それでなければきまらんのだといふようなことは、君、法文の根拠を示さずしてそんな議論を出しちやいかんよ。十一條にはこゝうあるけれども、今おれの言ひようなことがこ

こにこゝういふようにあるというなら承知しますよ。この法案を今審議してゐるのだから、法案を本にして意見を發表しなければ、大臣たる資格はないよ。(笑聲)

○國務大臣(小坂善太郎君) いかんよとおつしやられますが、私は委員の職責上当然に出席すべき委員会に出席しないといふことはないといふ前提で考へるのであります。(「そんな馬鹿なことではないよ」「単なる希望意見じやないか」と呼ぶ者あり) 而も国家公安委員長といふものは、さういふ重要な採決があるという場合には当然に出席すべき委員にして出席せざる者の意向といふものを聞いて、そして十分にその間の意思の疏通をさせてその會議といふものを指導すべきものだと思つて、これはもう法案の規定を待たずして当然のことだと思つて、(「それは以てのほかだ」と呼ぶ者あり)

○一松定吉君 それはとんでもないことだ。病氣なんといふことはないか。ね。或いはやむを得ないといふことだ。出席できんといふことはないか。人間の生き身だよ。あなたの言ひようなことは、重要な法案の審議をするのだからそのときに必ず出なければならぬといふことは、重要な法案の審議のときには全員が揃わなければ議決できないといふその法文のどこにもさういふことではない。十一條は君のような解釈をしたらとんでもないことだ。さういふような法文がないことを君のような解釈するからいふ問題が起るのだ。(「その通り」と呼ぶ者あり) それは取消しませんか。取消さないならば、その今あなたの根拠をお挙げなさい。(「総理大臣」「総理大臣」と呼ぶ者あり)

それは常識であるとか何とかいふことじやないのですよ。(「陰謀だよ」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(小坂善太郎君) 私も一松委員の先輩であるといふことに敬意を表して……

○一松定吉君 そんなことはよろしい。法案を審議するときには先輩も何もない。

○國務大臣(小坂善太郎君) 非常に御謙遜に申上げておるのであります。が、さういふことはいいよとか何とかいふおつしやいますけれども、私は私の解釈を申上げておるので、ないよといふ御解釈はあなたの解釈です。○一松定吉君 あなた個人個人の解釈を聞いておるじやない。法案を根拠にして意見を聞いておるんです。この十一條にはさういふことになつておるけれども、ほかにこゝういふ規定があるから十一條のようなことでなくつてもこゝういふことはできるんだといふことなら納得しますよ。その十一條の職たる規定にかかわらずさういふことを言つて、さうして先輩、後輩……私あなたを先輩とは思つていませんよ。あなたは立派な國務大臣だと思つておる。(笑聲)だから君、もう一遍それを答えてもらいたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 何回も答えておるのでありますけれども、私の申上げておるものは、さういふ場合といふのは極めて委員の職責上やるべきことではないのであります。さういふ場合を想定して言ひますことは、私の言ひますのは、一般論としてさういふ場合は極めて少いことである。従つて私の上上げておる委員長の採決

第四十三部 地方行政・内閣・人事・法務連合委員会會議録第一号 昭和二十九年五月二十七日 【参議院】

四一

権を持つておるといふことは表決権を持つていないという事で、委員会の意思を委員長に独断によつて決定することはなからう、こゝういふことを申上げておるのであります。

○一松定吉君 独断によつて決定するといふのではないですよ。四人が出て二人二人となつた場合にどちらにするかといふことは、そのいわゆる委員長たる國務大臣がそれを採決する。その採決する國務大臣がいわゆる總理大臣から勝手に任免黜陟される地位におる人だと、こゝういふのです。あなたはこゝの十一條の規定はこれは常識を以て云々と言ふけれども、十一條はこゝういふあなたのような解釈はできませんよ。

これは委員長及び三人以上の委員が出席しなければ会議を開いて議決することとができないから三人以上の委員が出さなければならぬのです。そうすると今の四人のときには会議ができる、そして二人二人といつて二対二といふ場合があり得る。そういうときに採決するのは会長であるその國務大臣がするのだから國務大臣といふものは普通の委員どころではない、重大な権力を持つておるのだと、こゝういふことを質問してはいるのです。併しこれは議員諸君があなたの言ふのがいか、私が言ふのがいかといふことは判断してゐるからこれ以上言いません。(これは大事ですよ)と呼ぶ者あり)これは私はあつたの言ふことは承知しませぬ。

○國務大臣(小坂善太郎君) 先ほどの話でございませうが、何か委員の欠席を狙つて委員長が採決するのじやないかといふ前提の下の御議論と存じますけれども、私も、私どもは、こゝういふ場合には如何なる保証があるかといふこととございませうが、こゝういふ場合には國家公安委員として当然こゝういふ不當な採決を下されし場合にはその職能として反対するだらうと思ふ。その場合公安委員会といふものがこゝういふ態度に出た場合に治安の責任に任ずる政府がこゝういふ状態になるか、これは思ひ半ばに過ぐるものがあると思ひます。私はこゝういふことが保証であると、こゝう申上げておるのであります。

○一松定吉君 今の初めから議論を言いますが、あなたはこゝうも自分の間違つた議論を撤しよといふのは、君よくないよ。十一條の規定で、委員が出ない隙を狙つて会議を開いて、こゝうしてその自分のいゝように採決しようといふようなことをするのは公正なる委員の職責ではないのだからそれは罷免するのだと、こゝうおつしやる、それは罷免していい、こゝういふことをするならば、私のこゝういふことではない。十一條の規定によつて五人の委員であるけれども一人はこゝうしても病氣で出て来ない。それが病氣で出て来ないのを籠をかついで連れて来て寝かせておいて会議をするといふことはこれはないでしようよ。(笑聲) こゝうすると、四人は出て来た。四人出て来た時分にはその寝ておる人の所へ行つて、國務大臣である会長が出席して行つて、あなたが出て来ないから、四人は出て来た、四人は出て来たけれどもこれを二対二といふことになる採決ができない場合、あなたの意見はこゝうですかといふ意見を聞くのですか。こゝういふことはせんでしよう。十一條にちやんと書いてあるのだから、三人以上出て来た場合には会議を開いて議決をすることができるとあるのだから、その法律の命するところによつて議決をする、飽くまであれが欠けていゝるので、その隙にやろといふことではないのです。それならあなたの言ふ通りこゝういふことをするならば公安委員はそれは不適任だからそれは一つ兩会の同意を得て罷免するもいゝが、そんなことではない、四人がちやんと出て来てお互い意見を闘わせてこゝうして意見が一致せずして二イコール二にいかそちらがいかといふことと、こゝういふよりいふことをすることが公平ではないか、こゝういふよりいふことと、或いは決議権がないが採決権はあるとかいふことではなくて、採決権も決議権も同じことです、本當は結論から言へば、まああなたにもうこれ以上のことは言ひませぬが……。

○國務大臣(小坂善太郎君) 何ですか。第三條の規定にちやんと書いてある。
○國務大臣(小坂善太郎君) 第三條の規定はこれは一般職の職員に宣誓義務についてその宣誓の内容を議つた規定でございませうが、特別職の職員につきましても第十條においてこの國家公安委員についての規定を議つておられますのでございませう。國家公安委員も宣誓の義務を持つておるわけでございます、併しその他のものにつきました。この規定はこゝういふので、委員長たる國務大臣はその宣誓の義務はない、かように申上げておるわけでございます。

○一松定吉君 第三條の規定にちやんと書いてある。
○國務大臣(小坂善太郎君) 第三條の規定はこれは一般職の職員に宣誓義務についてその宣誓の内容を議つた規定でございませうが、特別職の職員につきましても第十條においてこの國家公安委員についての規定を議つておられますのでございませう。國家公安委員も宣誓の義務を持つておるわけでございます、併しその他のものにつきました。この規定はこゝういふので、委員長たる國務大臣はその宣誓の義務はない、かように申上げておるわけでございます。
○政府委員(斎藤昇君) お答えを申上げますが、この第三條は、まあ題名に「服務の宣誓の内容」とございまして、本文には「公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行う」といふこと、主眼は宣誓の内容を書いておるのでございませう。御指摘のように条文自身から申しまするとこの第三條によつてすべての職員に服務の宣誓を行う義務を与えたように読め点もあるものであります、その点は条文としてはございませぬが……。
○一松定吉君 ますい……、そんなものを申しては君いかんよ。
○政府委員(斎藤昇君) だが服務の宣誓は國家公務員法によつて義務付けられておるのであります、この法律によつて義務付けらるゝことには相成りますので、この第三條によつて「職務を遂行する旨の服務の宣誓」を課するといふようなふうには解釈はできないのでございませぬ。
○一松定吉君 じや第三條は要らんだと、こゝういふのですか。
○政府委員(斎藤昇君) 第三條は國家公務員法の規定によつて服務の宣誓をいたします場合に、その宣誓の内容に「日本國憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正に職務を遂行する」こゝういふ内容を持たなければならぬ。こゝういふ趣旨でございませぬ。
○一松定吉君 それは内容を持たなければならぬ、その内容について國務大臣が宣誓をする義務があると、この法律により警察の職務を行うべき職員であるのですか、ないのですか。こゝう聞こようよ。
○政府委員(斎藤昇君) 文字上はこの法律により職務を行う職員といふことには相成りますが、すべての職員の中には入るのを見ませんが、併しこの第三條は宣誓を行うべき義務を課した規定ではございませぬから、こゝういふ職員が宣誓を行うかといふことは、これは國家公務員法或いは本法の第十條によつて國家公務員法を準用されてゐる職員、それはそれが服務の宣誓を行う義務がある。別に規定をいたしておられますのでございませぬ。
○一松定吉君 それじや何ですか、このあなたの第十條のお終いの百三條第一項及び第三項それからその前か、宣誓のやつは。この國家公務員法の規定が成るほどあなたの言ふ通り準用され

ておるが、それが準用されておるならば三条の規定は要らんわけだ。第三条の規定はその宣誓の形式であろうと何であろうと警察の職務を行うべき職員、その職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うべきものとするならば行わなければならない。これが国家公務員法に規定があるんだから、これは要らんものだというならば、要らんものを、ここに第三条として規定する必要はない。だから要らんものだけども、ここに一応入れてあるものだけども、消しちやえはい。あなたの言うことならば、法律を全く無視してしまつて、大臣の言うようなこともさつきのあいうことを言うて四人で会議するやうなことはしないと、併しそれは法律に書いてある。三条にも警察の職務を行うすべての職員はこれ／＼の服務の宣誓を行うものとしなければならぬのだから、行うものとするならば行うやうにしなければならぬ。それが要らんというのならばこんなものは書かなければいいじゃないか。そんなあまいなことはかり言うならば審議が進まないよ。

○政府委員(斎藤昇君) 国家公務員法にはこの職務の宣誓にどういふ内容を含むかというところは書いておりません。これは人事院規則で定めることになつておるのでございます。
それではこの法律で国家公務員法に全然内容の書いてないものをその国家公務員法で定められる、人事院規則で定められる、宣誓の内容というものは中にこういうものを含ませなければならぬ、こういう趣旨でございませぬ。

○一松定吉君 国家公務員法の中に書いてない。国家公務員法九十七条に書いてあるじゃないか。「職員は、人事院規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」と書いてある。何が書いてあるかというところ、「人事院規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」と書いてあるじゃないか。だからして国家公務員法の九十七条の規則によつて、今度人事院規則の定めるところによつてやるのだから、国家公務員法にちやんと書いてあるから、人事院規則で書いてあることは国家公務員法の九十七条に引用してあるから、九十七条の規定にはいづゆる服務の宣誓のどういふことをするかということが書いてある。どういふことをするかということ、それは「人事院規則の定めるところにより、」と書いてあるから、人事院規則を聞いて見ればすぐわかる。あなたの言うところの、この第三条の宣誓をしなければならないというものは、これは要らんというところを言ふのかね。もつとそれを徹底してわかつておるよ。もう一つこれ給え。
○政府委員(斎藤昇君) 人事院規則で、例えば公正、公平且つ中立に、こゝろが人事院規則に書いてありませぬ。この法律が通過をいたしするならば、その人事院規則によつて書かれる宣誓の内容にこゝろのものが書き込まれる、こゝろのことに相成ります。

○一松定吉君 そりうことに余りいふまでも相手になるのは馬鹿らしいから、もう言わない。そこで、あなたがたにお尋ねするが、いづゆる公正、不偏不党且つ中正にその職務を行うことを宣誓するというのが三条にも規定してあれば、それから十條の三項にも規定してある。國務大臣は、もうなにかね、そりうする、不偏不党且つ公平中正に職務を行わなくともいい、こゝろ、こゝろいづゆるわけか。
○政府委員(斎藤昇君) これも第二条によりまして、警察の活動或いは職務を果すという上におきまして、不偏不党、公平中正を旨としてやらなければならぬ、こゝろ、こゝろが明記をされておりますので、宣誓するしないにかかわらず、その心構えは第二条に明記されている通りであります。従つて、國務大臣は宣誓という形において、しないというこゝろだけあります。
○一松定吉君 第二条の二項に、「國務大臣は」ということはどこに書いてありますか、今度これを尋ねよう。どこに書いてあるか。第二条第二項に「警察の活動は」と書いてあるじゃないか。「國務大臣は」ということは書いてない。君がたの論法を以てすれば……。
○政府委員(斎藤昇君) 警察の活動が不偏不党且つ中正でなければならぬわけでありませぬので、國務大臣が公安委員長として職務を行われる場合も、やはり不偏不党、公平中正に行わなければならないと思ひます。

○一松定吉君 そゝだから國務大臣は委員長たる資格がないと僕は言うのだから。なぜと申すと、國務大臣の任免は憲法によつて總理大臣が勝手にやるのでしよう。小坂大臣は、大臣といふのはそりう勝手にやれないのだと、理窟はその通り、あなたの言う通り、勝手にやつちやいけぬ。勝手にやつちやいけぬことを現に勝手にやつておるじゃないかね。君。吉田内閣でも君、七十八人、僕もそのうちの一人だ。僕らのときは明治憲法のときだからして勝手にやれなかつた。その後は皆勝手にやつておる。勝手にやられるよりの地位にいる人が、補見君の言う通り、あれが大臣という地位にいる人が、如何に俺は公平公正にやろうと思つても、總理大臣がこゝろやれといふことになる、こゝろやれといふことになつたのと同じだ。こゝろいづゆることを言ふと、こゝろいづゆる不偏不党且つ公平中正を旨とするといふこともできない地位にいる人だから、こゝろいづゆる人が即ち不偏不党且つ公平公正な職務をしなければならぬ国家公安委員会に入ることはよくないのだと、こゝろいづゆる議論が出て来るんだね、だからしてその点について、あなたがたの御意見があれば、もう一廻承つて、それから一つ進みますよ。
○國務大臣(小坂善太郎君) 私はこの一松先輩の御意見でありますがお言ひを返すやうで、さつきから氣になつていたのでありますが、國務大臣といふものはそんなにすぐ簡単に、首が飛んだり、首を切られて泣き面をかきよるものじゃないと私は思つておりました。自分の意見が通らんことがあつたら、堂々と辞めたい。一松先輩さん(と呼ぶ者あり) 犬養法務大臣も、恐らく自分の意見を通して、而も全体の關係をみて自分から辞められたものと、私は首を切られて人を恨むといふやうな情けないものだつたら大臣としての資格はないと思ひます。(一その通り)と呼ぶ者あり、笑声) 委員長は、國務大臣たる委員長は、これは警察のこゝろを担当いたしましたるにつきまして、警察といふものは本来不偏不党、公正であるべきものであると考へておりました。従つて國務大臣が公安委員長としての職務を行ひます際におきまして、これはもう國務大臣としての公安委員長という者は非常に制限されて、職務として私は特に指揮監督、そりう権限はないとみておるが、いづれにいたしましてもそりう地位にあり、自分の権限を行ひます場合に、飽くまでも公平公正であるべきで、これは本来の職務から考へると考へておるのであります。ただ法案上規定いたしておりませぬ理由は、委員長も職務上中立を保つものであることは当然であるけれども、内閣の一員である國務大臣たる地位に鑑みまして、この制限を課する宣誓をしらうといふやうな制限を付けるということには妥当でないといふこと書いてない。と御承知を願ひたいと思ひます。
○湯山勇君 先ほど私が尋ねておりました点に参りましたので、保留しておつた部分の一部をちよつと尋ねさせていただきます。それはいづゆる今一松委員からの御質問に対して妙な御答弁をなさつておられますけれども、私がすつぱら抜きますから、もうそりういづゆるにしまして頂きたいと思ひます。と申しますのは、現行警察法においては先ほどの御答弁にありませぬように警察法による宣誓をしておつたのです。そこでこの法律によつておつたの職員といふ規定が必要だつた、それを不用意に、ここに大臣もおつちやいませぬ、前のとちよつとも變つていふやうな御答弁でしたけれども、文句

が変つていないのです実質的に……。今度は国家公務員法による宣誓、地公法の条例による宣誓をするようになつて来た。そうするとこの法律により「警察の職務を行う」という規定が要らなくなつてゐる。この要らなくなつたものをここに一つくつつけたものだから、そこで先ほど来のああいう苦しい答弁になつた、これが私は真相である、どうでしょうかその点……。でなければ、又質問があります。

○政府委員(斎藤昇君) 率直に申し上げまして現行法の第三条は「職務の宣誓は、」云々の「事項をその内容を含むべきものとする。」と、こう書いておる。これは如何にも翻訳口調でありまして、それは直そうといつたてかよくな形にしたのでありますが、正確に申し上げますならば、職務の宣誓を行うべきもので、この法律により警察の職務を行うもの、というように書いておけばよかつたかと思つて。だから上手な作り方ではなかつた先ほどから申し上げておるのであります。

○湯山勇君 半分お認めになつたよ、半分お認めにならないよ、な御答弁なんで、なおこれは参考のために聞きし、かたゞ申し上げたいのです。総理大臣は職員かどうかというのをどうお考えになつておられますか。総理大臣は国の職員であるとお考えになるかならないか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 国家公務員法の第二条に特別職として「内閣総理大臣」が載せてございますから、これはそういう意味におきましては職員であると思つて。警察の職務

を行うすべての職員」ということになれば、内閣総理大臣だつて公安委員の任命に關与するということになれば、この法律によつて警察の職務を行うのだから、私は一松先生がおつしやつたよりもつと擴大して、総理大臣みずから宣誓をして不偏不党、自由党の総理大臣なかでなくなる、これなら大賛成です。併し今のうちに何だかすべての職員の中に総理大臣は勿論だが、國務大臣さえ入れないという解釈はどこからも出て来ない。これは今長官がおつしやつたように、この内容については成るほどお考えになつたけれども、内容ばかり御覧になつて、その上についておる分を無視しておつたわけですから、そこでどういふ間違ひが出て来た、こういうことだと思つて、それがよろしいと思つておられますか。

○政府委員(斎藤昇君) 先ほどから申し上げておきますように、この条文の作り方は必ずしも上手でなかつたというところからさよふな誤解が生じておるのでございまして、職務の宣誓を行う者は、これは国家公務員法、或いはこれを準用する特別職の公務員となるという、この基本的な立法構成から考へますと、その誤解はないのであります。只今おつしやるような誤解が生ずると、只今おつしやるような誤解が生ずると、現行法におきましてもやはり総理大臣は、国家公安委員を任命しておられますから、この第二条から言へば、現行法だつて総理大臣が職務の宣誓をしなさいやらないのじやないかという点も出て来るわけでありまして、さよふにはいたしておらるのであります。

○湯山勇君 それはほとんどない間違ひです。現行法ではさういふ規定はありません。現行法は宣誓の規定は警察官……、十五條の二項です。そこにも問題はありますけれども、それは省きます。併し今長官おつしやつたのは違ひますよ。十五條の二項は警察官が宣誓をやる。その二項に該当しない者は国家公務員法による宣誓です。

○政府委員(斎藤昇君) 第三条だけ、さうおつしやるなら……というわけです。

○湯山勇君 そこで第三条だけでおつしやれば、第三条だけでさういふ誤解があるのです。而もこれだけ、さういふ法律の大家にさう誤解されるようなものを一般に出しまして、これでお前たちが誤解するのが悪いとは言えないと思つて。さうすれば大臣はこの分については修正の必要ありとお認めになるかならないか、それだけお聞きして、関連質問ですから終了します。

○國務大臣(小坂善太郎君) この法律を讀まれました、誤解がありとすれば、私どもの申している意味で意味が変らないとすれば、御修正を頂きますと結構であります。

は公安委員会について少し何つておきます。本法案の第十條で、第十條の第九十八條第一項は、「職員は、その職務を遂行するに於て、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」といふことになつて、これが九十八條の第一項が、この十條によつて、これが準用されておるね。そこで伺いたいのは、国家公務員に対して「上司」といふのは、どんな人ですか、それを一つ伺いたい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 上司は、この場合ございませぬ。

○一松定吉君 上司はない……。さうするとこの九十八條の一項の規定は、これは要らぬのだな。

○政府委員(斎藤昇君) 第一項の規定は、前段と後段がございまして、それはこれは準用条文になつておるから、準用のできる段だけが準用されるのであります。従つて「且つ」以下の「上司の職務上の命令」といふことは、公安委員にはございませぬから、その点は当然準用にならないのでございまして、前段だけが準用に相成るのでございまして。

○政府委員(斎藤昇君) さよふでございませぬ。職務上の命令はございませぬから、準用のしようがないわけです。

○一松定吉君 それならば、この書き方がよくない。書き方がよくないので、この国家公務員法の九十八條一項の前段といふことにしなけりやならんのに、その前段と、さう區別してないから、今の順序がこれが適用されるように見えるのだが、それはどうですか。間違ひは間違ひと言ひ切つたほうがいい。

○政府委員(斎藤昇君) これは法制局とも打合せをして作つた条文でございませぬが、この場合に法律の前段後段といふふうに書くよりは、当然適用すべきものがなければ、準用できないのだからこのままでよろしい、かように私は考へます。

○一松定吉君 さうするとそれは法文を注意深くしらへたのじやなくて、さう分けてみたところが、上司がないからこれは準用がないのだと、さういふようにあなたは解釈するのだね。さういふ法律を作るときは、すべて詳細に扱つてみて、これは準用しなければいかに、これは準用せんがよいといふことは、ちやんと分けて書かなければならぬのに、上司がないから準用がないといふやうなやりかたはよくないです。

○政府委員(斎藤昇君) さよふではございませぬ、一々条文と引比べまして、ここは準用する必要があるからこの規定を入れた。かように一々當つて、法制局とも慎重にやつた規定でございませぬ。

○一松定吉君 そこでもう一つ伺いたいことは、この第十條によりまして、

この国家公安委員が營利事業などやる
ときには、やるようなことはこれでは
きないのだ、禁止されている。但し人
事院の承認とあるという事は、同法
の「人事院及びその職員」の所轄長の長
の許可「公安委員会は長の許可を受け
れば、私企業についても仕事ができる
と、こういふような規定だが、これは
やはりこういふような世人から疑を受
けるような職務には携われんようにす
るほうが私はいいと思うのだが、上司
が許せばそれでいいというよりなこ
になつて来ると、こういふことがその
地位を利用して汚職といつたような問
題が起るのだが、そこはお考えになり
ましたか。

○政府委員(斎藤昇君) その点も十分
考えたのでございますが、国家公安委
員は人格高潔な立派な意見を持つたか
たを選びたい、そのためにはできるだ
け入選の範囲を広くしたい。国家
公安委員なるが故に他の職業、營利的
な職業或いは会社の役に就けないとい
うような法律にいたしますと、余り選
考範囲が狭くなり過ぎますので、総理
大臣がそつういつた職業ならば適当であ
ると承認したものにすぎましては、で
きるだけ選考範囲を拡げたい、かよう
に考えたのであります。

○一松定吉君 それはよろしうござい
ます。その次に伺いたいのは緊急
事態の布告を発した場合は、第七十四
条、これについては、緊急事態の布告を
発した場合、これを発した日から二十
日以内に国会に付議して、その承認を
求めなければならない。但し、国会が
閉会中の場合又衆議院が解散されて
いる場合には、その後最初に召集される

国会においてすみやかにその承認を求
めなければならない。」「こういふふう
に書いてあります。憲法の五十四
条によりまして、「衆議院が解散された
ときは、参議院は、同時に閉会とな
る。但し、内閣は、国に緊急の必要が
あるときは、参議院の緊急集会を求め
ることが出来る。」「こういふふうにし
て、国会が解散されておるようなとき
には、いわゆる緊急集会をしてその緊
急の事態を審議するといふ規定が憲法
の五十四条の二項にある。やつぱりこ
のときにもこういふような緊急事態の
あるときであつて、大変なときだから
して、その次に召集される国会を待た
ずして、いわゆる解散しておるような
場合であれば、参議院の緊急集会でや
るといふふうな規定したほうがいいん
じやないかと私思つたのだが、これは
どうですか。

○政府委員(斎藤昇君) これは衆議院
が解散されておられないときは、臨
時国会を開いて二十日以内に付議しな
ければならぬわけでありまして、衆議
院が解散されておられますが、衆議
院の緊急性を考えるか、それよりも両院
の慎重な承認、どちらのほうがよろし
いかと考へまして、これは政府がみだ
りに布告を発したかどうかという国会
の批判を十分にやつて頂くというわけ
でございまして、両院に承認を求め
たほうがよろしいと、かように考へ
た次第であります。先ほど臨時国会を
開いてと申しましたのは間違ひでござ
いまして、閉会又は解散されている場
合でございまして。

○一松定吉君 余り議論になるような
ことはよしまして、それは参考のため
に……

それから六十五条に「警察官は、いか
なる地域においても、刑事訴訟法第二
百二十二条に規定する現行犯人の逮捕に
関しては、警察官としての職権を行う
ことができる。」「警察官は警察官とし
ての職務を行うことができる」と、こう
いふことですね。ところが刑事訴訟法
の二百二十二条は、「現に罪を行い、又
は現に罪を行つた者を現行犯人とし
る。左の各号の一にあたる者が、罪
を行つた後から間がないと明らかに
認められたときは、これを現行犯人と
みなす。」「それでこの二百二十二条の根
本規定としては、二百十條檢察官、檢
察事務官又は司法警察官が、これ／＼
これ／＼に対しては逮捕状を要求する
ことができる、こうある。だからこれ
は私の考へでは、この警察官は「現行
犯人の逮捕に關しては、警察官とし
て」なんかせんで、警察官は「現行犯
人の逮捕に關しては、司法警察官」と
して、「司法」という文字を入れたほ
うがよくはないか。或いは逮捕に關し
ては司法警察職員としてか、或いはこ
をを入れると刑事訴訟法の規定とは照
して疑いを受けない。警察官は警察官
としてじやおかしいと思ふが、これは
どうですか、これは極く些細なことだ
けれど。

○政府委員(斎藤昇君) これは特に司
法警察官と書きませんが、当然差支え
がない、かように考へておるのでござ
いまして、刑事訴訟法から見ますと、
これは司法警察職員というふうな
ものが当然であると思へております。
○一松定吉君 これはいいでしよう。
それからもう一つ、もうおしまいで
す。この警視總監の任免は、「国家公安委
員会が都公安委員会の同意を得た上」

総理大臣の承認を得て行うといふこ
とを、これは衆議院で修正したのです
が、私はやはり自治といふものに重き
を置く建前から、警視總監の任免は、都
公安委員会が国家公安委員会の同意を
得た上、総理大臣の承認を得てこれを
行うとしたほうが、自治といふことを
尊重する上においてよくはないかと考
へます。と同時に今度は道府県の本部
長の任免は「国家公安委員会が道府県
公安委員会の同意を得て」行うとある
のを、道府県の本部長の任免は「道府
県公安委員会が国家公安委員会の同意
を得て」行うとしたほうが自治を尊重
するといふ建前からよくはないかと思
うのですが、如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 御所見は誠に
一つの御意見だと存じますが、政府
といたしましては都道府県の警察本部
長といふのは相当重要な職責でござい
まして、都道府県にとりましても立派
な人を得るといふことが必要だと存じ
ます。従いまして都道府県が地方の見
地に立つて任免権を持つよりも、全国
的な範囲でこれを選考したほうが適
当な人が得られる、かように考へるので
あります。

○一松定吉君 もうこれで私の質疑は
極く大略的なところで終わりますが、私
の質疑応答にあなただけに対して失礼
なような言葉もあつたように自分も考
へるが、どうかその点については一つ
他意がない。ただこの法案を本当に納
得するようには審議したいといふこと
で、余りにも我々の考へとかけ離れた
ような御答弁をなさつたためにあんな
り過激な言葉も出たんじゃないかと思
いますから、どうかその辺は私も反省
しますから、「了解々々」と呼ぶ者

あり)あなた方もどうか御反省されん
ことをお願いして質問を終わります。
○委員長(内村清次君) ほかに御質疑
はございませんか。御質疑はないもの
と認めて、本連合委員会はこれを以て
終了することにいたします。
本日はこれを以て散会いたします。
午後九時五十七分散会

昭和二十九年六月二十五日印刷

昭和二十九年六月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局